2019 年度スポーツ庁委託事業

運動部活動改革プラン

学校体育大会の在り方に関する研究

2020 年 3 月

まとめ　目次

１．はじめに

２．大会の在り方見直しに係る現状・課題と基本的な方向性

３．学校体育大会の見直しに係る取組の方策

（参考）全国大会その他の学校体育大会の大会要項改訂のモデル案

４．最後に―学校体育大会改革への期待―

1. はじめに

スポーツ庁では、学校の運動部活動について検討する有識者会議における議論を経て、平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「運動部活動ガイドライン」という。）」を作成・公表した。

「運動部活動ガイドライン」では、少子化等が進展するなかで、従前と同様では運動部活動の維持が困難になっていること等から、将来においても全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを育むことができることを目指し、各自のニーズに応じたスポーツ環境の持続可能化に向けて、運動部活動の抜本的な改革に取組む必要があることから、その具体の内容を示している。

そうした中、「５.学校単位で参加する大会等の見直し」として、学校体育大会の見直しについても、具体的に言及されている。

本報告は、この「運動部活動ガイドライン」に基づく、「学校単位で参加する大会等の見直し」の推進にむけて、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、日本中体連）や公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連）をはじめとする中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の学校体育大会の主催者が今後の改革に取組む際の参考に資することを目的とし、現状や課題等を整理・分析したものである[1]。

日本中体連及び全国高体連においては、本報告を踏まえた対応を期待するものである。また、高等学校の野球部に関する学校体育大会を主催する公益財団法人日本高等学校野球連盟その他の都道府県等高等学校野球連盟においても、同様の取組を期待するものである。

さらに、全国大会の主催者ではないが、各地域の学校体育大会の主催・共催等を行っている各地域の中学校体育連盟や高等学校体育連盟[2]、さらには、校長会、教育委員会、スポーツ・体育協会等のスポーツ団体においても、全国における取組と連動し、同様の取組を行うことを期待するものである。

---

[1] なお、学校の運動部が参加する大会は、例えば競技団体が主催する大会に学校の運動部が参加する場合もある等、競技や地域によって様々であるが、本報告は、日本中体連及び全国高体連をはじめとする全国の中学校体育連盟・高等学校体育連盟が主催するいわゆる「学校体育大会」の在り方について主として検討を行ったものである。

[2] 国及び各地域の中学校体育連盟をはじめとして学校体育の振興を団体の主たる目的とし、事業内容として学校体育大会を位置付けている団体を本報告においては「学校体育団体」と総称する。高等学校野球連盟についても、本報告の定義においては学校体育団体に含まれると整理する。

2. 大会の在り方見直しに係る現状・課題と基本的な方向性

「運動部活動ガイドライン」を踏まえ、改革の主要な観点のひとつである「学校単位で参加する大会等の見直し」について、以下の観点に基づく調査を実施し、現状や課題等を把握した。

観点１：少子化が進む将来も、日々の活動の成果を発揮できる場としての大会のサステナビリティ（持続可能性）を確立していくこと

観点２：生徒の将来も見据えた安心安全な活動を第一に、安全確保、障害予防、学業とのバランス等を踏まえた大会スキームを確立していくこと

観点１の現状・課題等

【今後の運動部活動の加盟人数推計について】

○日本中体連、全国高体連及び公益財団法人日本高等学校野球連盟の公表している加盟校数、加盟人数データと国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果を基にして行った「今後 30 年間（2048 年度まで）の加盟人数推計[3]」では、下記が明らかになった。

- いずれの団体においても、加盟人数は、人口減少とともに今後 30 年間で大きく減少する。
- 競技別に見ても、１校当たりの加盟人数が、2048 年度においてピーク時の半減以下となる競技が男女ともに複数存在し、将来的に１校単位でチームを形成できなくなる競技が出現する。

【大会参加資格について】

○人口減少・少子化に伴い、生徒数の減少する学校では、部活動を学校単位で存続していくことが困難になり、学校単位の活動では、生徒の選択可能な競技が限られていくことが懸念される。

そうした中、現在のように学校単位での出場を前提とした学校体育大会は、大会に出場できる学校や生徒が少なくなり、ひいては、大会を継続できなくなった場合、全国各地域の生徒が日々のスポーツ活動の成果を発揮できる場としての学校体育大会の意義を十分に果たせない可能性がある。

将来的に生徒が日々スポーツに親しみ、その成果を発揮できる[4]ためには、参加資格の抜本的な見直しが必要と考えられる。

---

[3] 推計方法（日本中体連の場合を記載）

- 競技ごとの加盟人数比率（①）を、過去の増減傾向が 2048 年まで続くと仮定して、推計した。
- 加盟総人数（②）については男女ともに、2018 年度の 13 歳～15 歳人口に対する中体連への加盟総人数の比が今後も一定であると仮定し、人口の推移予測にその比率を乗じて算出した。
- 競技ごとの加盟人数比率（①）と加盟総人数（②）を掛け合わせ、各競技の将来加盟人数を推計した。

※公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟の推計も同様の手法で実施

[4] スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

第 2 条第 1 項　「スポーツは、これを通じ幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」

○いわゆる合同チームの参加資格については、全国中学校体育大会につながる地方大会では個人競技の団体戦においても合同チームの参加が認められている場合もあり、実際に合同チームで大会に参加している事例も存在する。しかしながら、全国大会では「単独チーム編成が出来ない少人数運動部への救済措置」として、例外的に特定の七競技（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケー）において参加が認められている。

一方、全国高等学校総合体育大会につながる地方大会では、合同チームでの参加が認められている場合があるが、全国大会では、統廃合対象となる学校には期間限定で例外的に認められているが、原則としては参加が認められていない。

このように、合同チームの参加資格については、全国大会、各地域の大会によって様々になっているが、事実上、地域の大会の成績が全国大会の参加資格につながっている場合が多いことを考慮すると、全国大会において、統一的に合同チームの参加を認めるようにし、それに準じて各地域の大会においても同様の整理を早急に行うことが望ましいと考えられる。

○運動部活動関係者へのヒアリング調査では、学校単位で１チームを形成できない学校や、生徒が行いたい競技の部活動がないこと等の中で、総合型地域スポーツクラブやスイミングクラブ等の地域のスポーツクラブへ加入する生徒も増えているものの、こうした生徒が加入している地域のスポーツクラブには、学校体育大会への参加資格が認められていない状況にある。

生徒が通う学校によって、日々の活動成果を発揮する場として差が生じることのないようにするためにも、合同チームと同様に、全国の学校体育大会において、統一的に地域のスポーツクラブの参加を認めるようにし、それに準じて各地域の学校体育大会においても同様の整理を早急に行うことが望ましいと考えられる。

【引率者の規定について】

○現状では、運動部活動の顧問となる教師が大会等に引率する場合、週末や長期休業期間等をはじめとして負担になっている場合がある。こうした課題の解決の観点からも、国においては、部活動指導員の制度化が図られ、既に全国大会並びに各都道府県大会においては、部活動指導員の引率が認められているが、その一方、全国中学校体育大会では、複数校の合同チームによる大会参加の場合、チームを構成する学校のうち、少なくとも一校の教師の

引率は必須であるとなっている。また、全国高等学校総合体育大会では、現状において複数校の合同チームの大会参加は認められていないため、関連規定はない。

○こうしたことからは、全国中学校体育大会において、合同チームについても部活動指導員の引率を可能とする規定を設けること、また、全国高等学校総合体育大会において、合同チームの参加を認める際には、全国中学校体育大会と同様の規定を設けること、さらには、全国大会における整理に準じて、ブロック、都道府県、市区町村等の各地域の大会においても同様の整理を早急に行うことが望ましいと考えられる。

観点2の現状・課題等について

【大会日程について】

○運動部活動関係者へのヒアリング調査では、全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会につながる、事実上の予選機能を担う各地域の大会が、市区町村や郡レベル、地区レベル、都道府県レベル、地方ブロックレベル等まで、約 4 か月間に開催されていることにより、選手・生徒にとって過密なスケジュールとなっていることを問題視する意見が見られた。
そうした中、大会のスリム化を目的として、市区町村・郡レベルの大会を廃止・統合するような都道府県における先進的な取組も始まっている。

○具体的に運動部の大会参加状況（学校体育団体以外の主催大会や練習試合を含む）について、12 の学校を対象としたアンケート調査を整理すると、下記が明らかになった。

- いわゆる強豪校に限らず、全国大会に向けた地域の大会の日程は過密で、さらに大会に加えて練習試合の頻度も高い傾向が見られた。
- 全国大会の日程についても、夏の時期に約一週間で決勝戦まで実施していることや、特に高等学校においては年間に複数の全国大会があること等、生徒の負担が大きくなっている。
- 中学校体育連盟や高等学校体育連盟連以外の主催者による大会も多く開催されており、中学校・高等学校ともに、年間で 10 種以上の学校体育大会以外の大会に参加している学校も見られた。

【不適切な指導等への対応について】

○成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるためにも、「運動部活動ガイドライン」では、週当たり 2 日以上の休養日を設けることを基準としているが、当該基準を踏まえた取組を行っている学校等もあるが、同時に基準を満たしていない場合も未だに少なくない。こうしたことに関し、多くの学校体育大会が勝利至上主義を促していることがこのような状況を助長しているのではないかといった意見もある。

○さらに、運動部活動における体罰等の不適切な指導やいじめについては、その根絶が求められる中、全国各地で不幸な事案が現在も起こっている。ヒア

リング調査においても、学業との両立に問題のある運動部活動についての規定はあるものの、いじめや体罰等の不祥事の抑制効果の観点からは効果的ではない、学校体育大会の大会期間中において[5]こうした不適切な活動が生じた場合、大会規程や要項に、対応・処分に関する規定がない[6]、さらには、大会で好成績を収めれば不適切な活動をも容認する傾向があるのではないか、といった意見があった。

○現状、全国大会に関して、その主催者たる日本中体連及び全国高体連の策定している大会要項では、大会参加の要件として、運動部活動が「運動部活動ガイドライン」に則っていること、あるいは、各地域の大会においても、都道府県や学校設置者が定める部活動の方針における適切な休養日等に基づいていることといった規定は存在しない。
また、不適切な指導を行った者の顧問・引率資格の制限等に関する規定、大会開催中の生徒又は引率者による暴力行為やいじめ行為等が発生した場合の措置に関する規定は存在しない[5]。さらには、熱中症等の安全管理等、生徒の健康面の配慮に関して、運営上の工夫をされているが、大会要項そのものには特段の規定は存在していない。

○こうした中、例えば、全国大会開催中に暴力行為等の不適切な行為が生じた場合には、公益財団法人日本スポーツ協会や中央競技団体のルールを適用して、処分等の運用がなされている状況にある。

○上記を踏まえると、大会の日程の在り方についての見直しを早急に行うこと、また、大会要項においても、生徒ファーストの安全確保、障害予防、学業とのバランスを踏まえた学校体育大会となるように、現状では規定されていないこうした内容の規定追記・明確化といった見直しを早急に行うことが望ましいと考えられる。

---

[5] 指導者等による過去の懲戒処分・指導措置等を対象とした規定は見られるが、学校体育大会の開催中の暴力行為等についての措置は不明確である。

[6] ただし、外部指導者のみ大会期間中の不適切な活動への処分に関する規定が存在する。

3. 学校体育大会の見直しに係る取組の方策

以上の内容を踏まえ、生徒がスポーツに親しむ環境を持続可能とすることを目的とした、学校体育大会の具体の見直しに向けた取組の具体的な方策を改めて整理すると、主として以下が考えられる。

取組①：全国大会から地域の学校体育大会まで統一的に、「複数校の合同チーム」や運動部活動の受け皿となっているスイミングクラブや総合型地域スポーツクラブ等の「地域のスポーツクラブ」の参加が可能となるよう、大会要項等を可及的速やかに見直すこと *観点1関連

○学校体育大会の参加資格として、学校単位のみではなく「複数校の合同チームでの参加」及び「学校の運動部活動に代わるもの、もしくは補完するものとして、地域における生徒の受け皿となっているスイミングクラブや総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツクラブからの直接的な参加」を可能とするよう、全国大会の要項に規定することが考えられる。

○そのうえで、全国大会における整理と同様に、地域の学校体育団体に対して、当該地域での学校体育大会においても同様の見直し等を早急に行うべく促していくことが、日本中体連及び全国高体連に期待される。あわせて、各地域での進捗について公表することも望まれる。

取組②：全国大会から地域の学校体育大会まで統一的に、「学校体育大会で合同チームについても部活動指導員の引率」が可能となるよう、大会要項等を可及的速やかに見直すこと *観点1関連

○日本中体連においては、全国中学校体育大会に関して、合同チームについても部活動指導員の引率を可能とする規定を設けることを、また、全国高体連においては、全国高等学校総合体育大会に関して、合同チームの参加及び部活動指導員の引率を認めるべく、全国中学校体育大会の取組と同様の規定の整理・見直しを設けること、さらには、両団体において、地域の学校体育団体に対して、全国大会における整理に準じて、当該地域の学校体育大会においても同様の整理を早急に行うべく促すことが期待される。

取組③:「学校体育大会の日程の見直し」と、全国大会・地区大会の全体を俯瞰した「各大会の精選」等を可及的速やかに行うこと *観点2関連

○運動部活動が望ましい姿からかけ離れている状況となっている原因のひとつとして、いわゆる勝利至上主義を助長することにつながっている全国大会及び事実上その予選機能を担う地域の大会にあるという見解が見られる。

○具体的には、生徒ファーストの観点から、例えば全国大会の規模の見直しが不可欠だという意見、さらには、日々の活動の成果を発揮する場としては地方大会があればよいという意見、あるいは年間複数の全国大会は不要ではないかといった、学校体育大会としての全国大会の今日的な意義を踏まえた検討が必要という観点からの意見等が見られる。

○日本中体連及び全国高体連においては、主催する全国大会について、その規模の縮小や精選といった見直しを行うこと、そのうえで、地域の学校体育大会の主催者である中学校体育連盟や高等学校体育連盟に対して、市区町村大会や郡大会、地区大会、都道府県大会、地方ブロック大会等の重複の見直しや廃止・縮小等について、必要に応じて、各地域の体育・スポーツ協会や競技団体、校長会、教育委員会等とも連携し、見直しを促すことが期待される[7]。

○あわせて、都道府県（政令指定都市を含む）教育委員会は、地域の生徒が参加する地域の競技団体等が主催する大会についてもその精選等の見直しが行われるよう、こうした大会が各地域の中学校体育連盟や高等学校体育連盟の競技ごとの専門部が協力していることも踏まえ、各地域の中学校体育連盟や高等学校体育連盟と連携して、見直しを促すことが期待される。こうした各地域における取組を推進すべく、日本中体連及び全国高体連においては、各地域の中学校体育連盟や高等学校体育連盟に対して教育委員会と連携した取組を進めることを要請することを期待する。

---

7 「運動部活動ガイドライン」においても、『都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。』ならびに『校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。』と示されている。

また、学校体育大会に限らずジュニアレベルの全国大会の望ましい在り方に向けた見直しについて、公益財団法人日本スポーツ協会や中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）等とも連携して、上述の各地域における見直しと連動した形で進めることも期待される。

取組④:「安全確保、障害予防、学業とのバランス」等の観点からの必要な規定を大会要項に設ける改正を可及的速やかに行うこと *観点2関連

○日本中体連及び全国高体連においては、主催する全国大会の要項等において、「運動部活動ガイドラインに則った活動を行っている部活動を参加要件とすること[8]」、具体的には、「運動部活動ガイドラインに基準として示されている活動時間や休養日等を設けていること」、「不適切な指導やいじめ等がないこと」、「大会における生徒の健康面への対応」に係る規定を明記するとともに、各地域の中学校体育連盟や高等学校体育連盟に対して、各地域における教育委員会等が策定する運動部活動の方針も参考に、主催する学校体育大会において同様の見直しを促すことが期待される。

[8]「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁）では、『本ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方…に関する見直し及び関連規定の整備を速やかに行う。』とされている。

（参考）全国大会その他の学校体育大会の大会要項改訂のモデル案

以下、日本中体連及び全国高体連並びに関係する全国各地域の学校体育団体において、第３章に掲げる取組を進めていくうえでの参考として、主な内容に関する大会要項の改訂に際してのモデル案を示す。

本モデル案も参考にしつつ、さらに生徒第一の観点に立った取組を期待する。

大会参加及び引率資格の見直しについて

〇「複数校の合同チームでの参加」及び「部活動指導員の引率」が全ての競技・参加者に関して可能となるよう、以下の案を参考に大会要項等を見直す。

【全国中学校体育大会　要項改定案】

全国中学校体育大会の参加資格に係る規程		
現状		改定案
７．参加資格 （１）参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。 ＜中略＞ （５）陸上競技、水泳、スキー、スケート以外の競技については、地方ブロック大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。柔道、剣道、駅伝、相撲については、都道府県大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。 但し、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケーについては、「全国中学校体育大会合同チーム参加規程*」に基づき、複数校合同チームでの参加ができる。 ＜後略＞		７．参加資格 （１）参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。 ＜中略＞ （５）陸上競技、水泳、スキー、スケート以外の競技については、地方ブロック大会で選抜された者とする。柔道、剣道、駅伝、相撲については、都道府県大会で選抜された者とする。 －（削除）－ 「全国中学校体育大会合同チーム参加規程*」に基づき、複数校合同チームでの参加ができる。 ＜後略＞

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

＊　全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程		
現状		改定案
（１）趣旨 ＜略＞ （２）条件 ＜略＞ ④ 個人種目のない以下の競技（７競技）に限る。 バスケットボール（５）、サッカー（１１）、バレーボール（６）、ハンドボール（７）、軟式野球（９）、		（１）趣旨 ＜略＞ （２）条件 ＜略＞ －（削除）－

ソフトボール（9）、アイスホッケー（１１） ※但し、( ) 内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。 ⑤ チーム名は校名連記とする。 ⑥ 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。 ⑦ 合同チームの引率･監督は出場校の校長･教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長･教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。 ★ 上記の実施にあたり、 ＜略＞		④ チーム名は校名連記とする。 ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。 ⑥ 合同チームの引率･監督は出場校の教職員（学校教育法施行規則第７８条の２に規定される部活動指導員を含む。） ★ 上記の実施にあたり、 ＜略＞

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

【全国高等学校総合体育大会　要項改定案】

*

大会参加資格に係る規程		
現状		改定案
＜前略＞ 11　引率・監督 （１）引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。 また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第 78 条の２に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。 （２）　＜略＞ 12　大会参加資格 （１）―（４）　＜略＞ （５）複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の２年間に限り合同チームによる大会参加を認める。 ＜後略＞		＜前略＞ 11　引率・監督 （１）引率責任者は、校長の認める当該校の職員（学校教育法施行規則第７８条の２に規定される部活動指導員を含む。）とする。 －（削除）－ （２）　＜略＞ 12　大会参加資格 （１）―（４）　＜略＞ （５）複数校合同チームの参加も認める。その際には、いわゆる勝利至上主義的な観点に立った「選抜チーム」等を設けることがないことに留意しつつ、生徒が平等に日々の活動の成果を発揮するという場を確保するという趣旨を踏まえてできる限り認めるものとする。 ＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋
原典：全国高等学校総合体育大会開催基準要項（抜粋）

〇学校の運動部活動の受け皿となっている「スイミングクラブや総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツクラブの生徒が直接参加」することが可能となるよう、以下の案を参考に大会要項等を見直す。

【要項改定案（全国中学校体育大会及び全国高等学校体育大会共通）】

参加資格に係る規程_地域スポーツクラブ等の参加		
現状		改定案
参加資格 （関連記載なし）		参加資格 （1）趣旨 総合型地域スポーツクラブやスイミングクラブ等 [9]、地域における学校の生徒のスポーツ活動の受け皿となっている地域のスポーツクラブ等で学校体育大会に参加する場合は、下記の条件を満たしていることとする。 （2）条件 **・運動部活動同様に、学校の教育課程と関連が図られており、学校教育が目指す生徒の資質・能力の育成に資する意義を有するものである [10]。** ・当該活動を行う組織における管理体制が十分に構築されており、生徒が安心安全にスポーツ活動を行うことができる。[11] ・引率の体制も含めて、責任者が明確となっている。 ＜後略＞

9 総合型地域スポーツクラブやスイミングクラブの他、単一競技のクラブやスポーツ少年団、武道系クラブ等が考えられる。

10 学校教育の一環として、教育上の意義もある部活動を大会参加の前提としてきたことを踏まえると、例えば、同様の意義があると校長や教育委員会等の学校の設置者が認めることを参加の具体的な要件とする工夫も考えられる。なお、この際には、「運動部活動ガイドライン」等を踏まえ、地域の生徒のスポーツ活動の受け皿が学校の部活動外においてもできている場合には、積極的に参加を認めていくことが望ましいということを前提に、対応を図ることが当然に期待される。

11 「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞について」（令和元年 8 月 27 日　スポーツ審議会答申）においては、地域のスポーツクラブ等の一般のスポーツ団体が、適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる事項が示されている。
また、第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）においては、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るための具体的施策として登録・認証等の制度の整備を掲げているなか、スポーツ庁では、平成 31 年 2 月 12 日に「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」として、当該登録・認証等の制度の整備の枠組みを示している。
学校体育団体における条件の更なる具体の検討にあたっては、例えば、こうした登録・認証を受けており、ガバナンスコードを確保している団体等のように、生徒が安心安全にスポーツ活動を行える組織を、参加の具体的な要件として明確化することも考えられる。

不適切な指導の根絶、生徒の健康管理の徹底について

○大会参加要件として、「運動部活動ガイドライン」に則り、適切な休養日・活動時間等とともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等）、事故防止及び体罰・ハラスメントがないことを徹底していることも明記するよう、以下の案を参考に大会要項等を見直す。

【要項改定案（全国中学校体育大会・高等学校体育大会共通）】

不適切な指導の根絶、生徒の健康管理の徹底に係る規程		
現状		改定案
参加資格 ※明示的な記載なし		学校体育大会における不適切な指導の根絶、生徒の健康管理の徹底等について （1）趣旨 生徒が将来にわたりスポーツに親しむことができることを担保するとともに、学校体育大会に起因して生徒が安全安心にスポーツに親しむことができなくなることがないように、生徒ファーストの観点から、以下の点を踏まえて、大会を行うこと。 ①学校体育大会は、教育の一環であり、生徒の今と将来を大切に、合理的でかつ効率的・効果的な日々の活動を前提に、生徒ファーストで取り組む。 ②学校体育大会は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。 ③学校体育大会は、友情、連帯そしてフェアプレイの精神を理念とする。 ④学校体育大会は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。 （2）大会参加要件 学校体育大会への参加者は、次の要件を満たす者とする。 • 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月　スポーツ庁）」に則った活動をしていること ＜後略＞ ※ *・運動部活動ガイドラインを踏まえていない参加者（(運動部、地域のスポーツクラブを含む。) 例えば、適切な休養日・活動時間に基づいていない、体罰等不適切な指導等を行っている場合等）に、大会参加資格を喪失・停止等する規定を設ける。* *・大会中に不適切な指導、暴力行為があった場合に、主催者である日本中体連や全国高体連が、中央競技団体の規程によらず、直接に処分等の行為を行うことができるよう、関係規定を全国中学校体育大会、高等学校体育大会の要項に、明記する。* *・大会を開催できる気象条件（例えば WBGT が 31 度以上の場合は試合を行わないこと等）、医療環境等を大会要項に明記する。* *・その他、以上の内容を含めて、整理・見直しすることが望まれる。*

注）各種要項、憲章等を参考に案として作成

4. 最後に－学校体育大会改革への期待－

○日本中体連及び全国高体連においては、本報告を参酌した検討を進め、来年度前半を目途として、一定の見直しの方向を整理すること、そして、ポストオリンピック・パラリンピック元年となる 2021 年度が学校体育大会改革実施元年となるよう、取組むことが期待される。

○当該見直しに当たっては、将来にわたり、生徒のスポーツに親しむ環境を保障・充実していくこと、すなわち、大人の観点でなく、現在はもとより、未来の子供の幸せを実現するという視点が何より重要であることを、教師からなる学校体育大会の主催者は、絶えず念頭に置く必要がある。

○運動部活動ガイドラインには「学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。」、「スポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ活動の充実を推進する」、「長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる」こと等が示されている。

また、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日）においては、「複数の学校による合同チームや、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を積極的に進めるべきである」、「学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者においても、学校単独でなく、こうした合同チームや学校と連携した地域の団体等が大会に参加できるよう、関係規定の見直し等を行うべきである」「大会やコンクールで勝つことのみを重視し過重な練習が行われることがないよう、勝利至上主義を助長するような大会等の在り方の見直しを進めることも重要である」こと等が示されている。

さらに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年 12 月 3 日　参議院文教科学委員会）においては、「運動部活動ガイドラインを遵守する」、「長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図る」こと等が決議されている。

○日本中体連及び全国高体連等の学校体育連盟や、さらには学校、教育委員会等の学校の設置者等においては、これらも踏まえ、我が国の生徒が、将来にわたる豊かなスポーツライフを主体的に実現する基盤としての環境が枯渇してしまうという危機感と、前例・慣行的でなく、現在はもとより、未来の生徒ファーストでの取組が教師をはじめとする大人の責務であるという意識を有し、抜本的な大会改革を進めることが望まれる。

○将来的に持続可能な生徒のスポーツ環境の確立に向けて、学校単位でなく、地域の中に学校があるという発想での日々の活動環境の整備、そして、それを前提とした、未来ある生徒にとっての持続可能かつ最適な学校体育大会の実現に向けた早急な取組が学校体育団体やその他のスポーツ団体により、早期に行われることを切に期待し、本報告の結びとする。

主査	友添　秀則	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
副主査	髙橋　幸平	朝日大学教職課程センター教授
委員	石川　裕	静岡市教育委員会学校教育課　主席指導主事
	澁谷　茂樹	笹川スポーツ財団　スポーツ政策研究所　シニア政策アナリスト
	柳見澤　宏	NPO 法人長野スポーツコミュニティクラブ東北　理事長

2019 年度スポーツ庁委託事業

運動部活動改革プラン

学校体育大会の在り方に関する研究

参考資料

2020 年 3 月

目次

1章　はじめに 1
2章　少子化を踏まえた今後の部活動人数推計（中・高体連並びに高野連加盟人数統計分析） 2
2-1　調査内容 2
2-2　推計方法 2
2-3　推計結果 3
2-4　まとめ・考察 3
3章　学校体育大会等の現状に係る関係者の問題認識（ヒアリング調査他） 5
3-1　調査目的 5
3-2　調査手法 5
3-3　結果・考察 5
１）大会数と大会開催スケジュールについて 5
２）大会参加資格について 6
３）大会に関する規定について 6
４）その他 6
4章　学校体育大会の現状調査結果 12
4-1　調査目的 12
4-2　調査手法 13
4-3　調査結果・考察 13
5章　大会要項の整理 15
5-1　調査の考え方（目的等） 15
5-2　調査の手法 15
5-3　調査結果・考察 16
１）大会参加資格について 16
２）障害・外傷予防について 16
３）学業との調和について 17
４）暴力行為等について 17
[参考資料集] 18
（別添１）地方の大会に合同チームの参加状況・資格について 44
（別添２）地方の大会における大会の在り方見直し事例 48
（別添３）大会要項等 50

1章　はじめに

運動部活動には、丈夫な体づくりや競技力向上のほか、人間形成を図る上でも多くの効果が期待されている。しかしながら、長時間・長期間による過度の活動が、教師はもとより生徒達を疲弊させ、スポーツ障害やバーンアウトの症状を引き起こす要因ともなっている。

スポーツ庁では、学校の運動部活動について検討する有識者会議における議論を経て、平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「運動部活動ガイドライン」という。）」を作成・公表した。

「運動部活動ガイドライン」では、少子化等が進展するなかで、従前と同様では運動部活動の維持が困難になっていること等から、将来においても全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを育むことができることを目指し、各自のニーズに応じたスポーツ環境の持続可能化に向けて、運動部活動の抜本的な改革に取組む必要があることから、その具体の内容を示している。

そうした中、「５.学校単位で参加する大会等の見直し」として、学校体育大会の見直しについても、具体的に言及されている。

本事業では、運動部活動ガイドラインを踏まえ、改革すべき主要な観点である「学校単位で参加する大会等の見直し」のなかでも、“複数校合同チームの全国大会等への参加”“学校と連携した地域スポーツクラブの大会への参加”といった『大会の参加資格等』に着目しつつ、現状や課題等を把握し、学校体育大会の主催者等による今後の改革や在り方検討を支援することを目的として実施した。

＊　関係各位による検討や論点整理を支援することを主眼とし、弊社は、客観的な現状・実態等のファクト整理をおこなうことに注力した。

2章　少子化を踏まえた今後の部活動人数推計（中・高体連並びに高野連加盟人数統計分析）

2-1 調査内容

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟並びに日本高等学校野球連盟の公表している加盟校数、加盟人数データと国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果を用いて、部活動人数の近年の増減傾向と今後の人口減少傾向を掛け合わせて、今後 30 年間（2048 年度まで）の中体連、高体連並びに高野連の加盟人数を推計した。
※高体連のデータは全日制、定通制の加盟専門部を推計対象としている。

2-2 推計方法

■　中体連・高体連の総人数の推計方法

男女ともに、2018 年度の 13 歳～15 歳人口に対する中体連（高体連）への加盟人数の比が今後も一定であると仮定し、人口の推移予測にその比率をかけて算出。

＜算出式（中体連の例）＞

20XX 年度の中体連加盟総人数＝20XX 年度の中体連加盟男子人数（①）
＋　20XX 年の中体連加盟女子人数（②）

①20XX 年度の中体連加盟男子人数＝20XX 年度の中学生男子人数（13 歳～15 歳）
×13 歳～15 歳男子人口に対する中体連加盟男子人数の比率（2018 年度）

②20XX 年度の中体連加盟女子人数＝20XX 年度の中学生女子人数（13 歳～15 歳）
×13 歳～15 歳男子人口に対する中体連加盟女子人数の比率（2018 年度）

■　中体連・高体連の競技別人数の推計方法

2009-2018 年度において中体連（高体連）加盟総人数がピークを迎えた時点から現在までの、競技別での変化の傾向が各競技において今後も続くと仮定し、2048 年度までの人数を競技別に推計。その競技別の推計人数を元に、全競技の中でその競技の人数が占める割合を計算し、全競技の加盟人数推計値にかけ合わせることで算出。

＜算出式（中体連の例）＞

競技 A の 20XX 年度の中体連加盟人数＝20XX 年度の中体連加盟総人数
×20XX 年における競技 A が全加盟人数に対して占める割合（③）

③20XX 年における競技 A が全加盟人数に対して占める割合
＝　競技 A の 20XX 年度の中体連加盟人数（概算値）（④）
÷　全競技の 20XX 年度の中体連加盟人数合計（概算値）

④競技 A の 20XX 年度の中体連加盟人数（概算値）は、2009-2018 年度において中体連（高体連）加盟総人数が ピークを迎えた時点 から 2018 年度までの増減率が 20XX 年まで継続すると仮定して推計した。

※高校部活動の人数推計は高体連の加盟人数に高野連の加盟人数を合算して算出

※2009-2018 年度において中体連加盟人数のピークを迎えた年度：2009 年度
2009-2018 年度において高体連及び高野連加盟人数のピークを迎えた年度：2016 年度

■　中体連・高体連の競技別 1 校あたりの人数の推計方法

2009-2018 年度において中体連（高体連）加盟総人数がピークを迎えた時点からの変化の傾向が各競技において今後も続くと仮定し、2048 年度までの加盟校数を推計。20XX 年の競技別加盟人数を 20XX 年の競技別加盟校数で割り、算出。

＜算出式（中体連の例）＞

競技 A の 20XX 年度の 1 校当たり中体連加盟人数

＝競技 A の 20XX 年度中体連加盟総人数÷競技 A の 20XX 年度中体連加盟校数（⑤）

⑤競技 A の 20XX 年度中体連加盟校数は、2009-2018 年度において中体連（高体連）加盟総人数がピークを迎えた時点から 2018 年度までの増減率が 20XX 年まで継続すると仮定して推計した。

2-3 推計結果

■　概要

中体連、高体連・高野連の加盟人数は、人口減少とともに今後 30 年間で大きく減少する。（図表 8、図表 13）

競技別に見ても、1 校当たりの加盟人数が、2048 年度においてピーク時の半減以上となる競技が男女ともに複数存在する。（図表 9、図表 10、図表 14、図表 15）

＜中体連の加盟人数について＞

2048 年度（30 年後）には中体連合計加盟人数が約 148 万人と推計され、2009 年度から約 36.7%減少する。（図表 8）

競技別に見ると、1 校当たりの加盟人数が、2048 年度においてピーク時の半減以上となる競技が男女ともに複数存在する。（図表 9、図表 10）

13 歳～15 歳の人口は 2018 年から 2048 年まで、年間約 1.1%の割合で減少していく。（図表 11）

中体連加盟人数はピーク時（2009 年度）から 2018 年度まで、年間約 1.6%の割合で減少している。（図表 12）

＜高体連・高野連の加盟人数について＞

2048 年度には高体連と高野連の合計加盟人数が約 96 万人となり、2009 年度から約 30.9%減少する。（図表 13）

競技別に見ると、1 校当たりの加盟人数が、2048 年度においてピーク時の半減以上となる競技が男子において複数存在する。（図表 14,図表 15）

16 歳～18 歳の人口は 2018 年から年間約 1.2%の割合で減少していく。（図表 16）

高体連と高野連への合計加盟人数は 2016 年度にピークをむかえ、その後年間約 1.9%の割合で減少している（図表 17）

2-4 まとめ・考察

中体連、高体連・高野連の加盟人数は、人口減少とともに今後 30 年間で大きく減少する。

競技別に見ると、1 校当たりの加盟人数が 30 年後にはピーク時の半減以上となる競技が存在する。特に中学校男子の軟式野球や、中学校女子のソフトボール、高校男子のラグビーなどでは 30 年後には 1 校当たりの加盟人数が 1 チームの形成に必要な人数を下回る。このことから、今後 1 校単位でチ

ームを形成できなくなる競技が出てくることで、生徒にとって競技大会等に参加する機会が制限されてしまう可能性があると考えられる。

3章　学校体育大会等の現状に係る関係者の問題認識（ヒアリング調査他）

3-1 調査目的

公開情報による事例調査や中体連・高体連加盟人数の将来推計を踏まえ、現状の部活動に関する体育大会等の課題を整理するため、運動部活動に係る関係者にヒアリング調査を実施した。

3-2 調査手法

【調査対象】

- 都道府県教育委員会（東海地域）……１団体
- 市区町村教育委員会（東海地域）……２団体
- 市区町村中学校校長会……１団体
- 地方中学校体育連盟関係者……２名
- 中学校（関東地方、東海地方、中部地方、東北地方）……８校
- 高等学校（関東地方、東海地方）……２校
- スポーツクラブ……３クラブ
- 検討委員会有識者等……６名

【ヒアリング項目】

ヒアリング項目は以下のとおりである。

- 運動部の参加する大会総論
  - ✓ 大会数と大会開催スケジュールについて
- 現状の大会等の問題点・課題等の認識、その解決に向けた意見
  - ✓ 大会数と大会開催スケジュールについて
  - ✓ 大会参加資格について
  - ✓ 大会に関する規定について
  - ✓ その他
- 今後の活動方針や最終目標、その他、運動部活動に関する問題

3-3 結果・考察

１）大会数と大会開催スケジュールについて

市区町村レベル、地区レベル、県・ブロックレベル、さらには全国レベルの大会まで、多くの大会が開催されていることにより、試合に関係する選手・生徒にとって過密なスケジュールとなっていることを問題視する意見が聞かれた。

試合に関係する選手・生徒の過密スケジュールの解消の対策としては、大会参加者であるそれぞれの学校が、出場大会を精選する方法や、大会主催者側が大会の開催状況を整理し、大会の一本化や全国大会を廃止することで大会数を減少させる方法などが挙げられた。実際に市区町村と地区大会の統合に動き出している県もあった。さらに、トーナメント形式ではなくリーグ形式の大会とし、短期間での集中的な試合開催を抑制することで、試合開催日の過密度を平準化する方法も挙げられた。

また、多くの学校の校長が各運動部の大会参加実態を把握できていないことが明らかになったことから、学校側の大会参加マネジメントも見直す必要があると考えられる。

勝敗を重視する大会が多くなっていることにより、大会に出場する生徒がレギュラークラスに限定されてしまっている。そのため、大会に出場できない生徒が多く、その競技の面白さを経験できず、競技をやめてしまっている生徒がいることを問題視する声が聞かれた。少子化が進む中で、競技人口を維持するためにも、様々な生徒に出場機会を与えられるように大会目的の見直しを求める声が聞かれた。

２）大会参加資格について

合同チームに関する参加資格が全大会で統一されていないため、すべての生徒に平等に大会参加資格が与えられていないことを問題視する意見が聞かれた。また、学校単位で１チームを形成できないことや、地域スポーツクラブへの加入者も増えている現状を踏まえ、学校単位の部活動ではなく、地域スポーツクラブへの加入者に対しても参加資格を広げるべきではないかという意見も聞かれた。

大会の引率者については、顧問が引率する場合、拘束時間が長くなるためかなりの負担になっている。指導者（引率者）の確保という観点からも部活動を存続させられる形式を検討する必要があるため、大会の引率者を部活動指導員や外部指導者等まで拡大することを求める意見もあった。

さらに、大会参加数のみでなく、普段の部活動の活動時間の適正化を求める声もあった。

３）大会に関する規定について

不適切な指導やいじめがあった、あるいは学業との両立に問題がある部活動について、大会規定や要項にその処分に関する規定がないことを問題視する意見があった。体罰やいじめに関する規定を定めた場合にそのチェックが難しいという意見があったが、現状では規定が定まっていないため、まずは規定を定めることから始めるべきだという意見が聞かれた。

４）その他

運動部活動には様々な考え方を持つ人が係わっている。特に高等学校の場合は学校ごとに部活動の特色が異なり、それが生徒にとって入学先の選定理由にもなっているため、画一的な改革は難しいのではないかという意見が聞かれた。

大会運営について、学校の教師で運営されている大会が存在し、教師にとって負担となっている。その大会の意義等を踏まえた上で、大会の運営については教師の無償の協力に頼らない体制とすることを求める意見もあった。

生徒の多様な価値観の醸成のため、特に中学校において、１人１種目に限定した考え方を是正し、複数競技を経験させる機会を求める声も上がった。そのための対策として、複数競技を実施する部活動の設置や全国大会のスケジュールを競技間で重ならないように調整することが挙げられた。

図表 １　大会数と大会開催スケジュールについての具体的な発言内容

問題・課題認識	具体的な発言内容（問題・課題）
大会日程の過密度について	✓ 多くの運動部活動において、地区レベルから全国レベルまで数多くの大会がほぼ毎週のように開催されている現状であると認識している。多くの大会が存在していることが、現状の運動部活動における過密スケジュールを生み出している。 ✓ 大会数、大会開催スケジュールについては、部活間で程度の差はあるものの、日程的に過密になっているというのは現場の学校側も認識している。 ✓ 大会数については、高体連が主催するインターハイと新人大会の２大会に加え、地区によっては、地区の各競技連盟が主催する大会も存在している現状であり、多すぎるのではないかと感じている。 ✓ 発達段階のピークにおいて土日に試合が多すぎると、生徒に新たな視点が生まれないのではないか。生徒自体にも多くの土日

	を試合に使ってしまっていることに対して問題意識がないことも改善すべきかもしれない。 ✓ 中体連主催の大会は基本的に 1 年に 1 回の開催である。大会過密の現状を生み出しているのは中体連主催大会以外の大会なのではないか。 ✓ A 市の中学校校長会では、部活動が参加する大会数を絞るべきであり、校長会として大会開催にブレーキをかけるべきであるという考えが浸透している。運動部活動改革実現のためには思い切って現場の意識を変化させなければいけないと感じている。 ✓ 参加側から大会参加を辞退し、県の連盟等に危機感を抱かせることも考えられるのではないか。 ✓ 校長は書類等で運動部活動の月間活動計画等に目を通すことはあるが、全体像をつかむことはできていない。 ✓ 8 月の暑い時期に全国大会を行うのは異常だと思う。今のまま継続することはあり得ないのではないか
大会の構造について	✓ 大会の多くは一発勝負のトーナメント形式のため、試合に出場できる生徒の数は限られており、競技力向上・生徒育成の観点からも大きな損失である。 ✓ 大会数を精選した上で、大会をリーグ戦形式とする形で現状の過密状況を改善する形が望ましいのではないか。 ✓ 大会をリーグ戦形式とした場合でも、トーナメント形式の大会を廃止する等の処置をとらないと根本の問題解決にはつながらないであろう。 ✓ 生徒数の減少により、合同部活が増えてきたため、地区予選と市区町村予選を一本化する取組を実施している。 ✓ 今後は、中体連主催大会と各競技団体主催大会を合同で開催するといった取組も求められていくのではないか。 ✓ 47 各都道府県代表の中学校・高等学校が参加するトーナメント形式の全国大会は必要ではないのではないか。多くの学校における運動部活動は、県大会出場を目標としているため、地域レベルのリーグ戦と組み合わせた形のトーナメント大会実施でも十分であると感じている。 ✓ 勝敗を重視する大会が多いことにより、試合に出場する生徒が限定されてしまっている。大会に参加できず、その競技をやめてしまう生徒も出ていると認識している。競技人口の維持のためにも、すべての生徒に対し、大会に参加する機会を与える必要がある。 ✓ 今後、各生徒にとってスポーツを実施する目的が、絆を体験するようなことと、トップを目指すことの二極化していくのではないか。日本はこれまでは、強化の部分を部活動に頼りすぎていたと感じている。中体連による大会は全国大会までは必要なく、県大会レベルまでで十分ではないか。 ✓ 全中の位置づけから検討する必要があるだろうが、学校単位でチームが維持できなくなる未来が見えている中、全国一を目指す大会は NF 主催とし、学校教育の範疇で実施する大会は県大会までというすみわけにすることも考えられるのではないか。 ✓ 生徒のスポーツ権を失わせないためのあるべき姿を記載すべ

	きだろう。現状のままでは少子化にともない現状の部活動・大会が維持できないことを強調し、全国大会の廃止や全国大会の分散開催についても言及すべきだろう。 ✓ そもそも全国大会自体が必要かという疑問はある。多くの学校における運動部活動は、県大会出場を目標としている。そのため、県大会以降のブロック大会・全国大会に関する話は一部の学校における運動部活動に限る話となる。 ✓ 運動部活動における大会開催の目的は、大会出場を目標とすることで、その過程でスポーツを好きになってもらうことだろう。学校単位での大会参加だけでなく、クラブの大会参加を認めることで、スポーツ好きの生徒の裾野を広げていくことが重要ではないか。 ✓ 日本はこれまでは、強化の部分を部活動に頼りすぎていたと感じている。教師の働き方改革という観点からも時代に合わせ、部活動の負担が大きくなりすぎないようにすべきだろう。今後は人口減少の下、教師の採用も減っていき、指導者も各校では確保できなくなるだろう。そのような環境の中、中体連による大会は全国大会までは必要なく、県大会レベルまでで十分ではないか。 ✓ 運動部活動が本来の目的から離れているのは、勝利至上主義を助長することにつながっている全国大会及びその予選機能を担う地域の大会にあると感じる。

図表 2　大会参加資格についての具体的な発言内容

項目	具体的な発言内容（問題・課題に係る認識）
合同部活動について	✓ 中体連主催大会では未だ合同チームの参加が認められていないケースがある。中体連は大会参加資格変更に向けた検討等を、スピード感を持って進めてもらいたい。 ✓ 県内大会については全競技（野球、ラグビー、陸上、ソフトボール、サッカー等）で合同チームの大会参加を認めているが、全国大会へとつながるブロック大会等では合同チームの大会参加は認められていないため、早い段階で合同チームの大会参加を認めて欲しいと感じている。 ✓ 合同部活動が大会に参加することを認めている場合でも、大会を勝ち進み、全国大会に出場することは認められていないことがある。こうした問題を踏まえ、大会参加資格等について、県大会だけではなく、その先のブロック大会、全国大会まで一貫して整備される必要がある。 ✓ 大会参加資格については、学校単位である必要がないと考えている。「学校」ではなく、「学生」の大会にし、学校の部活動以外の生徒も参加できるようにすることを考える時期にきているのではないか。 ✓ 各種大会については、学校単位での出場に限定するのではなく、学校単位での出場をベースとしつつ、参加資格をゆるくする形にする事が理想的であろう ✓ 学校単位ではない大会参加資格等について、県レベルのスポーツ団体にも検討をお願いしている。

スポーツクラブの参加資格について	✓ 現状では総合型地域スポーツクラブの参加を認めていない大会も多い。過去には、総合型地域スポーツクラブに所属している生徒が、学校の運動部活動に所属していなかったため、全国大会に出場できなかったというケースも発生している。 ✓ 運動部活動における大会開催の目的は、大会出場を目標とすることで、その過程でスポーツを好きになってもらうことだろう。学校単位での大会参加だけでなく、クラブの大会参加を認めることで、スポーツ好きの生徒の裾野を広げていくことが重要ではないか。複数の競技活動を行う部活動の設置を認め、所属する生徒に複数競技の大会参加を認めるような考えも面白いだろう。 ✓ B 地区の中学校では、部活動ではなく地域スポーツクラブへ加入する生徒が増加している。この背景を受けて、運動部活動改革においては生徒にとってどういったスポーツ環境が最適なのかを検討していく必要があるだろう。 ✓ クラブの大会参加を認めることが結果的に多くの生徒が幅広いスポーツに関わる機会を提供するきっかけになるのではないかと期待している。 ✓ 部活を地域のクラブに移行しようとしても、クラブが参加できない大会も多く、そこがネックになって進まない。地域の受け皿づくりの観点から、クラブが大会に参加できるようになると良い。
大会引率に関して	✓ 引率・大会運営等により担当顧問の拘束時間が長くなっており、負担になっている。また、指導者が不足しており、顧問には指導の面でも負担がかかっている。 ✓ 中体連の主催大会では部活動指導員による引率が認められているため、教師は大会の引率同行を義務付けられていない ✓ スポーツクラブの指導者が大会引率可能となればよいだろう
その他大会参加の制限について	✓ 部活動の活動時間は上限を設けるというよりも適正化するという方針が良いのではないか。そのうえで、部活動ガイドラインに定められている時間以上に活動したいのであれば、その説明責任を果たすべきだろう。競技団体がその許可を与える機関となればよいだろう。 ✓ 各競技団体に対して「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が浸透していないのではないか。まずは学校単位でガイドラインを浸透させ、各競技団体にそのガイドラインを認知させる必要があるだろう。

図表 3　大会規定についての具体的な発言内容

項目	具体的な発言内容（問題・課題に係る認識）
不適切な指導やいじめについて	✓ 不適切な指導やいじめがあった、あるいは学業との両立に問題がある部活動については、大会の参加停止、禁止といった処分が規定に盛り込まれていない。そのような部活動に対しては大会の参加停止、禁止といった処分を規定に設けるべきだろう。 ✓ 特に高校レベルでは、学業との両立は大会の参加規程に組み込むべきではないか。部活動はあくまで学校教育の一環であり、

	競技力の向上のみを追い求めるべきではないということを現場に認識してもらう必要がある。 ✓ 体罰やいじめに関する規定を定めた場合、そのチェックが難しいだろう。ただし、運用とルールは別であるため、まずはルールを固める必要があるのではないか。 ✓ 大会参加前の体罰や不適切指導を行った教師等に対して、大会参加を認めない規定等は存在する。 ✓ 現在の学校体育大会における勝利至上主義を促す構造が不適切な指導を助長しているのではないか。 ✓ 学校体育大会期間中に不適切な指導、活動が行われた際の対応や処分に関する規定が、大会規定や要項にはない。 ✓ 大会で好成績を収めれば不適切な活動も容認される傾向があるように感じる。

図表 4　その他についての具体的な発言内容

項目	具体的な発言内容（問題・課題に係る認識）
様々な考え方を持つ生徒、保護者、顧問への対応について	✓ 大会出場は望まず、純粋にスポーツを楽しみたい生徒もいる。部活動改革において、“競技力を向上させたい生徒、保護者、顧問”と、“純粋にスポーツを楽しみたい生徒”を一体で考えると難しいであろう。 ✓ 競技力を向上させたい顧問は試合を経験させたいと思っているため、大会数の見直しには消極的である。 ✓ 高校の場合は学校毎に部活動の特色が異なり、学生が部活動の活動状況を理由に入学先を決定するケースも存在する。こういった背景を考慮すると運動部活動改革においては中学と高校を同列に語ることはできない。 ✓ 学校や教育委員会側から要望等を提示する際に、PTA と協力できるとよいだろう。 ✓ 生徒、保護者は学校の部活を通じて競技力を向上させることを望んでいる。大会は競技力向上の良い機会であるため、大会数が減少することに対する生徒、保護者の不安感、抵抗感は強いであろう。そのため、生徒、保護者の意識を少しつつ変化させることが求められる。
大会運営について	✓ 市の協会主催の大会のメンバーのほとんどは学校の教師である。そのため、その協会主催の大会のロジは教師の負担となっている。今年度は、校長会として働きかけ、教師の負担を増やしている大会について交流会の廃止や試合数の制限のために体育館の使用許可を制限した。
複数種目の経験機会について	✓ 一人一種目という前提も変える必要があるのではないか。複数の競技活動を行う部活動の設置を認め、所属する生徒に複数競技の大会参加を認めるような考えも面白いだろう。しかし複数競技の大会開催期間が重なる場合は、結局 1 競技のみの大会参加となってしまうだろう。そういった観点からも、大会の一時期集中開催は複数競技の大会参加に向けた大きな阻害要因と

	なっている。
改革の進め方について	✓ 基本的にどの地域の団体も、その上位の大会の要項に合わせて、要項の整備・改定を進めるため、全国大会の要項が改定されれば、各地方の大会の要項も改定されていくことになるだろう。 ✓ 全国団体において規定が整備されれば、その全国大会につながる各地方の予選大会の要項もそれに準じて改定されることになるだろう。 ✓ 学校体育大会の在り方の見直しにおいては、中体連・高体連、競技団体に加え、教育委員会や校長会との連携も必須となるだろう。 ✓ 学校教育目線での体育の良さを伝えることは重要であるが、部活動はこれまでの延長戦での運営が難しいことを示すことが必要ではないか。 ✓ 運動部活動改革においては生徒にとって、どういったスポーツ環境が最適なのかを検討していく必要があるだろう。

4章　学校体育大会の現状調査結果

4-1 調査目的

前章の運動部活動に係る関係者へのヒアリング結果から、学校体育大会の現状について以下に示すような問題認識が存在していることが把握された。

- ✓ 地区レベルから全国レベルの大会まで、様々な団体が主催する大会が開催されており、生徒にとっての過密スケジュールが生み出されている。
- ✓ 主催団体側が、中学校、高等学校において開催されている大会の全体像を把握することが出来ていない。

中学校、高等学校がそれぞれ参加している学校体育大会については、日本中体連、全国高体連がそれぞれ主催する「全国中学校体育大会」、「全国高校総合体育大会」（以下、インターハイという）及び予選（地区予選、都道府県予選、地方ブロック予選等）に加え、地区レベル、都道府県レベルの中体連、高体連主催大会や、各競技における競技団体による主催大会等、様々な主催団体による大会が開催されている。しかし、都道府県の中体連、高体連や競技団体主催の大会等も含めた、大会の全体像については把握されていない現状である。

以下に、参考として高等学校のサッカー部における大会開催状況を示す。

本業務では、中学校、高等学校における大会開催実態把握に向けた調査を実施した。

（参考：高等学校のサッカー部における全国大会開催状況）

- 高等学校のサッカー部では、全国高体連等が主催するインターハイ及び予選、全国高体連と日本サッカー協会等が主催する全国高等学校選抜等大会（大会名：全国高校サッカー選手権大会）及び予選、日本サッカー協会等が主催する「高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ」の 3 つの主要大会が開催されており、高校サッカーにおける 3 冠と呼ばれている。
- 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグはリーグ戦形式の大会である。全国を 2 地区にわけて実施する「プレミアリーグ」を最高位リーグとし、下部リーグとして全国を 9 地区に分けて実施される「プリンスリーグ」、都道府県別、地区別のリーグが開催されている。
  - ✓ 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグはリーグ戦形式の大会であるため、トーナメント形式の大会と比較して出場高校の出場試合数が多くなっている。最上位リーグである「高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ」のリーグ概要では、大会出場校は毎年 4 月から 12 月にかけて週末等に計 18 試合に出場することが明記されている。
- 各大会の年間開催スケジュールについては、表 4-2-1 に示す。特に、原則毎年 4 月から 6 月にかけては高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグとインターハイ予選、10 月から 11 月にかけては高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグと全国高等学校選抜等大会予選が並行して開催される状況となっている。
  - ✓ 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ出場校については、4 月から 6 月にかけて毎週土曜日、日曜日もしくは祝日（以下週末等とする）に大会試合が開催されているケースもあり（※）、数多くの大会試合が開催されている現状を確認することが出来る。
    ※注：高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ出場校のホームページより

4-2 調査手法

中学校、高等学校の運動部活動における学校体育大会の開催実態を把握・整理するため、中学校、高等学校に対して各運動部活動が参加している大会数や、大会主催団体等の把握を目的としたアンケート調査を実施した。調査は、各中学校、高等学校に対して設置している運動部活動毎に実施した。調査対象学校数・部活数（※）、調査項目を以下に示す。
※注：調査結果については、中学校、高等学校それぞれの対象校のうち 2 校以上が設置している運動部活動に絞った上で整理。

図表 5　調査対象学校数・調査対象校における設置部活

調査対象学校数	12 校（中学校：7 校、高等学校：5 校）	
調査対象とする運動部活動競技種目	中学校	陸上、水泳、バスケットボール、サッカー、野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、ソフトボール、剣道（10 部活）
	高等学校	陸上、水泳、バスケットボール、サッカー、野球、バレーボール、テニス、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道（11 部活）

図表 6　対象学校への調査項目（運動部活動ごとに調査）

項目	例
● 運動部基礎情報	・ 部員数、顧問人数 ・ 指導者数（部活動指導員数、外部指導者数、社会人指導者数）
● 学校体育大会参加実績	・ 大会基礎情報（大会名、主催団体、大会規模、大会形式） ・ 大会試合開催実績（試合開催日、試合開催日数等）
● 練習試合実績	・ 練習試合参加校 ・ 練習試合開催日、開催練習試合数等

アンケート結果を元に、中学校、高等学校の運動部活動において大会試合・練習試合がどれほどの頻度で週末等に開催されているのかについて整理した。

4-3 調査結果・考察

対象中学校の調査結果から、多くの競技で全中予選が開催される 7 月において、毎週末の頻度で大会試合・練習試合に参加している運動部活動が存在していることが確認された。また、高等学校の調査結果からも、多くの競技でインターハイ予選が開催される 5 月から 6 月において、毎週末の頻度で大会試合・練習試合に参加している運動部活動が存在していることが確認された。(図表 19～図表 39 参照)

- ✓ 当該運動部活動については、大会試合・練習試合に加えて、通常練習も実施されていることを考慮すると、週当たり 1 日以上の休養日を週末等に確保できていないケースが発生していると想定される。「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において基準とされている休養日確保の観点（※）からも、大会の在り方検討に当たっては十分な休養日確保による生徒や運動部顧問の負担軽減、生徒の障害・外傷予防、学業との調和に向けた配慮が必要となると考えられる。
  ※注：「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の中で“土曜日及び日曜日は少なくとも週当たり 1 日以上を休養日とする”と記載されている。
- ✓ 中学校、高等学校ともに全国大会（全中、インターハイ）出場校以外に限らず、上記頻度で大会試合・練習試合に参加している運動部活動が存在していることも確認された。

上記頻度で大会試合・練習試合に参加している学校についてみると、地区中体連、都道府県中体連主催の全中予選に加え、地区レベルの競技団体主催の選抜大会やスポーツクラブ主催のトーナメント大会等、年間計 10 大会以上に参加している中学校の運動部活動や、都道府県高体連主催のインターハイ予選に加え、全国レベルの競技団体主催の全国大会や、ブロックレベルの競技団体主催のブロック大会及び都道府県予選等、年間計 10 大会以上に参加している高等学校の運動部活動が存在していることが確認された。(図表 40、図表 41 参照)

- ✓ 大会見直しの在り方検討に向けては、様々な団体による主催大会が数多く開催されている現状を考慮する事が必要となると考えられる。
- ✓ また、高等学校のサッカー部等においては、トーナメント形式の大会に加え、数ヶ月の期間にわたり開催されるリーグ戦形式の大会が並行開催されている場合がある。本調査対象校についても、4 月にインターハイの地区予選（4 月から 5 月にかけて開催）とリーグ戦形式の大会（4 月から 8 月にかけて開催）の 2 大会が並行開催されているケースが確認されており（図表 42 参照)、大会の在り方検討に向けては大会形式についても考慮することが求められる。

5章　大会要項の整理

5-1 調査の考え方（目的等）

前章までに整理した関係主体ヒアリング調査においても、現行の学校体育大会について様々な問題意識があることが確認された。それら関係主体の問題意識を踏まえつつ、あらためて学校体育大会の主催団体による各種の規定の現状について整理することとした。

5-2 調査の手法

整理の対象は、「公益財団法人 日本中学校体育連盟」及び「公益財団法人 全国高等学校体育連盟」が定め・運用している規定等とした。具体的な整理対象は下図表のとおりである。

なお、本整理は全国レベルの学校体育大会（すなわち全国中学校体育大会及び全国高等学校体育大会）の規定等を対象としている。地方大会（市町村大会、地区大会、都道府県大会、ブロック大会）に係る規定等を網羅しているものではないことに留意する必要がある。

図表 7　参照した要項等

公益財団法人 日本中学校体育連盟	要項等	・日本中学校体育連盟憲章 ・全国中学校体育大会開催基準 ・全国中学校体育大会大会要項（陸上競技のみ抜粋参照）
	その他、暴力行為等に係る方針等	・体罰根絶宣言（平成 25 年 3 月） ・スポーツ界における暴力行為根絶宣言（平成 25 年 4 月） ・運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ対する日本中学校体育連盟の対応(平成 29 年 11 月） ・暴力・体罰・セクハラ等の禁止について（通知）(平成 30 年 6 月） ・学校体育大会及び日々の運動部活動の練習における指導者の暴力行為の根絶に向けて（平成 30 年 12 月）
公益財団法人 全国高等学校体育連盟	要項等	・競技者及び指導者規程 ・全国高等学校総合体育大会開催基準要項
	その他、暴力行為等に係る方針等	・運動部活動における体罰根絶に向けて（通知）(平成 25 年 1 月） ・体罰根絶宣言（平成 25 年 3 月） ・スポーツ界における暴力行為根絶宣言（平成 25 年 4 月） ・体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）(平成 26 年 5 月） ・体罰根絶のための日本体育協会等との情報共有について（通知）(平成 27 年 10 月） ・体罰根絶のための情報共有に係る日本体育協会との協定書　（平成 27 年 10 月）

5-3 調査結果・考察

1）大会参加資格について

[全国中学校体育大会]　（図表 43）

全国中学校体育大会への参加資格は、原則として「学校（一校）単位で組織するチーム」となっている。合同チームによる大会参加は、例外的に「単独チーム編成が出来ない少人数運動部への救済措置」として、特定の七競技において認められているに過ぎず、競技種目毎に異なる運用となっている。また、地域の総合型スポーツクラブ等に大会参加資格は与えられていない。

学校単位のチームによる大会参加を原則としていることもあり、全国中学校体育大会へ参加生徒の引率・監督は、出場校の「校長・教員・部活動指導員」とすることが定められている＊。「外部指導者（コーチ）」は、“個人競技に限定”して、やむを得ないと校長が判断したケースにおいてのみ、引率することは認められている。

＊合同チームによる参加のケースでも、チームを構成する学校のうち、少なくとも一校の校長・教師の引率は必須であるとなっている。（合同チームの引率者全員が部活動指導員である場合を除く。）

[全国高等学校総合体育大会]　（34 図表 44）

全国高等学校総合体育大会への参加資格は、都道府県体育連盟に加盟している高等学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限ることとなっている（特例として、参加資格を満たすと判断され、都道府県連盟会長が推薦した生徒については、別途に定める規程に従い大会参加が認められる）。また、競技者が全国高等学校総合体育大会等に参加する際には、“在学校校長の責任”によって申し込むこととされている。あくまでも学校長の責任のもとでの申し込みが規定されており、現状において、地域の総合型スポーツクラブによる参加を認める規定はない。また、合同チームは（統廃合対象となる学校には期間限定で例外的に認められているが）、原則論としては参加を認められていない。

全国高等学校総合体育大会への引率責任者は、校長の認める学校職員、もしくは校長から引率を委嘱された部活動指導員とすることと定められている。

2）障害・外傷予防について

[全国中学校体育大会]　（図表 45）

全国中学校体育大会開催基準では、危機管理対応としては、宿泊等に係る規定（指定業者を通した申し込み）をそれぞれの大会実施要項に記載するよう示しているものの、これ以外の安全管理について、例えば熱中症対策や、不慮の事故を防止するメディカルチェック等に係る規定は特に見られない。また、現状において「部活動ガイドライン（平成 30 年 3 月：スポーツ庁）」に掲げられた適切な休養日等の設定などの遵守についての言及はみられない。

[全国高等学校総合体育大会]　（図表 46）

全国高等学校総合体育大会開催基準では、学校体育大会への出場にあたり“あらかじめ健康診断を受けて都道府県連盟会長の承認を必要とする”ことが示されている。一方で、全国高等学校総合体育大会の 大会競技実施中における、例えば熱中症対策や、不慮の事故を防止するメディカルチェック等の安全対策の記載はみられない。また、現状において「部活動ガイドライン（平成 30 年 3 月：スポーツ庁）」に掲げられた適切な休養日等の設定などの遵守についての言及はみられない。

3）学業との調和について

[全国中学校体育大会]　（図表 47）

日本中学校体育連盟の要項では、による「全国中学校体育大会の基本的性格」として、“学校教育活動”として、“学習との調和を図って行う”大会であることが謳われている。しかしながら、『学業との両立』の観点から問題のある部活動についての措置（例：大会参加禁止・停止等）を示す規定は見当たらない。

[全国高等学校総合体育大会]　（図表 48）

全国高等学校体育連盟の「競技者及び指導者規程」において、高等学校における体育・スポーツ活動は、“学校教育の一環として行われる”こと、“アマチュア・スポーツマン精神に則る”ことが謳われている。しかしながら、『学業との両立』の観点から問題のある部活動についての措置（例：大会参加禁止・停止等）を示す規定は見当たらない。

4）暴力行為等について

[全国中学校体育大会]　（図表 49）

日本中学校体育連盟では平成 25 年 3 月の「体罰根絶宣言（注：全国高等学校体育連盟との共同宣言）以降、様々な宣言や通知等を示し、学校体育大会や日々の部活動における体罰等の暴力行為の根絶を促してきた。学校体育大会への参加に関連しては、要項等において、出場チーム・選手の引率者・監督者等は、“部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により懲戒処分や指導措置を受けていない者*”であることが規定されている。これは、指導者等による過去の懲戒処分・指導措置を対象としたものと読み取られ、学校体育大会の開催中の暴力行為等についての措置は不明確である。

また、指導者については上記のような一定の規定が存在するものの、チームや選手・生徒が暴力行為やいじめを行った場合の措置についての規定は見られない。

＊違反行為 1 回目の場合は、懲戒処分等の確認から「2 年間」につき、連盟主催大会の指導者等の登録が禁止される。違反行為 2 回目の場合は、連盟主催大会の指導者等の「資格無し」とされる。制約は、あくまでも“連盟の役職”及び“連盟主催大会の指導者等”に就くことを制限するものであり、学校における顧問や指導等を禁止するものではない。

[全国高等学校総合体育大会]　（図表 50）

全国高等学校体育連盟の「競技者及び指導者規程」では、全国高等学校総合体育大会に参加する指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）が、体罰を行った場合には、「体罰根絶全国共通ルール」を適用する旨が規定されている。具体的には、指導措置・処分等が確定した後 1 年間、高体連主催大会（選抜大会を含む）に出場できないこととなっている。これは、指導者等による過去の指導措置・処分を対象としたものと読み取られ、学校体育大会の開催中の暴力行為等についての措置は不明確である。

＊また、全国高等学校体育連盟と、（各中央競技団体をとりまとめる）日本体育協会とは、体罰根絶の取組に資するよう、部活動指導者による体罰・暴力行為等について相互に情報共有することを協定により申し合わせている。提供情報を踏まえてそれぞれの団体等の規程に基づいて措置や処分相当と判断された場合には所定の手続きをおこなうこととしている。

加えて、全国高等学校体育連盟の「競技者及び指導者規程」では、全国高等学校体育連盟の大会に参加する競技者には、“ルールやマナーを守ること”“フェアプレイの精神に徹すること”が謳われているが、チームや選手・生徒が暴力行為やいじめを行った場合の措置についての規定は見られない。

[参考資料集]

図表 8 中体連加盟人数推移予測

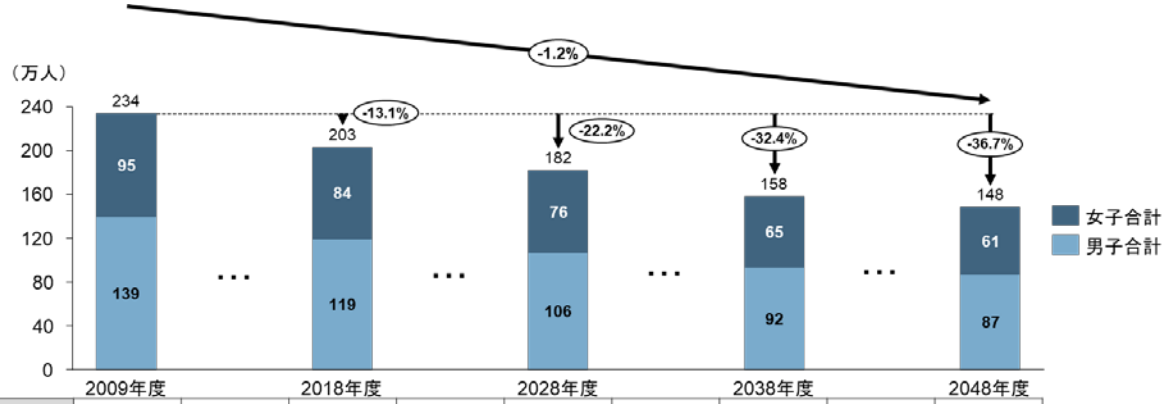

中体連加盟人数	2,336,048	・・・	2,029,573	・・・	1,816,572	・・・	1,579,776	・・・	1,479,095
2009年度を基準とした変化率		・・・	-13.1%	・・・	-22.2%	・・・	-32.4%	・・・	-36.7%

出所）日本中学校体育連盟加盟校数調査、並びに
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

図表 9　競技別一校あたり中体連加盟人数の推移予測（男子）（チームスポーツ※）

競技名	加盟人数							一校当たり人数							
	ピーク時		推計人数				対ピーク時	ピーク時		推計人数				対ピーク時比較	
	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	増減人数 ピーク時⇒2048	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	ピーク時/2048年度	半減する年度
バスケットボール	178,708	2015	163,100	152,925	134,053	121,884	-56,824	24.9	2015	23.2	22.6	20.6	19.4	-22.2%	-
サッカー	253,517	2013	196,343	170,545	138,496	116,656	-136,861	36.5	2013	28.8	25.5	21.2	18.2	-50.0%	2048年度
軟式野球	307,053	2009	166,800	89,772	45,171	23,575	-283,478	34.2	2009	19.9	11.5	6.2	3.5	-89.9%	2022年度
バレーボール	56,782	2016	53,018	53,599	50,660	49,664	-7,118	19.4	2017	18.2	20.8	22.2	24.5	+26.7%	-

2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が50%以上減少したもの
2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が25%以上減少したもの
上記以外

出所）日本中学校体育連盟加盟校数調査、並びに
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

※2018 年度の加盟人数上位 10 競技におけるチームスポーツ

図表 10　競技別一校あたり中体連加盟人数の推移予測（女子）（チームスポーツ※）

競技名	加盟人数							一校当たり人数							
	ピーク時		推計人数				対ピーク時	ピーク時		推計人数				対ピーク時比較	
	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	増減人数 ピーク時⇒2048	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	ピーク時/2048年度	半減する年度
バスケットボール	154,917	2009	130,366	108,504	84,888	68,547	-86,370	21.5	2009	18.1	15.0	11.8	9.5	-55.8%	2043年度
ハンドボール	12,852	2014	11,090	10,462	9,277	8,491	-4,361	21.5	2014	18.5	17.5	15.5	14.2	-33.9%	-
バレーボール	171,263	2009	145,312	121,942	96,190	78,315	-92,948	21.7	2009	18.4	15.5	12.2	9.9	-54.3%	2045年度
ソフトボール	57,472	2009	37,858	24,665	15,105	9,547	-47,925	25.8	2009	17.0	11.1	6.8	4.3	-83.4%	2025年度

2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が50%以上減少したもの
2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が25%以上減少したもの
上記以外

出所）日本中学校体育連盟加盟校数調査、並びに
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

※2018 年度の加盟人数上位 10 競技におけるチームスポーツ

図表 11　13-15 歳人口推移予測

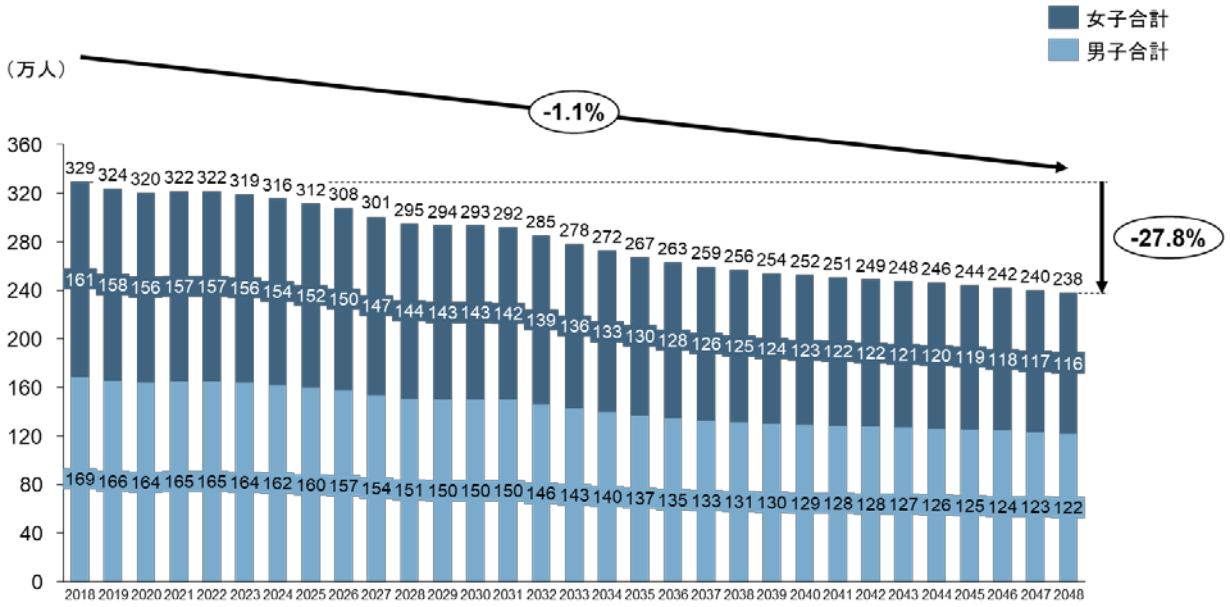

出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

図表 12　中体連加盟人数推移（2009 年度～2018 年度）

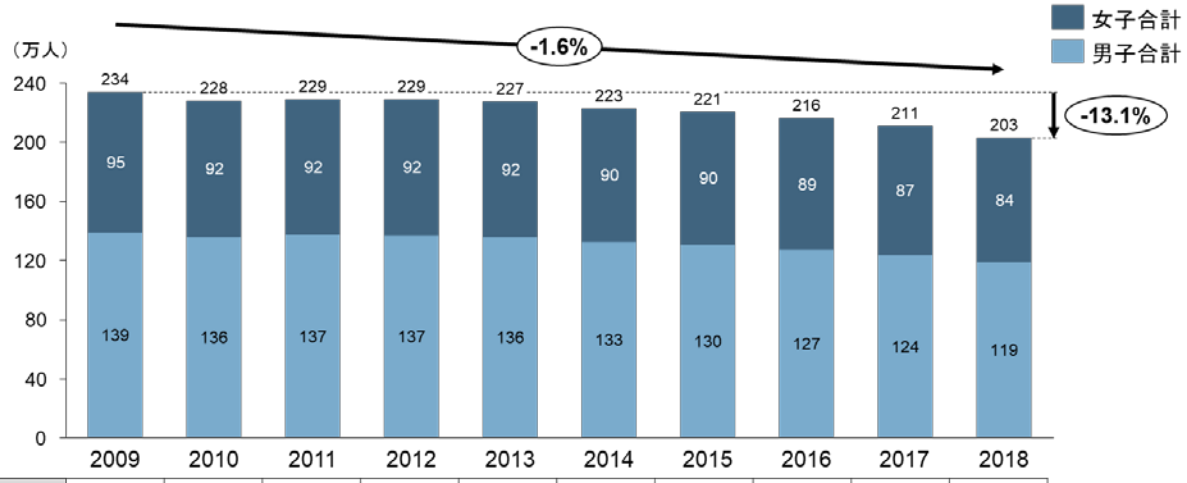

中体連加盟人数	2,336,048	2,281,243	2,290,785	2,290,633	2,274,375	2,226,864	2,207,854	2,161,231	2,111,056	2,029,573
2009年度を基準とした変化率		-2.3%	-1.9%	-1.9%	-2.6%	-4.7%	-5.5%	-7.5%	-9.6%	-13.1%

出所）日本中学校体育連盟加盟校数調査よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

図表 13　高体連・高野連加盟人数推移予測

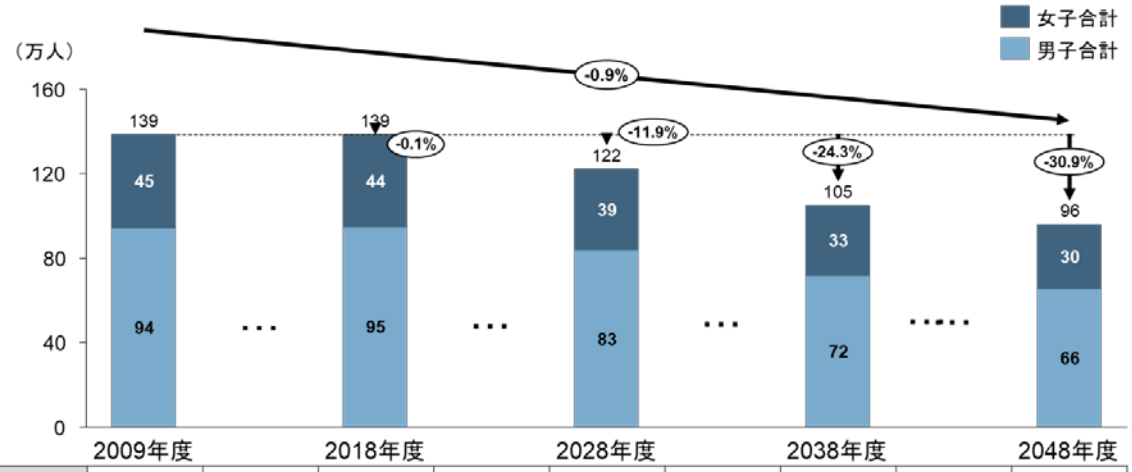

高体連+高野連加盟人数	1,388,776	・・・	1,387,340	・・・	1,224,012	・・・	1,050,705	・・・	960,273
2009年度を基準とした変化率		・・・	−0.1%	・・・	−11.9%	・・・	−24.3%	・・・	−30.9%

出所）全国高等学校体育連盟加盟登録状況、日本高等学校野球連盟部員数統計並びに
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

図表 14　競技別一校あたり高体連・高野連加盟人数の推移予測（男子）（チームスポーツ※）

競技名	加盟人数							一校当たり人数							
	ピーク時		推計人数				対ピーク時	ピーク時		推計人数				対ピーク時比較	
	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	増減人数 ピーク時⇒2048	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	ピーク時/2048年度	半減する年度
サッカー	169,855	2016	165,351	149,076	125,264	106,705	−63,150	41.1	2016	40.7	39.1	34.9	31.7	−23.0%	−
バスケットボール	98,545	2015	91,454	77,571	61,321	49,144	−49,401	21.9	2015	20.7	18.5	15.4	13.0	−40.8%	−
バレーボール	46,712	2017	46,223	49,069	48,549	48,696	1,984	16.7	2017	16.5	17.6	17.5	17.6	5.6%	−
ハンドボール	29,727	2014	27,131	20,767	14,814	10,714	−19,013	23.9	2013	22.0	17.8	13.5	10.3	−56.9%	2043年度
ラグビーフットボール	26,570	2009	21,702	16,177	11,239	7,916	−18,654	23.1	2009	21.7	18.1	14.0	11.1	−52.2%	2047年度
硬式野球	170,312	2014	153,184	111,844	76,109	52,504	−117,808	42.3	2014	38.6	29.2	20.6	14.7	−65.2%	2038年度
軟式野球	11,532	2009	8,755	6,437	4,411	3,064	−8,468	23.6	2009	20.5	17.6	14.2	11.6	−51.1%	2047年度

2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が50%以上減少したもの
2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が25%以上減少したもの
上記以外

出所）全国高等学校体育連盟加盟登録状況、日本高等学校野球連盟部員数統計（※）並びに
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞
※本統計における、硬式・軟式野球の加盟人数については、男女含めた人数となっている。

※2018 年度の加盟人数上位 10 競技におけるチームスポーツ

図表 15　競技別一校あたり高体連加盟人数の推移予測（女子）（チームスポーツ※）

競技名	加盟人数							一校当たり人数							
	ピーク時		推計人数				対ピーク時	ピーク時		推計人数				対ピーク時比較	
	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	増減人数 ピーク時⇒2048	人数	年度	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	ピーク時/2048年度	半減する年度
バレーボール	64,807	2009	58,531	49,474	39,583	32,960	-31,847	15.3	2016	15.0	13.5	11.5	10.1	-33.7%	－
バスケットボール	63,506	2009	57,733	46,025	34,730	27,275	-36,231	15.7	2015	14.9	12.8	10.4	8.8	-43.9%	－
ソフトボール	26,178	2009	20,631	15,989	11,729	8,955	-17,223	16.5	2009	14.9	13.8	12.0	11.0	-33.6%	－
ハンドボール	16,512	2017	16,018	14,237	11,978	10,488	-6,024	18.0	2017	17.8	17.0	15.3	14.4	-20.1%	－

2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が50%以上減少したもの
2009-2018年度のピーク年度と比べて2048年度の推計値が25%以上減少したもの
上記以外

出所）全国高等学校体育連盟加盟登録状況、並びに
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

※2018 年度の加盟人数上位 10 競技におけるチームスポーツ

図表 16　16-18 歳人口推移予測

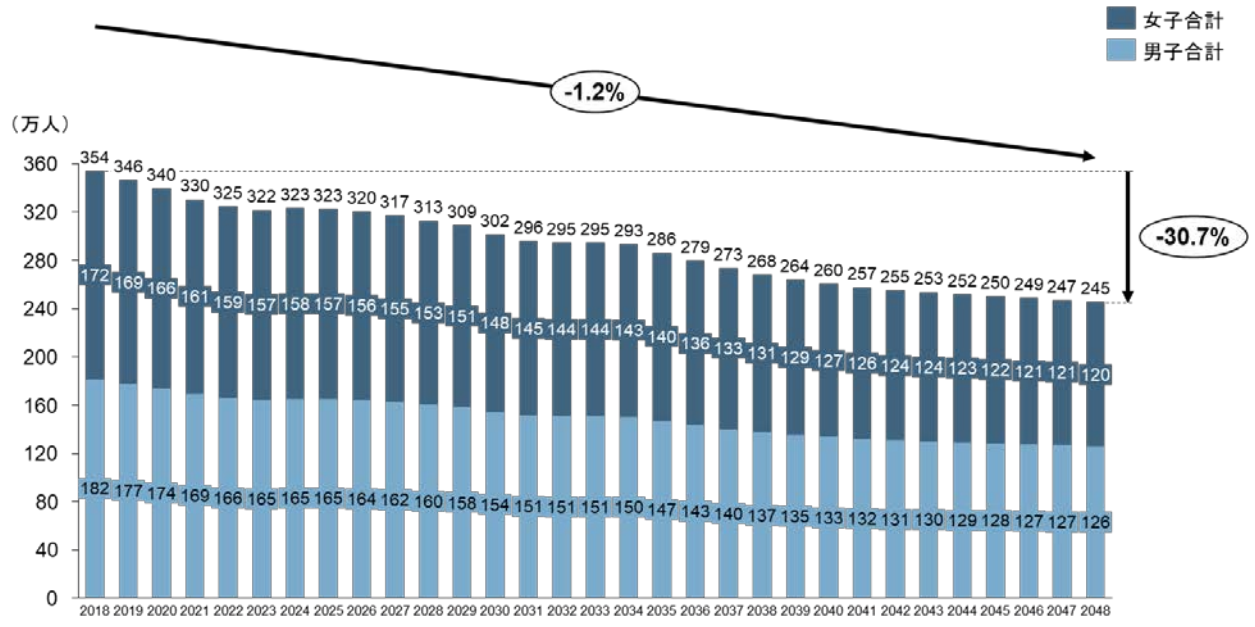

出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）結果」よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

図表 17　高体連・高野連加盟人数推移（2009 年度～2018 年度）

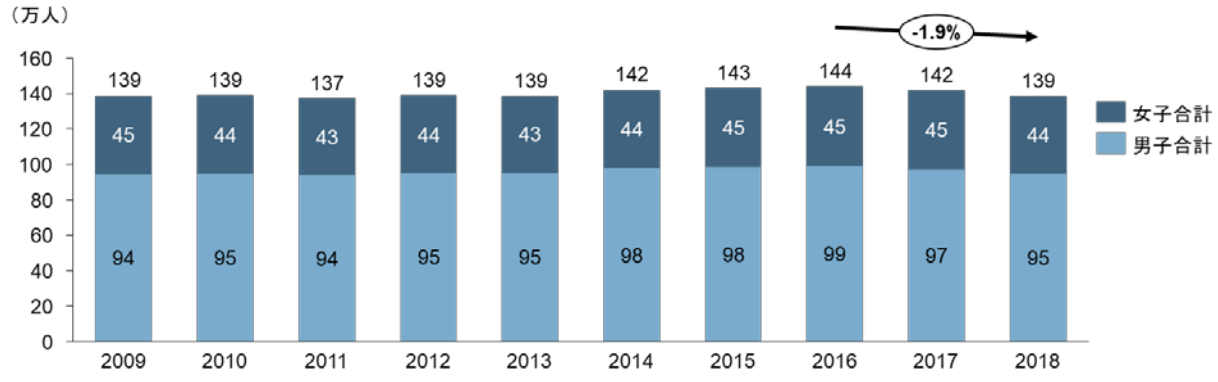

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
高体連+高野連加盟人数	1,388,776	1,389,291	1,372,454	1,389,846	1,387,589	1,420,885	1,432,429	1,440,703	1,417,662	1,387,340
2009年度を基準とした変化率		0.0%	−1.2%	0.1%	−0.1%	2.3%	3.1%	3.7%	2.1%	−0.1%

出所）全国高等学校体育連盟加盟登録状況、並びに
日本高等学校野球連盟部員数統計よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

図表 18 サッカー競技における全国大会の開催スケジュール

大会名称	開催時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 全国高校総合体育大会（インターハイ）	8月					↔							
都道府県予選	5月～6月		←	→									
支部予選	4月～5月	←	→										
2. 全国高校サッカー選手権	12月～1月									←	→		
都道府県予選	10月～11月							←	→				
3. 高円宮杯U-18サッカーリーグ	4月～12月	←	―	―	―	―	―	―	―	→			

←→ :大会開催期間

4 章にて実施した中学校、高等学校に対するアンケート調査結果について、以下の図表 4-2-2～図表 4-2-22 に示す。運動部活動の競技毎に、各学校の調査結果を中学校、高等学校に分けて記載している。

※「平成 30 年度全中予選成績」は、各中学校の運動部活動における平成 30 年度全中予選成績を記載。

※「平成 30 年度インターハイ予選成績」は、各高等学校の運動部活動における平成 30 年度インターハイ予選成績を記載。（高等学校の野球部を除く）

※「週末等における大会試合・練習試合開催割合」は、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの週末等（土曜、日曜、祝日）のうち、大会試合・練習試合が開催されている日数の割合 を示す。年間の値に加え、中学校については多くの競技における全中予選の開催時期（7 月）、高等学校については多くの競技におけるインターハイ予選の開催時期（5 月～6 月）の値を記載。

※「週末等における大会試合開催割合」は、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの週末等（土曜、日曜、祝日）のうち、大会試合が開催されている日数の割合 を示す。年間の値に加え、中学校については全中予選が多くの競技で開催される 7 月、高等学校についてはインターハイ予選が多くの競技で開催される 5 月～6 月の値を記載。

図表 19　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・陸上部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	32	2	17	全国大会	30%	15%	30%	15%
2	32	2	13	都道府県予選	30%	16%	30%	16%
3	26	1	11	地区予選	10%	11%	10%	11%

図表 20　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・水泳部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	15	2	9	都道府県予選	30%	10%	30%	10%
2	11	2	3	地区予選	0%	2%	0%	2%

図表 21　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・バスケットボール部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	28	1.5	7	地区予選	30%	22%	30%	17%
2	24	1	4	地区予選	30%	19%	20%	14%
3	6	不明	3	地区予選	20%	7%	20%	5%
4	10	2	10	地区予選	10%	15%	0%	8%
5	13	2	6	地区予選	0%	23%	0%	13%

図表 22　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・サッカー部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	15	2	7	都道府県予選	40%	35%	30%	18%
2	26	2	6	地区予選	30%	46%	0%	23%
3	8	2	6	地区予選	10%	18%	10%	7%
4	12	1	6	地区予選	10%	9%	10%	8%

図表 23　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・野球部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	18	1	11	都道府県予選	60%	31%	50%	11%
2	20	2	8	地区予選	30%	23%	20%	14%
3	18	2	6	地区予選	10%	16%	0%	5%
4	9	2	6	地区予選	0%	31%	0%	9%
5	13	1	9	地区予選	0%	7%	0%	5%

図表 24　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・バレーボール部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	23	1	8	地区予選	20%	18%	20%	10%
2	8	2	9	地区予選	20%	9%	20%	8%
3	18	3	19	地区予選	20%	24%	10%	16%
4	14	2	5	地区予選	10%	9%	10%	6%
5	9	1	8	地区予選	0%	16%	0%	7%

図表 25　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・ソフトテニス部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	16	1	11	都道府県予選	40%	16%	40%	14%
2	20	1	17	都道府県予選	30%	16%	30%	14%
3	26	2	22	都道府県予選	20%	19%	20%	17%
4	21	2	19	都道府県予選	20%	19%	20%	15%

図表 26　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・卓球部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	19	2	25	都道府県予選	30%	28%	30%	23%
2	21	2	11	地区予選	20%	9%	20%	8%
3	20	2	8	地区予選	20%	12%	20%	8%

図表 27　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・ソフトボール部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	14	2	8	地区予選	20%	22%	20%	9%
2	23	2	7	都道府県予選	20%	13%	0%	6%

図表 28　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（中学校・剣道部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	33	2	26	都道府県予選	40%	33%	20%	19%
2	16	1	8	地区予選	20%	17%	20%	11%
3	19	2	12	地区予選	20%	12%	20%	10%

図表 29　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・陸上部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	26	3	16	地区予選	42%	17%	42%	17%
2	52	1	14	全国大会	42%	22%	42%	22%
3	28	4	10	都道府県予選	37%	18%	37%	18%
4	20	3	10	都道府県予選	32%	14%	32%	14%
5	1	2	7	地区予選	11%	6%	11%	6%

図表 30　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・水泳部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	12	4	6	都道府県予選	21%	7%	21%	7%
2	60	3	11	都道府県予選	21%	17%	21%	17%
3	18	2	4	都道府県予選	21%	7%	21%	6%

図表 31　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・バスケットボール部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	不明	2	8	全国大会	53%	26%	37%	14%
2	38	3	5	都道府県予選	42%	29%	26%	14%
3	9	3	5	地区予選	21%	16%	0%	6%
4	3	3	5	地区予選	21%	13%	5%	4%
5	33	4	3	都道府県予選	16%	19%	5%	3%

図表 32　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・サッカー部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	107	6	6	都道府県予選	42%	34%	37%	15%
2	55	2	6	都道府県予選	42%	30%	37%	14%
3	26	2	5	都道府県予選	26%	22%	16%	12%
4	13	4	3	地区予選	0%	3%	0%	1%

図表 33　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・野球部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
				インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	46	3	4	79%	42%	0%	3%
2	78	3	11	63%	34%	0%	6%
3	31	4	5	53%	18%	5%	4%
4	11	4	3	32%	19%	0%	2%
5	79	4	5	0%	8%	0%	8%

図表 34　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・バレーボール部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	19	3	6	都道府県予選	42%	33%	11%	7%
2	20	3	8	都道府県予選	21%	17%	11%	8%
3	27	5	7	都道府県予選	21%	20%	16%	8%
4	6	5	1	都道府県予選	5%	1%	5%	1%

図表 35　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・テニス部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	38	4	8	都道府県予選	21%	31%	5%	15%
2	16	3	5	都道府県予選	11%	10%	11%	9%
3	36	5	3	都道府県予選	5%	10%	5%	4%
4	16	3	6	都道府県予選	0%	1%	0%	1%
5	6	5	2	都道府県予選	0%	2%	0%	2%

図表 36　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・ソフトテニス部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	23	2	11	全国大会	53%	34%	21%	12%
2	18	2	10	全国大会	53%	25%	32%	17%
3	41	5	8	都道府県予選	37%	21%	32%	10%
4	27	4	15	都道府県予選	32%	29%	26%	24%

図表 37　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・卓球部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	10	3	29	地区予選	32%	26%	32%	24%
2	12	3	10	地区予選	5%	11%	0%	6%
3	15	4	6	都道府県予選	5%	14%	5%	3%

図表 38　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・柔道部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	8	3	16	都道府県予選	32%	14%	32%	13%
2	不明	不明	4	不明	11%	8%	11%	6%

図表 39　調査対象学校の学校体育大会開催状況調査結果（高等学校・剣道部）

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	13	3	8	都道府県予選	53%	20%	32%	8%
2	不明	不明	不明		32%	33%	0%	3%
3	7	4	10	地区予選	21%	8%	16%	7%

図表 40　調査対象学校運動部活動における開催大会とスケジュール（例①/中学校・野球部）

[運動部活動情報（中学校）]

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度全中予選成績	週末等における大会･練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					全中予選開催時期（7月）	年間	全中予選開催時期（7月）	年間
1	18	1	11	都道府県予選	60%	31%	50%	11%

[週末等における大会試合・練習試合開催スケジュール]

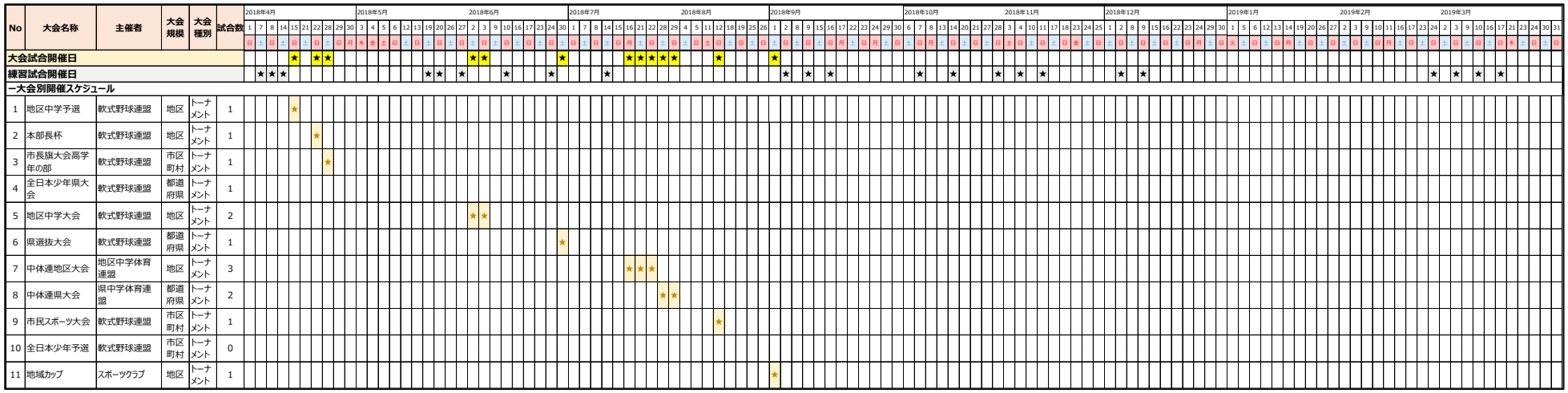

注１：★は試合開催日を示す。

注２：週末等に限定したスケジュールを示しているため、実際には上記図表の日程以外にも大会試合・練習試合が開催されている。

図表 41　調査対象学校運動部活動における開催大会とスケジュール（例②/高等学校・ソフトテニス部）

[運動部活動情報（高等学校）]

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	23	2	11	全国大会	53%	34%	21%	12%

[週末等における大会試合・練習試合開催スケジュール]

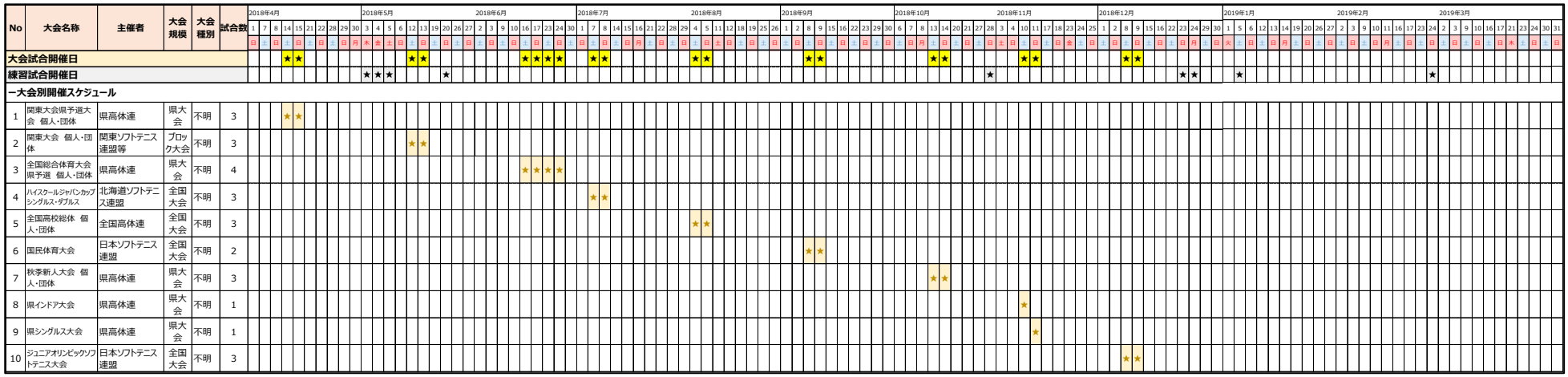

注１：★は試合開催日を示す。

注２：週末等に限定したスケジュールを示しているため、実際には上記図表の日程以外にも大会試合・練習試合が開催されている。

図表 42　調査対象学校運動部活動における開催大会とスケジュール（例③/高等学校・サッカー部）

[運動部活動情報（高等学校）]

学校No	部員数	顧問数	参加大会数	平成30年度インターハイ予選成績	週末等における大会試合・練習試合開催割合		週末等における大会試合開催割合	
					インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間	インターハイ予選開催時期（5月～6月）	年間
1	107	6	6	都道府県予選	42%	34%	37%	15%

[週末等における大会試合・練習試合開催スケジュール]

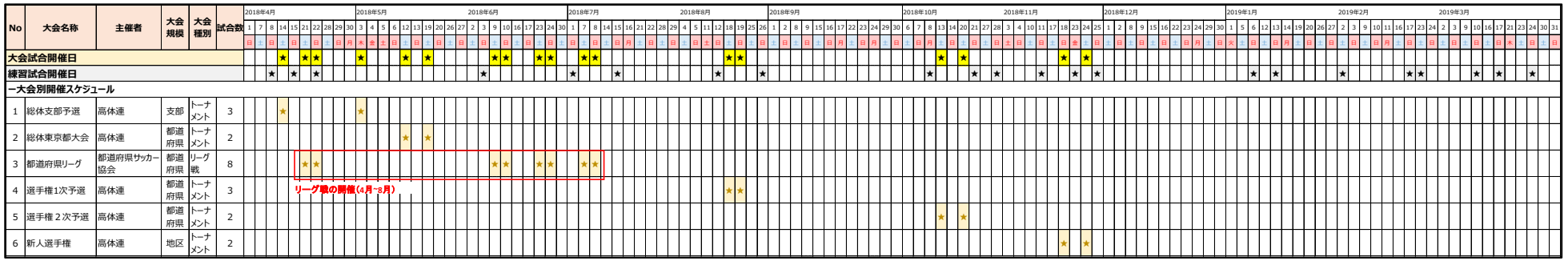

注１：★は試合開催日を示す。

注２：週末等に限定したスケジュールを示しているため、実際には上記図表の日程以外にも大会試合・練習試合が開催されている。

図表 43　要項等抜粋_①大会参加資格について_a. 日本中学校体育連盟

全国中学校体育大会の参加資格

原典：全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

７．参加資格

（１）参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。

（２）年齢は、平成１５年（２００３年）４月２日以降に生まれた者に限る。（年度毎にくりさげ）

（３）前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の６月３０日までに、都道府県中学校体育連盟を通して、（公財）日本中学校体育連盟に申し出ること。

（４）陸上競技、水泳、スキー、スケートについては、標準記録等で選抜されたものとする。スキーにおける選抜は、各都道府県中学校体育連盟において選考された者で、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。

（５）陸上競技、水泳、スキー、スケート以外の競技については、地方ブロック大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。柔道、剣道、駅伝、相撲については、都道府県大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。但し、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケーについては、「全国中学校体育大会合同チーム参加規程*」に基づき、複数校合同チームでの参加ができる。

（６）夏季大会に限り、同一年度内の参加は全競技を通じて、一人一回とする。

（７）参加資格の特例**

（８）個人情報の取り扱い（利用目的）＜略＞

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋　http://njpa.sakura.ne.jp/sub/standard.html

注　）*は後述

注　）**は各種学校に係る規定のため、本稿では非掲載。

＊　中学校体育大会における複数校合同チームの参加の要件等

原典：全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程（抜粋）

（１）趣旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム（以下合同チーム）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

（２）条件

① 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。

② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。

③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。

④ 個人種目のない以下の競技（７競技）に限る。

バスケットボール（５）、サッカー（１１）、バレーボール（６）、ハンドボール（７）、軟式野球（９）、ソフトボール（９）、アイスホッケー（１１）

※但し、（ ）内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

⑤ チーム名は校名連記とする。

⑥ 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。

⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

★ 上記の実施にあたり、＜略＞

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

備考：その他、ローカルの体育大会では、県中学校体育連盟が上記に準拠しつつも、独自の編成規定を定めている。

例：富山県中学校選抜体育大会に関わる複数校合同チーム編成規程（富山県中学校体育連盟）

・当該規定では、上記 7 種目に、体操、新体操、卓球、バドミントン、ソフトテニス、柔道、剣道、相撲 15 種目が対象競技種目として示されている。

http://seibuaoi.web.fc2.com/10applicationform/30/30kensenbatugoudou.pdf

全国中学校体育大会の引率・監督に係る規定

原典：全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

７．引率・監督

（１）参加生徒の引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員※１とする。

※１ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者をいう。（以下同じ）

（２）全国大会では外部指導者（コーチ）をおくことができる。外部指導者（コーチ）は、出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、参加申込み時に大会事務局に提出する。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。（水泳飛び込み、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）、スケート、スキー、アイスホッケーは、この項省く）

（３）全国大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長

から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

（４）引率者の特例

全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「全国中学校体育大会引率細則*」により、校長が引率者として承認した外部指導者（コーチ）の引率を認める。

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋　http://njpa.sakura.ne.jp/sub/standard.html

注　）学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）_抜粋

・第七十八条の二　部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

注　）*は後述

引率者として外部指導者（コーチ）に係る規定

原典：全国中学校体育大会引率細則（抜粋）

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員※１が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者として外部指導者（コーチ）の引率を認めるものではない。

※１ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者をいう。（以下同じ）

（１）引率者としての外部指導者（コーチ）の規定

① 当該校の校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者（コーチ）としての契約がなされていること。

② 引率者としての外部指導者（コーチ）は、各大会の申込用紙の引率外部指導者（コーチ）欄に必要事項を記入すること。

③ 引率者としての外部指導者（コーチ）に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適合者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。

④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定の通りとする。

（２）引率者としての外部指導者（コーチ）の引率を認める個人競技は、次の１２競技とする。

但し、団体戦は該当しない。

①陸上競技　②体操競技　③新体操　④卓球　⑤柔道　⑥剣道　⑦水泳競技
⑧バドミントン　⑨相撲　⑩ソフトテニス　⑪スキー　⑫スケート

- 陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。
- ソフトテニスはダブルスのみなので、個人種目として取り扱う。

（３）引率者としての外部指導者（コーチ）には、監督の資格を認めない。

① その際の監督は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。

② 手続きは、様式７、８、９、１０、１１を持って行う。

（４）生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。

（５）引率上の留意点及び大会会場においての留意点　＜略＞

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

図表 44　要項等抜粋_①大会参加資格について_b. 全国高等学校体育連盟

インターハイ及び都道府県大会に出場できる競技者について

原典：公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

第１章 総 則　＜略＞

第１条（目的）　＜略＞

第２条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

（１）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第１条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。

ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。

（２）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第２章 競技者

第３条（競技者のあり方）　＜略＞

第４条（競技者の禁止事項）　＜略＞

第５条（大会等への参加）

（１）競技者が大会等に参加するときは、在学校校長の責任によって申し込むものとする。

（２）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学校校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

＜後略＞

【参考】

「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、

「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること

「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められることと言われている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、今後、以下のように概念規定する。

「加盟」；都道府県高体連へ加入すること

例；〇〇県高体連に加盟する

「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること（登録することによって大会出場が認められる）

例；●●専門部に登録する

※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

大会参加資格に係る規定

原典：全国高等学校総合体育大会開催基準要項（抜粋）

＜前略＞

12　大会参加資格

（１）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。

（２）選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。

（３）・（４）　＜略＞

（５）複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の２年間に限り合同チームによる大会参加を認める。

（６）・（７）　＜略＞

（８）参加資格の特例

ア．上記（１）（２）に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ．上記（３）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技３回までとする。

＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

全国高等学校総合体育大会の引率者について

原典：全国高等学校総合体育大会開催基準要項（抜粋）

＜前略＞

11　引率・監督

（１）引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第 78 条の２に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。

（２）監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

図表 45　要項等抜粋_②障害・外傷予防について_a. 日本中学校体育連盟

※特に明示的な記載無し※

安全管理等に係る言及_大会実施要項の基本事項

原典：全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

7．大会実施要項の作成と配布

（1）大会実施要項の基本の決定

大会実施要項の基本は、（公財）日本中体連と全国関係競技団体で協議し、理事会で決定する。

●要項には次の事項をもり込むこと。

1 大会名称　平成　年度　第　回　大会要項
2 目的
3 主催
4 主管
5 後援
6 協賛
7 会期　開会式日時・競技開始日時・閉会式日時
8 会場
9 参加資格
10 参加料
11 引率者及び監督
引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員であること、外部指導者（コーチ）については当該校の校長が認めた者とすること。なお、引率者の特例を明記。
12 競技・種目及び参加制限
13 参加数・ブロック割当数
14 競技規則・競技方法・特別規則・用具・器具など
15 表彰
16 参加申込
17 諸会議 監督会議・競技部会等 日時・出席者等
18 宿泊等
・宿泊に関しては次の文を記載する。「適切な危機管理対応（感染症・自然災害等）を確保するため、必ず大会実行委員会の指定業者を通して申し込むこと。（指定外の宿泊施設の利用は、原則認められません。）」
19 その他 練習会場・日時・参加申込書・押印者・送付先・宿泊申込書
20 連絡先 開催前・期間中

（2）全国中学校体育大会要項決定・発送するまでの手順（予定）　<略>

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

安全管理等に係る言及_大会実施要項の基本事項の記載例（陸上競技大会のケース）

原典：平成 30 年度 全国中学校体育大会 第 45 回全日本中学校陸上競技選手権大会要項（抜粋）

17．注意事項

（1）大会期間中の傷病については、応急処置等のみ行う。参加者は健康保険証を持参するのが望ましい（健康保険証がない場合には保険医療が受けられないことがある）。

（2）～（5）　<略>

18．宿泊・弁当

（1）宿泊・弁当については、別紙「宿泊・弁当要項」により斡旋する。適切な危機管理対応（感染症・自然災害等）を確保するため、必ず、大会実行委員会指定の業者を通して申し込むこと。（指定外の宿泊施設の利用は、原則として認めない）。

（2）（3）　<略>

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

安全管理等に係る言及_外部指導者（コーチ）関連

原典：全国中学校体育大会引率細則（抜粋）

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員※1が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者として外部指導者（コーチ）の引率を認めるものではない。

※1ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者をいう。（以下同じ）

（1）～（4）　<略>

（5）引率上の留意点及び大会会場においての留意点

① 引率上の留意点等

ア 引率時は、公の交通機関を利用する。

イ 外部指導者（コーチ）は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは外部指導者（コーチ）が行い、費用は原則として自己負担とする。

ウ ～ キ　<略>

② 大会会場においての留意点等　<略>

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

図表 46　要項等抜粋_②障害・外傷予防について_b. 全国高等学校体育連盟

※特に明示的な記載無し※

安全管理等に係る言及
原典：全国高等学校総合体育大会開催基準要項（抜粋）（抜粋）
＜前略＞ ＜前略＞ 11　引率・監督 （1）＜略＞ （2）監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。 12　大会参加資格 （1）～（6）　＜略＞ （7）出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。 （8）＜略＞ ＜中略＞ 31　緊急時の対応 緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。 32　高校生活動 開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。 ＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

図表 47　要項等抜粋_③学業との調和について_a. 日本中学校体育連盟

※特に明示的な記載無し※

全国中学校体育大会の基本的性格について
原典：Ⅰ全国中学校体育大会の基本（抜粋）
１全国中学校体育大会の基本的性格 （１）全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒を基盤とした学校教育活動である。 （２）全国中学校体育大会は、学校における保健体育科の授業を出発点とし、運動部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会（個人の成績で選抜されるものを除く）を経て選抜された学校代表が参加する体育大会である。 （３）全国中学校体育大会は、中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力つくりをめざした体育大会である。 （４）全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。 （５）全国中学校体育大会は、中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。 （６）全国中学校体育大会は、都道府県間、学校間、生徒相互の親睦と交流を図り、友情を深めるとともに、ルールやマナーを守り、スポーツ精神を育てる体育大会である。

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

図表 48　要項等抜粋_③学業との調和について_b.　全国高等学校体育連盟

※特に明示的な記載無し※

高等学校における体育・スポーツ活動の捉え方
原典：公益財団法人全国高等学校体育連盟　競技者及び指導者規程
公益財団法人全国高等学校体育連盟　競技者及び指導者規程 第１章　総　則 第１条（目的） 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。 ＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

図表 49　要項等抜粋_④暴力行為等について_a. 日本中学校体育連盟

全国中学校体育大会の引率・監督に係る規定

原典：全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

７．引率・監督

（１）参加生徒の引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員※１とする。

※１ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者をいう。（以下同じ）

（２）全国大会では外部指導者（コーチ）をおくことができる。外部指導者（コーチ）は、出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、参加申込み時に大会事務局に提出する。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。（水泳飛び込み、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）、スケート、スキー、アイスホッケーは、この項省く）

（３）全国大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

（４）引率者の特例

全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「全国中学校体育大会引率細則*」により、校長が引率者として承認した外部指導者（コーチ）の引率を認める。

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋　http://njpa.sakura.ne.jp/sub/standard.html

注　）学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）_抜粋

・第七十八条のニ　部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

注　）*は後述

参考：運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（抜粋）

公表時期	平成 29 年 11 月
公表主体	公益財団法人 日本中学校体育連盟

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応

＜前略＞

本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。＜後略＞

記

１　本連盟が主催する大会における監督等の条件

（公財）日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と悶様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する。

「（公財）日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、（部活動指導員）、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。
なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導借置を受けていないこととする。」

２　本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

３　本連盟の対応

１）暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★　後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする

２）暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

４　判定及びその時期

１）当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

５　期 間

１）違反行為１回目

校長が確認した時点から「２ 年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等

の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

（1 年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする）

2）違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本対応は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行適用する。

[Q＆A（1）（抜粋）]

Q2 当該指導者が人事異動等により勤務校が変更になった場合や退職し部活動指導員、外部指導者になった場合も本ルールは適用されるのか。

⇒A：職に対する対応ではなく、人に対するものであるので、勤務校や立場が変更になったとしてでも本ルールが継続して適用される。勤務地、住所が処分を受けた都道府県から他の都道府県に移動しても、本ルールが継続して適用される。

Q5 対応・措置の対象となる処分や人、開始日等について。

⇒A：①対応・措置の対象となる場合 → 懲戒処分を受けた時

②懲戒処分とは、法に定められている「戒告・減給・停職・免職」である。

③平成 30 年 4 月 1 日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

③「本連盟の役職になれない」「全国中学校体育大会の引率者・監督・外部指導者、トレーナー、〈部活動指導員〉等」になれないのであり、学校における顧問や指導等を禁止するものではありません。

[Q＆A（2）（抜粋）]

6 通常の教育活動上における生徒指導場面において、暴力・体罰・セクハラ等で懲戒処分を受けたとしても、部活動指導者としての業務を継続して行えると解釈してよいのか。

⇒A：部活動にかかわる場面での暴力等についての行為への対応が対象です。

9 条件・対応にある暴力等の等、及び要項の「引率者及び監督」の項に記載されてある暴力・体罰・セクハラ等の等は何を示すのか。あいまいな表現は避けたほうがよくないか。

⇒A：「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月・文科省）P8⑤、P11 に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。

17 違反行為 2 回の指導者の「資格なし」期間は、いつまでか？永久に「資格なし」にするのか？

⇒A： この本連盟による対応が継続している限りにおいては、「資格なし」となります。

出所）（公財）日本中学校体育連盟資料より抜粋

図表 50　要項等抜粋_④暴力行為等について_b. 全国高等学校体育連盟

全国高等学校総合体育大会の目的

原典：全国高等学校総合体育大会開催基準要項（抜粋）

１ 総　則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

２ 目　的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

競技者及び指導者の禁止事項について

原典：公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

第１章 総 則　＜略＞

第２章 競技者

第３条（競技者のあり方）

（１）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。

（２）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。

（３）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。

（４）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。

（５）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第４条（競技者の禁止事項）

（１）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。

（２）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。

（３）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。

（４）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第５条（大会等への参加）　＜略＞

第３章 指導者

第６条（指導者のあり方）

（１）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。

（２）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。

（３）競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。

（４）禁止事項については第４条（競技者の禁止事項）を準用する。

（５）体罰を行った指導者は、平成２６年５月２０日付け（２６全国高体連第４２号）による体罰根絶全国共通ルールを適用する。

第４章 罰 則

第７条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

＜後略＞

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

参考：体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）（抜粋）

公表時期	平成 26 年 5 月 20 日　（２６全国高体連第４２号）
公表主体	公益財団法人 全国高等学校体育連盟

体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）

＜前略＞

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一丸となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国１２０万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組みを一層充実させるようお願いいたします。

＜後略＞

[別紙]

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第６条（指導者のあり方）及び第７条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

(1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール

ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後１年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）

イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後１年間、原則として高体連の役職に充てない。

(2) 本ルールは、平成２６年７月１日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

（１）本ルールにおける体罰は、平成２５年５月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例*」を参考にして、適用の対象とする。
参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

（２）本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式**により各都道府県高体連に報告する。

（３）運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）

（４）各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの１年間の中に含むこととする。

（５）本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から２週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

注)*:「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月・文科省）P8⑤、P11 に掲載の『体罰等の許されない指導と考えられるものの例』として示された下記の①～⑤のこと。

①殴る、蹴る等。
②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

注)**:別紙様式として、学校長より都道府県体育連盟に報告する事項は下記の 1～6 である。

1 体罰の発生日時・場所
2 当該指導者の職・氏名
3 当該部活動名
4 当該体罰の概要
5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日
6 備考

参考：体罰根絶のための日本体育協会等との情報共有について（通知）（抜粋）

公表時期	平成 27 年 10 月 15 日
公表主体	公益財団法人 全国高等学校体育連盟

２７全国高体連第２４３号
平成２７年１０月１５日

各都道府県高等学校体育連盟 会 長 殿
同 上 理事長 殿
（公財）全国高体連各専門部 部 長 殿
同 上 委員長 殿

（公財）全国高等学校体育連盟
会 長 小 野 力

体罰根絶のための日本体育協会等との情報共有について（通知）

＜前略＞

このような中、日本体育協会では平成 26 年 7 月 23 日より「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準」が施行され、公認スポーツ指導者の有資格者に対する処分を行うこととなりました。各中央競技団体でもそれぞれの規程による措置・処分があります。本連盟の部活動指導者が日本体育協会や各中央競技団体の指導者資格を有することも多く、全国共通ルール制定後、体罰等についての情報共有が懸案事項となっておりました。このたび、本連盟と各中央競技団体を取りまとめる日本体育協会との間で検討・調整を重ね、体罰等の情報共有について別紙のとおり申し合わせを行い、別添の協定書により、相互に情報を提供し共有することとなりました。これは、体罰等が後を絶たない実態がある中で、スポーツ関係団体が一致協力して暴力行為を根絶するという「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の趣旨を

具現化するものです。
　つきましては、本通知の趣旨をご理解いただき、管下の加盟校及びすべての指導者に別紙の内容を周知徹底し、体罰根絶の取り組みを一層充実させるようお願いいたします。

（別紙）
1　体罰根絶全国共通ルール（以下「共通ルール」とする）適用後からの変更点
（1）共通ルール適用事案について本連盟から日本体育協会へ情報提供する。
　①当該指導者が日本体育協会公認スポーツ指導者資格を持つ場合には、日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準により資格停止等の処分を受けることがある。
　②当該指導者が各中央競技団体等の指導者資格を持つ場合には、各中央競技団体等の規程により措置・処分を受けることがある。
（2）日本体育協会における暴力行為等による措置・処分事案（各中央競技団体から日本体育協会への報告も含む）のうち、高等学校部活動関係者による事案について、日本体育協会から本連盟へ情報提供する。
　①提供を受けた情報について、共通ルールの適用となる可能性がある場合は、当該指導者の所属都道府県高体連を通して所属高等学校長へ事実確認を依頼することがある。
　②所属高等学校長が当該指導者に事実確認した結果、共通ルールの適用となると判断した場合は、共通ルールによる所定の手続きを行う。
2　情報共有の窓口　＜略＞
3　情報共有の方法
　全国高体連から日体協へは全国共通ルール適用事案について、日体協から高体連へは日体協・各中央競技団体の措置・処分事案のうち高等学校部活動関連の事案について情報提供する。
4　情報提供の内容
（1）高体連から日体協へ
　指導者氏名・所属都道府県名、体罰の発生日時、競技名、体罰の概要、全国共通ルール適用期間
（2）日体協から高体連へ
　指導者氏名・所属（指導）校、暴力行為等の発生日時、競技名、体罰の概要、措置・処分内容
＜後略＞

出所）

参考：体罰根絶のための情報共有に係る日本体育協会との協定書（抜粋）

公表時期	平成 27 年 10 月 15 日
公表主体	（甲）公益財団法人日本体育協会　会長　張 富士夫 （乙）公益財団法人全国高等学校体育連盟　会長　小野 力

協定書

　公益財団法人日本体育協会（以下「甲」という）と公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「乙」という）は、スポーツ指導における体罰・暴力行為等根絶のための取り組みとして、相互の情報共有を行うこととし、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）
第 1 条　本協定は、甲と乙が、スポーツ指導者が起こした体罰・暴力行為等について相互に情報共有することにより、速やかな事実の把握と適切な対応を行い、スポーツ指導における体罰・暴力行為等の根絶に資することを目的とする。

（共有内容）
第 2 条　甲と乙は、スポーツ指導者が起こした体・罰暴力行為等に関する情報共有について、別紙に基づき情報提供を行うこととする。
　＜後略＞

（別紙）
1．情報共有の対象となる事案
（1）甲が認定する公認スポーツ指導者資格保有者で甲が定める倫理規程に違反し処分を受けた者のうち、高等学校部活動指導者に関する事案
（2）乙が定める体罰根絶全国共通ルール適用事案
（3）上記に限らず、甲の処分審査及び乙の体罰根絶全国共通ルール適用上、相互の連携が必要と双方が合意した事案

2．情報共有の窓口
（1）前項に関わる情報共有及び情報に関する問合せの窓口は甲と乙の事務局とする。
（2）甲と乙の加盟団体・下部組織からの問合せは甲と乙の事務局を通して行うこととする。

3．情報提供の内容
（1）当該指導者に関する情報
（2）当該暴力行為・体罰等の概要
（3）情報提供の様式は別に定める。

4．情報共有の開始時期　（略）

出所）（公財）全国高等学校体育連盟資料より抜粋

（別添１）地方の大会に合同チームの参加状況・資格について

＜合同チームの大会参加の現状＞

各都道府県中体連により認められている、合同チーム数を全国中体連に認められている種目、認められていない種目について、それぞれ調査した。

日本中体連で合同チームが認められている７競技以外についても、各都道府県では一定数の合同チームが存在する。

各都道府県中体連によって認められている合同チーム数（全国大会で認められている競技のみ）

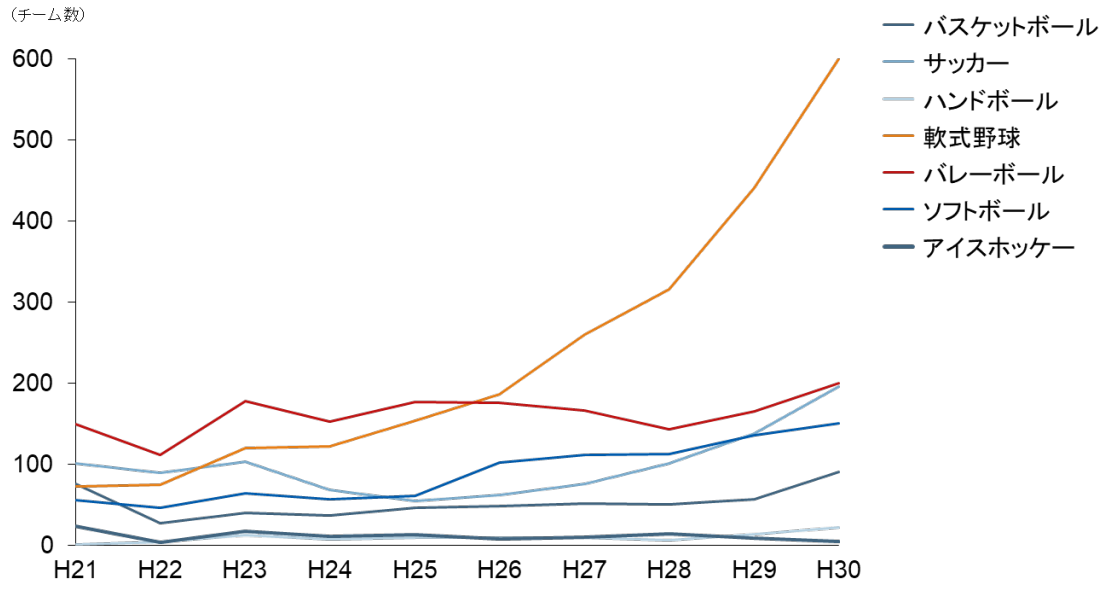

出所）日本中学校体育連盟合同部活動チーム数調査、よりNRI作成＜スポーツ庁委託＞

各都道府県中体連によって認められている合同チーム数（全国大会で認められている競技以外）

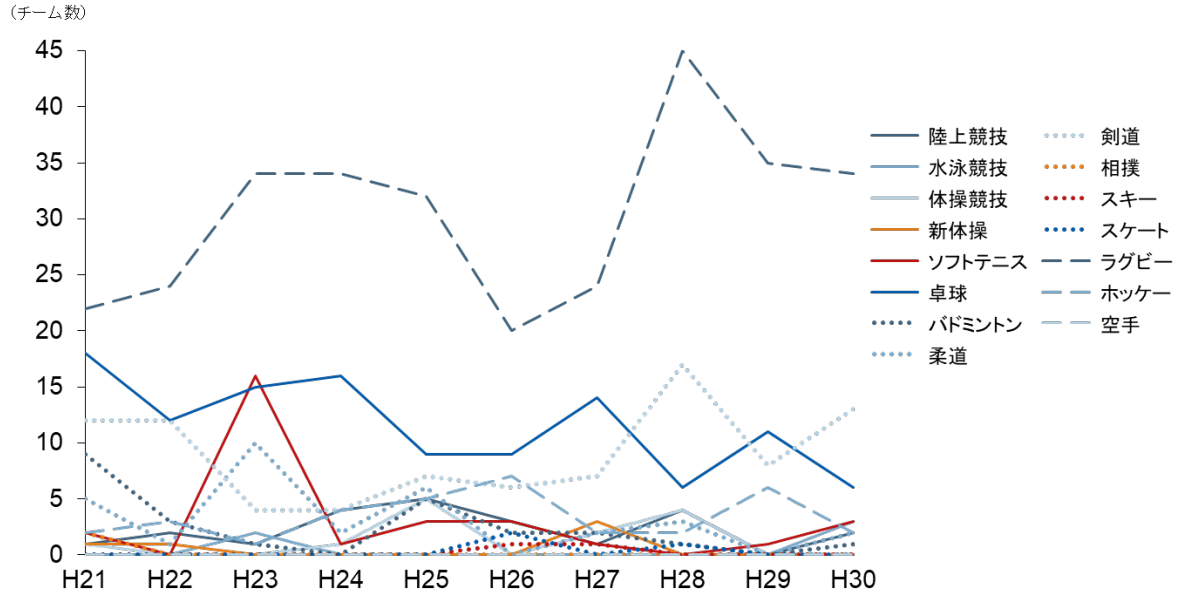

＜合同チームを要項で認めている事例＞
合同チームの大会参加について中学団体競技、中学個人競技、高校団体競技、高校個人競技それぞれにおいて認めている要項があったため以下に掲載する

●中学団体競技の場合

長野県中学校体育連盟では、合同チームの編成において、単独でチーム編成可能なチームが部員不足のチームを吸収することを可能にし、より多くの生徒が大会に参加できるようにしている。
他県では部員数が不足している学校同士、部員が余っている中学からのレンタルという形のみを認めているケースが多い。

長野県中体連の合同チームに関する規定（「長野県中学校総合体育大会　合同チーム参加規程」より一部抜粋）

第3条　合同チーム承認種目

個人種目のない、以下の７競技種目に限る。［ 全国大会参加規程に準じる ］
①バスケットボール（5）　②サッカー（１１）　③バレーボール（6）
④軟式野球（9）　⑤ソフトボール（9）　⑥ハンドボール（7）
⑦アイスホッケー（１１）
※但し、（　　）内の部員数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

第4条　合同チーム編成基準

合同チームを編成できる場合
（1）合同チーム承認種目において、部員数を下回った２校による合同チーム
（2）合同チーム承認種目において、部員数を下回った３校以上による合同チーム
（3）部員数に余裕のあるチームから、部員を借りる合同チーム

※大会に支障がなく、地域性や種目性により、次のような場合の合同チーム編成しか出来ない場合は、参加の条件も含め出来る限り大会に出場できるよう考慮する。
（1）郡市内において、単独でチーム編成が可能な学校が、部員数の足りない学校を取り入れた合同チーム。

合同チームが参加可能な種目については、「全国中学校複数校合同チーム参加規程」に準じている

●中学個人競技の場合

香川県では県内の大会において合同チームの参加を容認している。
※県中学校体育大会では全国大会規定に準じ、合同チームの参加は認めていない。

香川県中体連が規定する合同チーム参加要件
（「平成 29 年度　香川県中学校体育連盟剣道競技申し合わせ事項」より一部抜粋）

2　参加人数について
(1) 総合体育大会・新人体育大会　…　選手５名・補員２名
(2) １年生強化大会　…　選手３名・補員２名
(3) 県中学生強化大会　…　選手５名・補員２名
(4) 合同チームについて　…　以下の場合、２校の合同チームで参加することができる。（他郡市との合同チームを認める。）
・県中学生強化大会については、選手数が２名以下の場合
・１年生強化大会は人数が１名しかいない場合

県内の大会において合同チームの参加を容認。
県中学校体育大会では全国大会規定に準じ、合同チームの参加は認めていない。

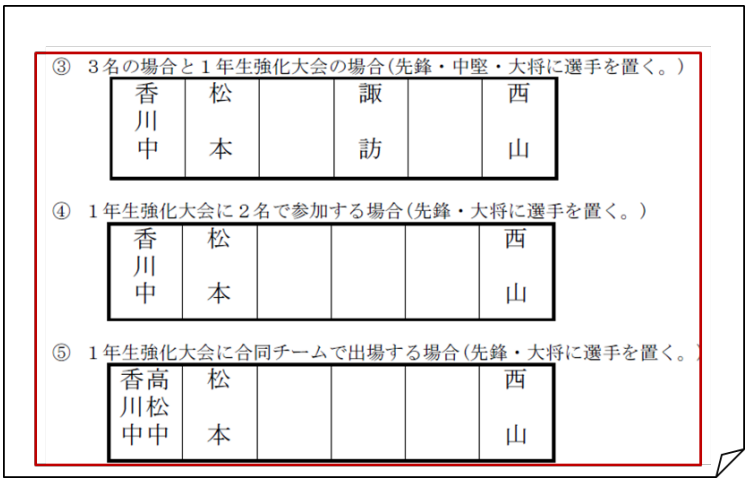

③ ３名の場合と１年生強化大会の場合（先鋒・中堅・大将に選手を置く。）

香川中	松本		諏訪		西山

④ １年生強化大会に２名で参加する場合（先鋒・大将に選手を置く。）

香川中	松本				西山

⑤ １年生強化大会に合同チームで出場する場合（先鋒・大将に選手を置く。）

香高川松中中	松本				西山

人数不足の場合や、合同チームが参加した際のオーダーの組み方が細かく規定されている。

●高校団体競技の場合

北海道においては県大会まで、指定の 10 種目では合同でのチーム編成が認められている。

北海道高体連が定めた合同チーム参加規程（「北海道高体連合同チーム申請書類」より一部抜粋）

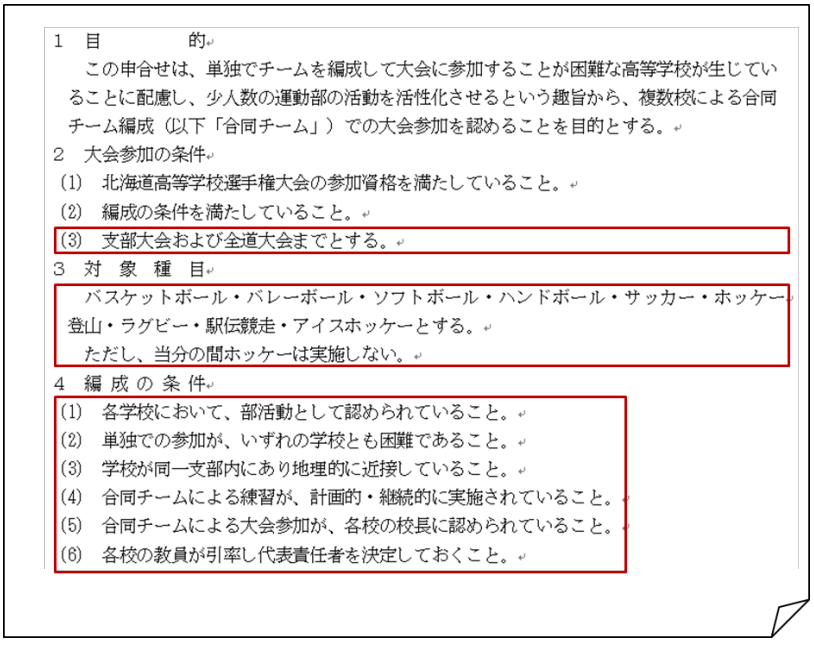

1　目　　的
　この申合せは、単独でチームを編成して大会に参加することが困難な高等学校が生じていることに配慮し、少人数の運動部の活動を活性化させるという趣旨から、複数校による合同チーム編成（以下「合同チーム」）での大会参加を認めることを目的とする。
2　大会参加の条件
(1)　北海道高等学校選手権大会の参加資格を満たしていること。
(2)　編成の条件を満たしていること。
(3)　支部大会および全道大会までとする。
3　対　象　種　目
　バスケットボール・バレーボール・ソフトボール・ハンドボール・サッカー・ホッケー・登山・ラグビー・駅伝競走・アイスホッケーとする。
　ただし、当分の間ホッケーは実施しない。
4　編　成　の　条　件
(1)　各学校において、部活動として認められていること。
(2)　単独での参加が、いずれの学校とも困難であること。
(3)　学校が同一支部内にあり地理的に近接していること。
(4)　合同チームによる練習が、計画的・継続的に実施されていること。
(5)　合同チームによる大会参加が、各校の校長に認められていること。
(6)　各校の教員が引率し代表責任者を決定しておくこと。

支部大会だけでなく、全道大会まで参加を認めている。

北海道高体連が 10 種目を対象種目として選定した。
（ホッケーは当分実施されない方針）

合同チームによる継続的な合同練習や、各校の教員が引率する等、中体連の大会と比較し、合同チームの編成条件は厳しい。
継続的な合同練習については、高体連に練習計画書を提出する必要がある。

●高校個人競技の場合

山形県において、個人競技の団体戦に出場することを前提とした規定があるものの、個人競技の合同チーム参加を認めている事例はまだ見つかっていない。

山形県における合同チーム参加規程（「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」より一部抜粋）

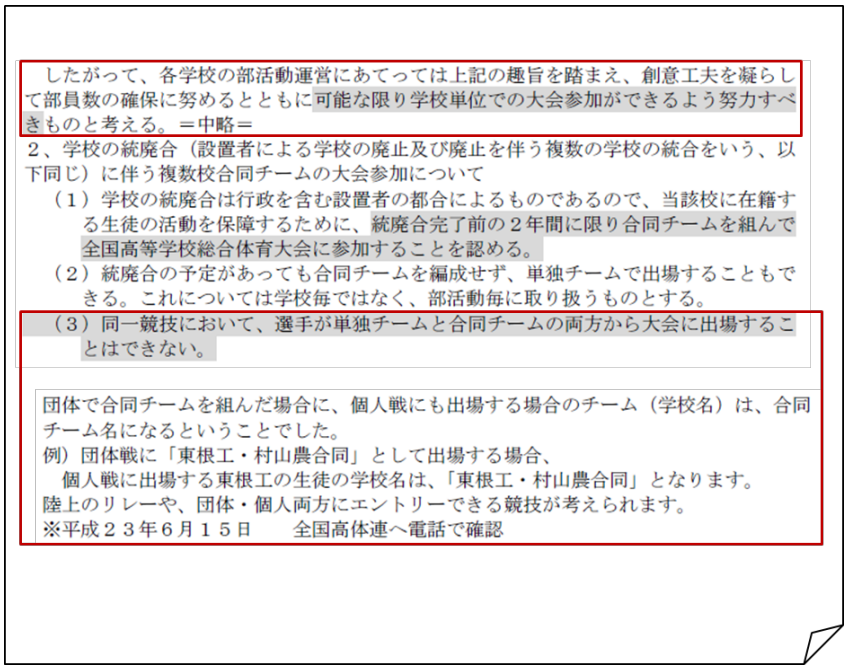

したがって、各学校の部活動運営にあてっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力すべきものと考える。＝中略＝

2、学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止を伴う複数の学校の統合をいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

（1）学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるので、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の２年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

（2）統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

（3）同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

団体で合同チームを組んだ場合に、個人戦にも出場する場合のチーム（学校名）は、合同チーム名になるということでした。
例）団体戦に「東根工・村山農合同」として出場する場合、
　個人戦に出場する東根工の生徒の学校名は、「東根工・村山農合同」となります。
陸上のリレーや、団体・個人両方にエントリーできる競技が考えられます。
※平成２３年６月１５日　　全国高体連へ電話で確認

統廃合以外の事由で部員数不足になった場合は、合同チームの参加を認めていない。

個人競技の団体戦に出場することを前提とした要項が存在する。

（別添２）地方の大会における大会の在り方見直し事例

都道府県中体連の中では、地方大会の廃止や参加大会の精選等に向け動き出している団体があるため、以下で事例を掲載する。

●事例１

- 新潟県中体連では全国大会へとつながる郡市大会を廃止し、大会のスリム化を実施した。
- 郡市大会が廃止されたことにより、学校生活にゆとりが生まれ、特に５月は落ち着いた学校生活を送ることが可能になった。

全国大会へつながる新潟県の大会構造の変化

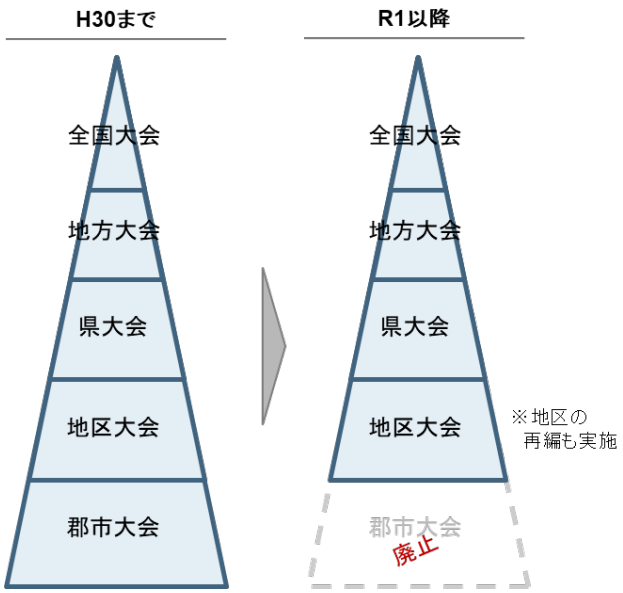

郡市大会を廃止したことによる効果

大会	競技	大会日数	
		H30まで	R1まで
地区大会	陸上競技	2日	2日
	その他	2日	2日（3日）
郡市大会	陸上競技	2日	
	その他	2日	
合計		8日	4日（5日）

4日間の試合数削減

●事例２

- 長野県中体連は県内で行われている大会数を詳細に調査し、関係機関に通達を出す等、大会の精選に向けた取り組みを進めている。
- 長野県中体連ではスポーツ庁のガイドラインに基づき、各競技の大会数に関する調査を実施した。（中体連会長から各競技専門部長に指示を出し、競技・地区別の大会数を一覧化）
- 調査結果を元に、「競技団体が主催する中学校の運動部を対象にした大会の精選について（お願い）」を県内各競技団体、各市町村教育委員会、県体育協会のトップ宛てに送付した。

大会数の調査結果

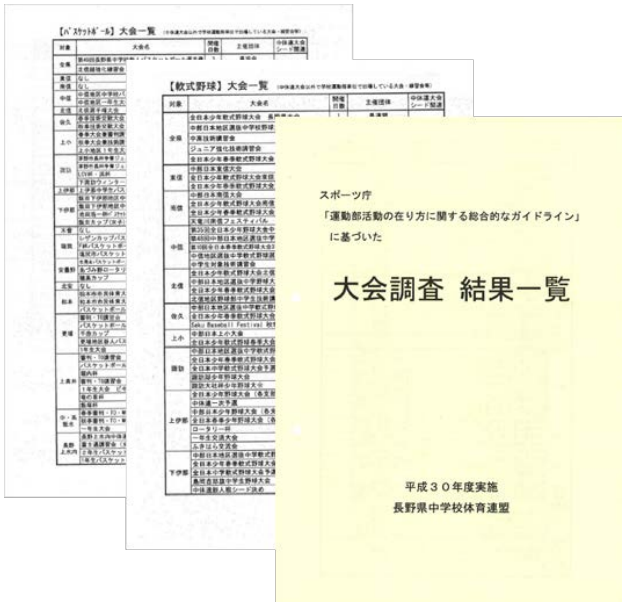

大会の精選に関する通達

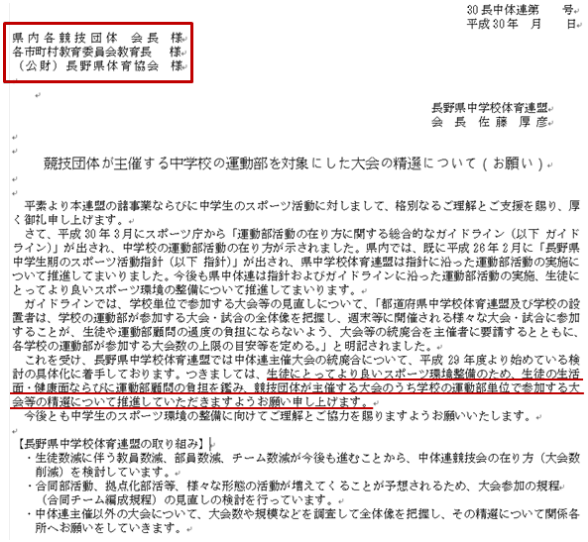
県内各競技団体　会長　様
各市町村教育委員会教育長　様
（公財）長野県体育協会　様

30長中体連第　　号
平成30年　月　　日

長野県中学校体育連盟
会　長　佐　藤　厚　彦

競技団体が主催する中学校の運動部を対象にした大会の精選について（お願い）

平素より本連盟の諸事業ならびに中学生のスポーツ活動に対しまして、格別なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下 ガイドライン）」が出され、中学校の運動部活動の在り方が示されました。県内では、既に平成28年2月に「長野県中学生期のスポーツ活動指針（以下 指針）」が出され、県中学校体育連盟は指針に沿った運動部活動の実施について推進してまいりました。今後も県中体連は指針およびガイドラインに沿った運動部活動の実施、生徒にとってより良いスポーツ環境の整備について推進してまいります。

ガイドラインでは、学校単位で参加する大会等の見直しについて、「都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度の負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。」と明記されました。

これを受け、長野県中学校体育連盟では中体連主催大会の統廃合について、平成29年度より始めている検討の具体化に着手しております。つきましては、生徒にとってより良いスポーツ環境整備のため、生徒の生活面・健康面ならびに運動部顧問の負担を鑑み、競技団体が主催する大会のうち学校の運動部単位で参加する大会等の精選について推進していただきますようお願い申し上げます。

今後とも中学生のスポーツ環境の整備に向けてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【長野県中学校体育連盟の取り組み】
・生徒数減に伴う教員数減、部員数減、チーム数減が今後も進むことから、中体連競技会の在り方（大会数削減）を検討しています。
・合同部活動、拠点化部活等、様々な形態の活動が増えてくることが予想されるため、大会参加の規程（合同チーム編成規程）の見直しの検討を行っています。
・中体連主催以外の大会について、大会数や規模などを調査して全体像を把握し、その精選について関係各所へお願いをしていきます。

（別添３）大会要項等

〇公益財団法人　日本中学校体育連盟

・　日本中学校体育連盟憲章
・　全国中学校体育大会開催基準
・　運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応　（平成 29 年 11 月）
・　全国中学校体育大会大会要項（陸上競技のみ抜粋）

【その他体罰関係】
・　学校体育大会及び日々の運動部活動の練習における指導者の暴力行為の根絶に向けて（平成 30 年 12 月）
・　暴力・体罰・セクハラ等の禁止について（通知）　（平成 30 年 6 月）
・　体罰根絶宣言　（平成 25 年 3 月）
・　スポーツ界における暴力行為根絶宣言　（平成 25 年 4 月）

〇公益財団法人　全国高等学校体育連盟

・　競技者及び指導者規程
・　体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）　（平成 26 年 5 月）
・　全国高等学校総合体育大会開催基準要項

【その他体罰関係】
・　体罰根絶のための日本体育協会等との情報共有について（通知）　（平成 27 年 10 月）
・　体罰根絶のための情報共有に係る日本体育協会との協定書
・　運動部活動における体罰根絶に向けて（通知）（平成 25 年 1 月）
・　体罰根絶宣言　（平成 25 年 3 月）
・　スポーツ界における暴力行為根絶宣言　（平成 25 年 4 月）

沿　　革

1　昭和30 年７月１日　全国中学校体育連盟として設立し活動を始める。
2　平成元年２月17日　文部大臣より財団法人日本中学校体育連盟の設立を、民法第３４条の規程によって許可される。
3　平成23年４月１日　内閣総理大臣より公益財団法人への移行が認定される。

公益財団法人
日本中学校体育連盟憲章

（公財）日本中学校体育連盟憲章は、連帯と協調の固い結束により、法人として国の内外における責任と義務を遂行し、国民の信託に応えるべく、ここに会員の総意を結集して、この憲章を定める。

一、体育・スポーツ活動を通して、人間尊重の精神にみち、心豊かな人間の育成に努める。
一、体育・スポーツ文化の継承とその進展に寄与し、生涯スポーツ活動の推進に努める。
一、体育・スポーツの国際交流を通して、中学生の国際理解の推進と国際スポーツの振興に努める。

★主な事業

1　全国中学校体育大会の開催
　①夏季大会　１６競技　８月17日～25日
　　陸上競技・水泳競技・バスケットボール・サッカー・ハンドボール・軟式野球
　　体操競技・新体操・バレーボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン
　　ソフトボール・柔道・剣道・相撲
　②冬季大会　　４競技　12月、１月下旬～２月上旬
　　陸上競技（駅伝）・スキー・スケート・アイスホッケー
2　(公財)日本中学校体育連盟研究大会の開催
3　(公財)日本中学校体育連盟実務担当者会の開催
4　(公財)日本中学校体育連盟機関誌「会報」の発行

(公財)日本中学校体育連盟指導者綱領

1．中学校における体育・スポーツ活動を通して、人間性豊かな中学生を育てる。
1．中学校における体育・スポーツ活動を通して、強健な心身をもつ中学生を育てる。
1．中学校における体育・スポーツ活動を通して、将来にわたって自己実現できる中学生を育る。
1．体育・スポーツの国際交流を通して、国際理解と協調の精神に富む中学生を育てる。

(公財)日本中学校体育連盟生徒綱領

1．わたしたちは、体育・スポーツを行い、社会に尽くすよう努めます。
1．わたしたちは、体育・スポーツを行い、強い体と心を養います。
1．わたしたちは、体育・スポーツを行い、生涯にわたってスポーツを愛好します。
1．わたしたちは、体育・スポーツを行い、世界の友との友情を深め平和を目指します。

Ⅰ　全国中学校体育大会運営の基本

1　全国中学校体育大会の基本的性格

（1）全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒を基盤とした学校教育活動である。
（2）全国中学校体育大会は、学校における保健体育科の授業を出発点とし、運動部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会（個人の成績で選抜されるものを除く）を経て選抜された学校代表が参加する体育大会である。
（3）全国中学校体育大会は、中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力つくりをめざした体育大会である。
（4）全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。
（5）全国中学校体育大会は、中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。
（6）全国中学校体育大会は、都道府県間、学校間、生徒相互の親睦と交流を図り、友情を深めるとともに、ルールやマナーを守り、スポーツ精神を育てる体育大会である。

2　全国中学校体育大会の運営

（1）競技運営に関する基本的事項の決定は、（公財）日本中学校体育連盟と全国を統括する競技団体との合意によって行われる。
（2）大会運営は、（公財）日本中学校体育連盟、全国を統括する競技団体、開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地競技団体の五者によって行われる。
（3）運営にあたっては、文部科学省・スポーツ庁、関係地方公共団体の指導・助言を受ける。
（4）運営にあたっては、自主通知文（平成 13 年３月）「児童生徒の運動競技について」及び全国中学校体育大会開催基準による。

3　（公財）日本中学校体育連盟の意思決定

（公財）日本中学校体育連盟の意思決定は評議員会及び理事会で行う。緊急事項の処理機関として常務理事会がある。さらに委任された事項の会長・専務理事の意思決定がある。

Ⅱ　全国中学校体育大会開催基準

1　目　　的

全国中学校体育大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

2　主　　催

全国中学校体育大会（以下「大会」という）の主催は、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「（公財）日本中体連」という）並びに全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会とする。

3　大会の主管

運営の基本は主催団体が決定するが、競技大会の運営と主管は開催地の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該競技団体が行う。

4　後　　援

大会の後援は、スポーツ庁、全日本中学校長会、全国都道府県教育長協議会、全国市町村教

育委員会連合会とする。他に、ＮＨＫ、全国新聞社事業協議会、毎日新聞社（毎日中学生新聞）、日本相撲協会（相撲）、日本高等学校野球連盟（軟式野球）、産経新聞（バレーボール）、朝日新聞社（陸上競技・柔道）、読売新聞社（剣道・卓球・バスケットボール・バドミントン）

5　開催競技

開催競技は、陸上競技（駅伝）、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート・アイスホッケーの１９競技とする。

※但し、駅伝は陸上競技の１種目とするが、開催地、開催期日については、別競技扱いとする。

6　開催の期日

夏季大会は、８月１７日から２５日の間に開催することを原則とする。冬季大会は、１月末から２月上旬とし、駅伝大会は１２月とする。

7　参加資格

（１）参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。

（２）年齢は、平成◆年（◆◆年）４月２日以降に生まれた者に限る。（年度毎にくりさげ）

（３）前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の６月３０日までに、都道府県中学校体育連盟を通して、（公財）日本中学校体育連盟に申し出ること。

（４）陸上競技、水泳競技、スキー、スケートについては、標準記録等で選抜されたものとする。スキーにおける選抜は、各都道府県中学校体育連盟において選考された者で、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。

（５）陸上競技、水泳競技、スキー、スケート以外の競技については、ブロック大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。柔道、剣道、駅伝、相撲については都道府県大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。
但し、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケーについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」に基づき、複数校合同チームでの参加ができる。

（６）夏季大会に限り、同一年度内の参加は全競技を通じて、一人一回とする。

（７）参加資格の特例

（８）個人情報の取り扱い（利用目的）

（９）大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、（公財）日本中学校体育連盟「個人情報保護方針・規程」に基づき、取得する個人情報について適正に取り扱う。又、取得した個人情報は競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホームページ・掲示板・報道発表・記録発表（記録集）等、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。大会に参加する各選手はこれに同意する。

8　参　加　料

夏季大会及び駅伝、スケート、アイスホッケー大会は参加選手一人につき３,０００円とする。但し、スキー大会は参加選手一人につき４,０００円とする。

9　引率・監督

（１）参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※１とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

※１　ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の２に示されている者をいう。以下同じ。

（２）全国大会では外部指導者（コーチ）をおくことができる。外部指導者（コーチ）は、出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込み時に提出する。但し、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。（水泳飛び込み、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）、スケート、スキー、アイスホッケーは、この項省く）

（３）全国大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

（４）　引率者の特例

全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「全国中学校体育大会引率細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者（コーチ）の引率を認める。

「全国中学校体育大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者として外部指導者（コーチ）の引率を認めるものではない。

（１）引率者としての外部指導者（コーチ）の規定

①当該校の校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者（コーチ）としての契約がなされていること。

②引率者としての外部指導者（コーチ）は、各大会の申込用紙の引率外部指導者（コーチ）欄に必要事項を記入すること。

③引率者としての外部指導者（コーチ）に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。

④この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

（２）引率者としての外部指導者（コーチ）の引率を認める個人競技は、次の１２競技とする。但し、団体戦は該当しない。

①陸上競技　②体操競技　③新体操　④卓　球　⑤柔　道　⑥剣　道
⑦水泳競技　⑧バドミントン　⑨相　撲　⑩ソフトテニス　⑪スキー
⑫スケート

●陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。
●ソフトテニスはダブルスのみなので、個人種目として取り扱う。

（３）引率者としての外部指導者（コーチ）には、監督の資格を認めない。

①その際の監督は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。

②手続きは、様式７，８，９，１０，１１をもって行う。

（４）生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。

（５）引率上の留意点及び大会会場においての留意点

①引率上の留意点等

ア　引率時は、公の交通機関を利用する。
イ　外部指導者（コーチ）は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは外部指導者（コーチ）が行い、費用は原則として自己負担とする。
ウ　引率にかかわる外部指導者（コーチ）の費用は、原則として自己負担とする。
エ　生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
オ　大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
カ　宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
キ　その他、引率に必要な事項を指導する。

②大会会場においての留意点等

引率者は次のことに留意する。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命ずる。生徒は失格となることもある。

ア　大会要項を順守し、責任ある行動をとる。
イ　各競技会場の使用上のきまりに従う。
ウ　競技上の抗議及び問い合せは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
エ　ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

※この細則は平成 14 年４月１日より施行する。(監督者報告書・依頼書・承諾書　様式７～様式 11)

「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」

（１）趣　旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム（以下合同チーム）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

（２）条　件

①　合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
②　合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。

③　合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
④　個人種目のない以下の競技（７競技）に限る。
バスケットボール（５）、サッカー（１１）、バレーボール（６）、ハンドボール（７）、軟式野球（９）、ソフトボール（９）、アイスホッケー（１１）
※但し、（　　）内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。
⑤　チーム名は校名連記とする。
⑥　参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
⑦　合同チームの引率･監督は出場校の校長･教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長･教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

★　注意点

（１）部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。
（２）部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・監督を担当できる学校は１校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは１校のみである。

★　上記の実施にあたり、

（１）各都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校体育大会参加の趣旨をふまえ、参加状況を十分に把握しておく。
（２）実施していく過程で生じる問題については、各都道府県中体連の実態に応じて、趣旨をふまえて対処するとともに、（公財）日本中体連とともに検討していく。

「参加資格の特例」

（１）　学校教育法１３４条の各種学校（１条校以外）に在籍し、都道府県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
（２）　参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
①　全国大会の参加を認める条件
ア　(財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し､それを尊重すること。
イ　生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
ウ　参加を希望する学校にあっては、運動部活動が教育活動の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
②　全国大会に参加した場合に守るべき条件
ア　全国大会開催基準を守り､出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
イ　全国大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
ウ　大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

10　大会開催地の決定

（１）開催年度３年前の５月までに候補地を決定する。全国大会対策委員会の議を経て、全国関係競技団体、開催候補地関係教育委員会と協議して、（公財）日本中体連理事会で決定する。
（２）大会開催地の決定についての申し合わせ事項
①　夏季大会については、ブロック中学校体育連盟の希望により開催年度を割り当てる。
平成３１年度以降（５巡目）は、「近畿、関東、東海、四国、東北･北海道、北信越、九州、中国」の順になる。但し、オリンピック・パラリンピック、全国高等学校総合体育大会等により変更となることもある。平成 32・33 年は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の関係で「関東」と「東海」が入れ替わる。平成 34・35 年は全国高等学校総合体育大会の関係で「四国」と「東北・北海道」が入れ替わる。

② 冬季大会について

ア スケートについては、平成３３年度まで長野県長野市において開催されることになっている。アイスホッケーについては、冬季国体開催地で、国体開催年の翌年開催を原則としているが、今後の開催地については検討中。（スケートと分離）

イ 駅伝大会ついては、平成３２年度まで滋賀県竜王町・野洲市・湖南市において開催されることになっている。平成３３年度以降のの開催地については、（公財）日本陸上競技連盟と協議中。その後、開催立候補地を募る。同一開催地での開催は３～１０年とする。

11 大会実施要項の作成と配布

（１）大会実施要項の基本の決定

大会実施要項の基本は、（公財）日本中体連と全国関係競技団体で協議し、理事会で決定する。

●要項には次の事項をもり込むこと。

1	大会名称　　平成　　年度　第　　回　　大会要項
2	目的
3	主催
4	主管
5	後援
6	協賛
7	会期　　開会式日時・競技開始日時・閉会式日時
8	会場
9	参加資格
10	参加料
11	引率者及び監督 引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員であること､外部指導者(コーチ）については当該校の校長が認めた者とすること。なお、引率者の特例を明記。
12	競技・種目及び参加制限
13	参加数・ブロック割当数
14	競技規則・競技方法・特別規則・用具・器具など
15	表彰
16	参加申込
17	諸会議　　監督会議・競技部会等　　日時・出席者等
18	宿泊等 ・宿泊に関しては次の文を記載する。「適切な危機管理対応（感染症・自然災害等）を確保するため、必ず大会実行委員会の指定業者を通して申し込むこと。（指定外の宿泊施設の利用は、原則認められません。）」
19	その他　　練習会場・日時・参加申込書・押印者・送付先・宿泊申込書
20	連絡先　　開催前・期間中

（２）全国中学校体育大会要項決定・発送するまでの手順（予定）

※各大会要項の基本は、（公財）日本中体連・各全国関係競技団体にて協議し理事会にて決定する。

① ８月　　本大会中の競技部会にて検討
② ９月上旬　第１回全国大会対策委員会（担当理事、ブロック対策委員、競技部長）
　当年度夏季大会の反省と次年度以降提案事項・要望事項のまとめ(原案作成)
③ ９月中旬　常務理事会に報告（内容の整理）
④ 10 月　　実務担当者会
　夏季大会の反省と次年度以降提案事項・要望事項の説明、意見聴取
⑤ 11 月中旬　共催 18 競技団体との打ち合わせ会（情報・意見交換）
⑥ 11 月下旬　次年度開催地実行委員会に要項作成のための「基本的事項」の連絡
⑦ ２月上旬　駅伝、スキー、スケート、アイスホッケーの提案事項・要望事項のまとめ（提出）
⑧ ２月中旬　第２回全国大会対策委員会（担当理事、ブロック対策委員、競技部長）
　次年度大会要項（案）の検討、冬季大会も含む

⑨　２月中旬　常務理事会にて原案検討・整理
⑩　３月上旬　理事会にて次年度全国大会要項（案）を提案、承認。
　　評議員会に報告し決定
⑪　５月　　当年度開催競技別中央連絡会（五者会議）
⑫　６月　　当年度開催地実行委員会より大会要項を全国に送付
　（９月　　当年度冬季大会、駅伝、スキー、スケート、アイスホッケー五者会議）

※中央連絡会（五者会議）　　（夏季大会５月・冬季大会９月）
（公財）日本中体連・全国競技団体・開催地教育委員会・開催地中体連・開催地競技団体の五者会議を開催し、大会運営の最終決定を行う。

※　中央連絡会（五者会議）の内容

1　大会要項の確認	2　式典要項	3　表彰要項一覧
4　会場図・練習場	5　大会役員・競技役員・生徒役員一覧	
6　諸会議日程等	7　収支予算書（案）	8　負担金受入口座番号
9　救護対策	10　大会申込要項	11　宿泊・輸送計画
12　会場出店・写真業者関係		

「開催地実行委員会の全国中学校体育大会競技別要項（案）作成の手順と取扱い」

各競技の全国競技団体との連絡会（１１月中旬実施）終了後、各競技部長と連絡をとり、要項作成上必要な事項について確認し要項案を作成する。

１．各競技部長との連絡をとる。（開催地実行委員会）
２．作成部数・・６０部
※１月末日必着で（公財）日本中体連に送付する。（開催ブロック代表中体連）
※関係競技団体には、該当するページのみを別途送付する。（開催地実行委員会）
※冬季競技（駅伝、スキー、スケート、アイスホッケー）については、大会終了後に次年度の大会要項（案）を作成し２月の全国大会対策委員会開催日に提出（６０部）する。
（各競技部長）
（１）要項案は全国大会対策委員会（ブロック代表と競技部長等）で検討する。
（夏季大会９月・冬季大会２月）
（２）関係する全国競技団体には該当ページを届け、検討してもらう。
（３）(1)、(2) の結果を合わせたものを９月と２月の常務理事会で検討、３月の理事会にて検討、承認後、評議員会に報告し決定を受け直ちに各実行委員会に連絡する。（大会要項案の修正）
３．各競技の要項決定稿の作成と配布について
大会要項（案）を修正し、夏季大会は３月上旬までに。冬季大会、駅伝大会は６月上旬までに決定稿として開催ブロックにて合冊を作成（要項のみ）し、下記の機関へ下記部数をそれぞれ送付する。（開催地実行委員会）

※　各関係全国競技団体・・２部（競技別の分冊）
※　都道府県中体連‥５×４７
（中体連２、同競技委員長１、同教委１、開催地競技団体１）
※　（公財）日本中体連・・３０部
※　６月作成の要項合冊については、全国中学校体育大会開催ブロック中体連事務局にて作成する。（作成経費については、（公財）日本中体連）
詳細については、事前に（公財）日本中体連より開催ブロック事務局へ連絡する。

大会要項（最終）の配布

４．下記へ大会要項並びに付属書類を同封し、夏季大会は開催年の６月上旬まで、冬季大会は開催年度１１月上旬までに必要部数を送付する。
☆関係機関への大会要項・付属書類（参加申込・宿泊要項等）送付部数一覧

	関係機関	送付する大会要項数	附属書類
1	地教委届出用	２部×４７＝　９４部	２部×４７＝　９４部
2	都道府県中体連控	３部×４７＝１４１部	１部×４７＝　４７部

3	競技別	３部×４７＝１４１部	３部×４７＝１４１部
4	競技団体	２部×４７＝　９４部	２部×４７＝　９４部
●以上１～４は、各都道府県中体連事務局宛に送付する。			
5	（公財）日本中体連	２部	２部
●上記５は、（公財）日本中体連事務局に送付する。			
6	全国競技別競技団体	２部	２部
●上記６は、各競技団体宛に送付する。			

５．各大会終了報告書の作成について（要項・役員・あいさつ・記録）
送付先及び送付部数
・各都道府県中学校体育連盟　３部
・競技別競技団体　３部
・（公財）日本中学校体育連盟　２部

12　大会役員
（１）大会役員の編成は、別表「Ⅳ．役員編成基準表」による。

13　実行委員会の設置
（１）大会の運営を円滑にするため、開催地の都道府県、市町村教育委員会の関係者と主管団体関係者により、競技ごとに実行委員会を設置する。
（２）実行委員会の規定には、次の内容を明記する。
ア　名称　　イ　目的　　ウ　組織　　工　役員　　オ　管掌内容
力　開催地都道府県の処理規定によること　　キ　その他の必要事項
（３）実行委員会に事務局を設ける。
（４）実行委員会は、主催団体と協議の上、次の事項を行う。
ア　実行委員会の規定の制定と委員会役員の決定
イ　大会運営の予算編成（開催都道府県の経理規程による）
ウ　プログラムの編成と配付
工　競技会会場の設定
オ　式典の方法の決定
力　宿舎の斡旋と宿泊料金の決定
キ　参加賞の調整と配布
ク　報告書の作成
ケ　その他、主催者が必要とする事項

14　参加申込
（１）各競技別大会要項の規定により、参加資格を所有する者、またはチームは所定の出場承認書に校長の承認を得て、所属する都道府県中体連会長に提出する。
（２）参加申込書の提出を受けた各都道府県中体連会長は、競技ごとにとりまとめ署名捺印し、所定の期日までに申込書送付先に送付する。

15　表　　彰
（１）入賞者、入賞校には（公財）日本中体連・全国競技団体会長名入りの表彰状を授与する。
（２）ア　優勝校には、（公財）日本中体連から優勝トロフィーを授与する。
優勝旗（杯）は持ち回り制により１年間の保有とし、返還時にレプリカを授与する。
トロフィーは渡しきりとする。
イ　入賞者にはメダルを授与する。
ウ　共催する全国競技団体の授与する優勝旗（杯）も上記の例による。
（３）その他の賞品を授与する時は、授与者が準備する。

16　大会の経費
（１）大会の準備並びに運営のための経費は、国庫補助金、開催地の都道府県及び市町村の~~補助~~負担金、（公財）日本中体連負担金、全国競技団体負担金、都道府県中体連助成金、大会参加費、寄付金、雑収入等でまかなう。
（２）都道府県及び市町村の~~補助~~負担金の申請は、開催地中体連が行う。
（３）大会協賛金については（公財）日本中体連が契約し、実行委員会に交付する。

17　開・閉会式

大会の開・閉会式次第は、概ね、次の順序によるものとし、式の司会進行は実行委員会の役員が当たるものとする。

開　会　式	閉　会　式
1　開式通告	1　開式通告
2　選手入場	2　選手入場
3　開会宣言	3　成績発表
4　国旗掲揚・国歌斉唱	4　表彰
5　（公財）日本中体連旗・全国競技団体旗等掲揚	5　講評
6　優勝旗・杯返還	6　あいさつ
7　あいさつ	7　国旗降納
8　祝辞	8　（公財）日本中体連旗・全国競技団体旗等降納
9　選手宣誓	9　閉会宣言
10　競技開始宣言	10　閉式通告
11　閉式通告	11　選手退場
12　選手退場	

※開・閉会式の入退場については、（公財）日本中体連行進曲を使用する。
※全国中学校体育大会のプログラムには、（公財）日本中体連シンボルマーク・（公財）日本中体連憲章・指導者綱領・生徒綱領・中体連歌を入れること。

18　プログラムの作成に当たって

●大会役員編成基準表（Ｐ 14. 別表Ⅳ）

（１）大会役員の委嘱

大会役員の委嘱は、開催地実行委員会で行う。（委嘱状の発行はしない）但し、文部科学省当局及び中央関係者への後援願いと役員委嘱は（公財）日本中体連で行う。

（２）競技役員の編成と委嘱

大会運営及び実施に必要な競技役員は、開催地実行委員会で協議し、（公財）日本中体連と全国関係競技団体の意見を聞き、編成する。その委嘱は開催地実行委員会で行う。

19　大会終了後の報告

大会終了後、（公財）日本中学校体育連盟事務局まで、下記事項の報告を速やかに行う。

①　大会プログラム　３部
②　事故報告書（Ｐ 36. 救護様式４）　１部
③　全国大会報告書（Ｐ 17. 様式２）　２部
④　全国大会収支予算書（Ｐ 18. 様式３）２部　（提出済みの予算書と異なることも可）
⑤　支出明細書（Ｐ 19. 様式４）　２部
⑥　開催地実行委員会委員長（会長）の【(公財）日本中体連会報】の原稿　（見本有り）
⑦　【(公財）日本中体連会報】用の大会記録及び大会の写真２～３枚
⑧　賞　状　１部　（参考資料とする）
⑨　外部指導者（コーチ）引率の有無(用紙：自由)
⑩　大会報告書（※「２０」を参照）

20　大会報告書の作成と提出

大会報告書には、次の内容を記載すること。また、提出先及び部数は次の通りとする。また、作成にはできるだけ費用をかけない。

《記載内容》

①　プログラム表紙
②　大会要項（最終）
③　大会役員
④　あいさつ文（大会を終えてのあいさつ＋プログラム掲載あいさつ（全員分））
⑤　予選・決勝結果（記録）

《提出先･部数》

① 各都道府県中学校体育連盟　　３部
② 競技別競技団体　　３部
③ （公財）日本中学校体育連盟　　３部

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応

平成29年11月
（公財）日本中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、（公財）日本体育協会、（公財）高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気を明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

1　本連盟が主催する大会における監督等の条件

（公財）日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「（公財）日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、〈部活動指導員、〉外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2　本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3　本連盟の対応

1）　暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする

2）　暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4　判定及びその時期

1）　当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5　期　間

1）違反行為１回目

校長が確認した時点から「２年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

（１年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする）

2）違反行為２回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6　本対応は、平成３０年４月１日より施行適用する。

Ｑ＆Ａ（１）　　平成３０年１月３０日

Ｑ１　日本中体連が対応を始めるのは、どの時点からか。
Ａ１　当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。
　また、懲戒処分規定が及ばない外部指導者等については、当該校の校長が暴力等に対する指導措置を行った日を起算日とする。

Ｑ２　当該指導者が人事異動等により勤務校が変更になった場合や退職し部活動指導員、外部指導者になった場合も本ルールは適用されるのか。
Ａ２　職に対する対応ではなく、人に対するものであるので、勤務校や立場が変更になったとしても本ルールが継続して適用される。
　勤務地、住所が処分を受けた都道府県から他の都道府県に移動しても、本ルールが継続して適用される。

Ｑ３　中高一貫校や中等学校における運動部活動の指導中に、指導者による暴力行為が発生した。この場合の対応はどうなるか。
Ａ３　その指導者の所属が中学校・中等部に有り、また、中学校・中等部の運動部の監督・コーチなどの役を持っていたり、中学校体育連盟の役にあれば、本ルールの適用を受ける。

Ｑ４　本ルールはいつから実施するのか。
Ａ４　平成２９年末までに意見をまとめ公表し、平成３０年４月から本ルールを実施する。

※今後、このＱ＆Ａは、各方面からの質問への回答を記録し、各方面に周知することとする。

Ｑ５　対応・措置の対象となる処分や人、開始日等について。
Ａ５　①対応・措置の対象となる場合　→　懲戒処分を受けた時
　②懲戒処分とは、法に定められている「戒告・減給・停職・免職」である。
　③平成30年４月１日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。
　④「本連盟の役職になれない」「全国中学校体育大会の引率者・監督・外部指導者、トレーナー、〈部活動指導員〉等」になれないのであり、学校における顧問や指導等を禁止するものではありません。

Ｑ６　学校で処分の対象となる事案が発生した場合、学校から日本中体連までの報告の仕方や様式等はあるのか。
Ａ６　全国中学校体育大会における引率・監督等についての報告は必要ありません。申込書に懲戒処分を受けている者が記載されている場合には、校長印を押印しないことになります。
　日本中体連の役職に就いている者が懲戒処分を受けた場合は、所属する都道府県中体連会長に本人が申し出ることが原則である。それを受けた各都道府県中体連会長は、日本中体連会長に報告し、その後の対応を協議します。

Ｑ７　各都道府県中体連事務局が個人情報になることを把握する必要があるか。会長・副会長等校長職の方が把握するのか。
Ａ７　必要ありません。但し、日本中体連の役職に就いていた者が該当した場合には、後任の補充に関して把握することになります。

Ｑ８　中学校は基本的には市町教委の指導により、各学校の校長の判断により内部の調整を図ると思うが、県中体連から指示・指導をしなくてはいけないのか。
Ａ８　各都道府県中体連による指導は必要ありません。但し、Ｑ７の役員補充に関しては、相談や指示が必要となる場合も考えられます。

Ｑ９　「暴力・体罰・セクハラ等・・・」　の文中の　「等」　は、あくまでも運動部活動の指導中に関することの認識で良いのか。具体的に言えば、飲酒（翌日の酒気帯び）運転で停職中の先生や過度なスピード違反で、懲戒処分をうけた方はこの通知からは対象外なのか。
Ａ９　対象外となります。あくまでも本連盟が対応するのは、部活動を指導している中での行動についてとなります。

Q&A（2）　　平成30年3月31日

1．平成30年4月1日からの適応になる際に、例として平成30年1月に処分を受けたものに対しては、どのような対応になるか？（指導者としての資格停止になるか？）
A．A5の③→資格停止にはなりません。

2．全員部活動の学校は、全教職員が顧問として割り当てられているが、それでも当該指導者となった場合にはできなくなるのか。
A．A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。

3．「本対応は、平成30年4月1日より施行適用」とあるが、それ以前の暴力等が発覚した場合、どう対応するのか。
A．A5の③→懲戒処分が発令され、当該校の校長が確認した時点が、平成30年4月1日以降のものが適用されます。

4．「（当該指導者が）勤務先（所、校）や立場等が変更になっても、本ルールが継続して適応」とあるが、当該指導者であることは、具体的にはどのような書類（文書）に明記されるのか。（履歴書等人事異動の際にわかるようにしていないと、学校に当該指導者が何名かいるとなった場合に、顧問の割り当て等で困難が生じ、登録ができない期間、他の教員に負担がかかってしまうというような状況も懸念される。）
A．校長による引き継ぎをお願いします。
　A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。
　全中大会への出場となった場合は、対応が必要となります。

5．「登録ができない」「顧問ができない」となった場合、その当該指導者のことが、他の教員や、場合によっては保護者、地域の人にも知られる可能性がある。プライバシーや個人情報については、どう考えているのか。
A．運動部活動にかかわる暴力等の根絶・防止をねらいとしています。社会的な責任面からも必要な対応と考えています。

6．通常の教育活動上における生徒指導場面において、暴力・体罰・セクハラ等で懲戒処分を受けたとしても、部活動指導者としての業務を継続して行えると解釈してよいのか。
A．A9→部活動にかかわる場面での暴力等についての行為への対応が対象です。

7．懲戒処分決定の通知は、暴力等の発覚からかなりの日数を経て決定するが、それまでの期間は、通常通り部活動指導者としての業務を行えるのか。
A．校長の判断によります。

8．外部指導者について、「委嘱」するということは、その者にお願いをして頼むことに当たるので、委嘱する側の「指導」は、できないのではないか。その場合は、役を辞していただくしかないのではないか。
A．校長の判断です。
　A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。

９．条件・対応にある暴力等の等、及び要項の「引率者及び監督」の項に記載されてある暴力・体罰・セクハラ等の等は何を示すのか。あいまいな表現は避けたほうがよくないか。

A.「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年５月・文科省）Ｐ８⑤、P11に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。

１０．教職員で懲戒処分は受けていないが指導措置（文書訓告、口頭訓告等）を受けている職員についてはどうなるのか。外部の指導者は、校長から暴力等の指導措置を受けていないこととするとあるが、教職員は懲戒処分に限定し、外部指導者は指導措置となるのか。

A．Ａ５の②→法に定めている「戒告、減給、停職、免職」である。
外部指導者に対する校長の責任及び権限と考えます。

１１．施行適用日が平成30年４月１日になっているが、平成28･29年度に懲戒処分を受けている教員等はどうなるのか。また、適用日までに２回以上の懲戒処分をうけているものはどうなるのか。さらに、適用日までに１回の懲戒処分を受けているものが適用日以降に懲戒処分を受けた場合、２回目となるのか。

A．平成30年３月31日までの処分についてはカウントしません。
Ａ５の③→平成30年４月１日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

１２．施行適用日以降の懲戒処分を対象とした場合、体罰の事案発生は、平成29年度内であったが、懲戒処分が行われたのは施行適用日以降であった場合はどうなるのか。

A．Ａ１の前半部にある記述内容で適用されます。→当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。

１３．校長の懲戒処分の確認の仕方はどうするのか。転勤があった場合、前任校での懲戒処分の内容は履歴書で確認できるが、部活動中の暴力等によるものかどうかは把握できない。校長間の引継ぎをもって確認したとするのか。

A．校長間の引き継ぎでの確認をお願いする。また、必要な場合は本人確認も行う。

１４．校長が監督となる場合もあるが、部活動指導等の暴力等で所属校の教員が懲戒処分を受けた際の管理監督責任を問われた管理職の扱いはどうなるのか。

A．顧問等の指導者本人の行為への対応であり、校長の管理監督責任への対応はありません。

１５．平成30年４月１日以前の事案については、今回の対応には適応外であると考えられるがそれでよいか。

A．Ａ５の③→平成30年４月１日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

１６．外部指導者については、校長からの指導措置とあるが、校長はどのように判断すればよいか、体罰のとらえ方の判断基準が曖昧ではないか。

A.「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年５月・文科省）Ｐ８⑤、P11に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。

１７．違反行為２回の指導者の「資格なし」期間は、いつまでか？永久に「資格なし」にするのか？
Ａ．この本連盟による対応が継続している限りにおいては、「資格なし」となります。

１８．「資格なし」の外部指導者については、引継ぎがうまくできるのか？県をまたいで指導する人もいる。
Ａ．校長の責任で依頼する限り、信頼できる人物・指導者であることの確認をお願いします。

１９．「懲戒処分を確認した時点」に関して、ずっと過去までさかのぼるのか、それとも今後、処分を受けた時点からなのか。
Ａ．Ａ１の前半部にあるように懲戒処分確定の通知を受けた日からとなります。

２０．外部指導者に校長が指導することは結構あるが、（体罰等に関して生徒・保護者から相談があった場合など）これを外部指導者に対する校長の指導措置とするのか？辞めさせるに至っていない場合は措置とはみなさないのか。
Ａ．事実確認をして間違いなく、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年５月・文科省）Ｐ８⑤、Ｐ１１に記載されている「体罰等」に示されている行為が認められ、指導措置がなされた場合となります。

２１．当該校の校長が確認した後の連絡方法はどのようになるのか。（文書提出、電話連絡など）
Ａ．本連盟への連絡は必要ありません。

２２．現在本県では、平成１９年４月２０日付の「教職員の懲戒処分の公表基準について」により処分の公表が行われている。１の目的に「公務員の倫理の確立と情報公開の観点から、県教育委員会が行った懲戒処分について、児童生徒への影響等を考慮しながら、原則として公表することにより、教職員としての自覚の喚起と不祥事の再発防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。とある。また、４　公表する事項（２）に「次の場合は（１）に加え被処分者の所属名及び氏名を公表する。①懲戒免職処分　②報道等により被処分者の氏名等が公表されている懲戒処分」とある。さらに、５　公表の例外に「被害者等の人権に配慮して、次のいずれかに該当する事案に該当する場合は、４　に関わらず公表内容の一部を公表しないことができる。①被害者等が公表しないことを求めている場合。②被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害される恐れがある場合」と記載されている。この内容に関して、部活動指導中の暴力や体罰による懲戒処分を受け、上記５にあたる理由で個人情報が特定されていない事案について、懲戒処分を受けているために監督ができないということになり、個人情報（教職員の氏名等）が特定される恐れはないか。さらに、教職員の個人情報が特定されることにより、被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害される恐れはないか。
Ａ．生徒の人権を守ることを最優先すべきと考えます。監督が出来ない理由等についての公表を求めているものではありません。各事案に応じたご対応をお願いいたします。

２３．「体罰等が発生した当日」から「懲戒処分確定の通知を受けた日」までの期間の対応も考えなければならないのではないか。学校任せ？
Ａ．この期間の対応は、校長先生のご判断によるものと考えます。

２４．できるだけ早い段階で、全国に周知した方がよいと思います。
Ａ．平成２９年１１月２９日に各都道府県中学校体育連盟会長及び関係諸機関に文書を発送いたしました。

２５．体罰のとらえ方の判断基準について、有形力の行使は目に見える行為なので判断できると思うが、暴言をどのようにとらえるかが曖昧。大声で怒鳴る等については日常的に行われていると考えられることで、生徒が苦痛に感じたものはすべて対象とするのか、とても判断が難しい。校長会で意見交換して、基本線を統一した方がよいと考える。
A．本連盟は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年５月・文科省）Ｐ８⑤、P11 に記載されている「体罰等」に示されている行為と考えています。

２６．特に武道に関しては、専門家は稽古の一環であると考えていても、見学している保護者等、一般人から見ると体罰ではないかと過剰に判断してしまう場合がある。見極めが難しい。
A．本連盟は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年５月・文科省）Ｐ８⑤、P11 に記載されている「体罰等」に示されている行為と考えています。

２７．外部指導者については、すべて校長に委ねられており、なかなか浸透しないのが現状である。市町教委やスポーツ振興課、体育協会と中体連主催・共催で外部指導者を一堂に集め、指導者講習会等を開催する必要があるのではないか。
A．各都道府県及び各地区中学校体育連盟における研修会・講習会等の開催について、それぞれの中体連において検討していただくことと考えます。

２８．外部指導者で本県の場合は、隣県とまたいで指導する方もいるのでは？
A．校長の責任で依頼する限り、信頼できる人物・指導者であることの確認をお願いします。

２９．日本中体連→県中体連→郡市中体連になってくることが予想される。学校は職員全体が部活動を担当するのを原則としている。相当に慎重な対応が必要だと感じる。中学校の悩みの半分は部活動である。
A．体罰・暴力等の根絶は公益財団法人としての本連盟の責務です。平成２５年３月及び４月に関係諸団体と共に「体罰根絶宣言」を発表しております。今回の対応についても数年間の協議を経て決定したものです。各校の悩みが少しでも少なくなることを期待しております。

平成３０年６月

中学生の運動部活動に関わる全ての指導者の皆さまへ

（公財）日本中学校体育連盟

暴力・体罰・セクハラ等の禁止について（通知）

中学生の運動部活動に関わる全ての指導者の皆さまが、全国各地で熱心な指導に取り組まれていることに心より感謝します。日々の授業、生徒指導、学級経営や保護者対応及び様々な調査への対応など、ますます多忙となっている中での指導は、時間的、体力的に、また精神的にも大変なエネルギーを必要とされております。その中での指導に対し、心より敬意を表します。

顧問として指導されている運動部を自分自身も経験しており希望された方もいる反面、学校事情により希望ではなく担当されている方も多いのではないかと思います。また、外部指導者として主に技術力向上に力を発揮されている方々にも多く関わっていただいております。

多くの方々の熱意と努力により、中学生の約６５％が入部している運動部活動が運営されています。この運動部活動を通して生徒たちは、自主性や社会性を育みながら充実した学校生活を送っています。

平成２７年夏に約９千人の中学３年生を対象とした本連盟の部活動に関する調査によると、入部理由の１番は、男女とも約７０％の生徒が「楽しみたい（楽しみたかった）」でした。２番目は「上手くなりたい（上手くなりたかった）」という結果でした。

多くの生徒は、各競技の楽しさを知り、多くの仲間を得て、頑張る心を身に付け、指導していただいた方々に感謝をして卒業しています。

しかし、残念ながら指導の中で、暴力・体罰、言葉や態度による人格の否定、セクシャル・ハラスメントなど、生徒の人権を傷つける行為がなくならない現実もあります。一部の指導者の行為が、多くの指導者に迷惑をかけています。その行為が生徒たちのスポーツ・運動に向かう熱意を削ぐことにも繋がっています。絶対に許すことの出来ない行為です。

生徒たちの技術がなかなか伸びない。試合で勝てない。自分の考えや気持ちが、生徒に十分に伝わらない。このようなとき、あなたの態度や表情はどのようになっているでしょうか。生徒のためと考えている行動は、もしかすると、自分の精神的不安定感や指導力不足が原因ではないかと振り返っているでしょうか。

また、周りの指導者に暴力等、許されない指導をしている人はいないでしょうか。「止めようよ」の一声を勇気をもって発することのできる教育環境でありたいものです。

運動部の元気さ、明るさ、前向きな姿勢は、学校を元気にしてくれます。まとまるエネルギーとなります。スポーツの力は多くの人たちに夢と希望と感動を与えてくれます。これらの力を発揮するには、運動部活動の指導に関わる全ての人が、生徒を大切にし、教育者としての愛情を持って正しい指導を行うことが不可欠です。

本連盟が作成に関わってきたスポーツ界における暴力行為根絶宣言等（本連盟ＨＰ参照）を確認し、各競技の指導を通して人間性豊かな生徒を育てると同時に、指導に当たる私たちも感性豊かな教育者として向上に努めていきましょう。

最後に、平成２７年３月１３日にコーチング推進コンソーシアムから発表された『グッドコーチに向けた「７つの提言」』を参考に示しておきます。指導理念の根幹として、改めて認識いただければ幸いです。

１　暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
２　自らの「人間力」を高めましょう。
３　常に学び続けましょう。
４　プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
５　自立したプレーヤーを育てましょう。
６　社会に開かれたコーチングに努めましょう。
７　コーチの社会的信頼を高めましょう。

中学生の運動部活動に関わる全ての方が、笑顔で充実した毎日が送れることを期待しております。

全ての運動部で**「暴力０（ゼロ）　心でつなぐスポーツの絆」**を実感しましょう。

平成30年度

全国中学校体育大会
大 会 要 項

夏季大会	中国ブロック実行委員会
駅伝大会	滋賀県実行委員会
冬季大会	新潟県実行委員会（スキー）
	長野市実行委員会（スケート）
	北海道帯広市実行委員会（アイスホッケー）

（公財）日本中学校体育連盟

平成３０年度全国中学校体育大会
第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会要項

１　目　　的　　この大会は，中学校教育の一環として中学校生徒に広く陸上競技実践の機会を与え，技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり，心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに，中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

２　主　　催　　公益財団法人日本陸上競技連盟　公益財団法人日本中学校体育連盟
岡山県教育委員会　岡山市教育委員会

３　主　　管　　一般財団法人岡山陸上競技協会　中国中学校体育連盟
岡山県中学校体育連盟　岡山市中学校体育連盟

４　後　　援　　スポーツ庁　全日本中学校長会　全国都道府県教育長協議会
（申請中）　全国市町村教育委員会連合会　公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会
日本私立中学高等学校連合会　ＮＨＫ　全国新聞社事業協議会　朝日新聞社
毎日新聞社　岡山県　岡山市　岡山県中学校校長会　岡山市中学校校長会
公益財団法人岡山県体育協会　一般財団法人岡山市体育協会
岡山県市町村教育委員会連絡協議会　岡山県ＰＴＡ連合会　山陽新聞社
ＯＨＫ　山陽放送

５　会　　期　　平成３０年８月１８日（土）～２１日（火）

１８日（土）	開会式	１４：３０～１５：２０
１９日（日）	競技会	９：００～１８：３０
２０日（月）		９：００～１８：３０
２１日（火）		９：３０～１６：００
	閉会式	１６：３０～１６：５０

６　会　　場　　（１）開会式　　ジップアリーナ岡山（岡山県総合グラウンド体育館）
〒700-0012　岡山市北区いずみ町2-1-3
TEL　086-253-3944　　FAX　086-253-8900

（２）競技・閉会式　シティライトスタジアム（岡山県総合グラウンド陸上競技場）
〒700-0012　岡山市北区いずみ町2-1-11
TEL　086-253-3950　　FAX　086-256-7533

７　参加資格

（１）都道府県中学校体育連盟に加盟する中学校の生徒で校長が参加を認めた者。
（２）年齢は，平成１５年（２００３年）４月２日以降に生まれた者に限る。
（３）前項以外の生徒が参加を希望する場合は，平成３０年６月３０日までに，都道府県中学校体育連盟を通して公益財団法人日本中学校体育連盟に申し出ること。
（４）夏季大会に限り，同一年度内の参加は全競技を通じて，一人一回とする。
（５）次の規定により第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会の参加資格を得た者。
①　都道府県で行われる第６４回全日本中学校通信陸上競技大会（以下「通信大会」という）において，第２１項に定める標準記録（以下「標準記録」という）に到達した者。なお，災害等特殊事情で通信大会が実施できなかった都道府県は，平成３０年５月１９日（土）以 降，７月３１日（火）までの公認大会で標準記録に到達した者。
②　都道府県で行われる中学校総合体育大会（各都道府県中学校陸上競技大会）において標準記録に到達した者。ただし，平成３０年５月１９日（土）以降，７月３１日（火）までの間に実施した大会とする。競技規定は通信大会に準ずる。
③　四種競技は平成３０年５月１９日（土）以降，７月３１日(火)までの間に行われた指定の競技会(通信大会・総合体育大会以外に一つの競技会とする)において標準記録に到達した者。競技規定は通信大会に準ずる。なお，四種競技のそれぞれの種目で標準記録を突破しても，単独種目の参加は認めない。

④ 都道府県で標準記録の到達者が１０名に満たなかった場合は推薦による１０名（男女比は問わない）以内の参加を認める（ただし，一人１種目。四種競技を除く）。また，開催都道府県については，推薦により各種目１名・１チームの参加を認める（ただし，四種競技は除く）。なお，推薦による参加の場合は一人１種目とする（リレーは除く）。競技者参加申込一覧表，個人申込書とも「推薦」と記入すること。

（６）「参加資格の特例」

① 学校教育法１３４条の各種学校（１条校以外）に在籍し，都道府県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

② 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。

ア 全国大会の参加を認める条件。

（ａ）公益財団法人日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し，それを尊重すること。

（ｂ）生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。

（ｃ）参加を希望する学校にあっては，運動部活動が学校教育の一環として，日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに，適切に行われていること。

イ 全国大会に参加した場合に守るべき条件。

（ａ）全国大会開催基準を守り，出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに，大会の円滑な運営に協力すること

（ｂ）全国大会参加に際しては，責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が生徒を引率すること。また，万一の事故発生に備え，傷害保険等に加入するなどして，万全の事故対策を立てておくこと。

（ｃ）大会開催に要する経費については，必要に応じて応分の負担をすること。

（７）個人情報の取り扱い（利用目的）

大会の主催者は，個人情報保護に関する法令を遵守し，公益財団法人日本中学校体育連盟の個人情報保護法方針・規程に基づき，取得する個人情報について適正に取り扱う。又，取得した個人情報は，競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編集及び作成・ホームページ・掲示板・報道発表・記録発表（記録集）等，その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。大会に参加する選手はこれに同意すること。

８ 参 加 料　　参加選手一人につき３，０００円とする。
参加申込締切以降の参加取り消しや不出場の場合、参加料の返金は行わない。

９ 引率者及び監督

（１）参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※１とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合は、所定の「参加申込書」の監督者及び引率者の欄に指示されている印を付け、必要事項を記入する。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

※１ ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者をいう。以下同じ。

（２）大会では外部指導者（コーチ）をおくことができる。外部指導者（コーチ）は，出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し，参加申込時に大会事務局に提出する。但し，当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者（コーチ）にはなれない。

（３）引率者の特例

全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り，「全国中学校体育大会引率細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者（コーチ）の引率を認める。

（４）都道府県の代表監督は、当該県の中学校の校長または教員とする。

（５）全国大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお，外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

10　種　　目

（1）男子（１３種目）　標準記録は別項の通りとし，追風参考記録は対象としない。
１００m，２００m，４００m，８００m，１５００m，３０００m
１１０mH(0.914m/9.14m)，４×１００mR，走高跳，棒高跳，走幅跳，砲丸投(5.000kg)
四種競技（①１１０mH(0.914m/9.14m)　②砲丸投(4.000kg)　③走高跳　④４００m）

（2）女子（１０種目）　標準記録は別項の通りとし，追風参考記録は対象としない。
１００m，２００m，８００m，１５００m，１００mH(0.762m/8.00m)
４×１００mR，走高跳，走幅跳，砲丸投(2.721kg)
四種競技［①１００mH(0.762m/8.00m)　②走高跳　③砲丸投(2.721kg)　④２００m］

11　競技規則

２０１８年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則並びに申し合わせ事項によって行う。
但し、競技規則第１６２条５は適用しない。

12　競技方法　　競技は個人選手権とする。

13　参加制限

（1）一人２種目以内とする。（ただし，リレーを除く。）

（2）リレーは，男女とも都道府県１チーム（学校単独チーム）とする。
ただし，開催都道府県は２チーム（学校単独チーム）参加することができる。

14　表　　彰

（1）各種目の第１位から第３位には賞状とメダルを，第４位から第８位までには賞状を授与する。
（2）優秀競技者（男子１名，女子１名）には，文部科学大臣賞を授与する。
（3）四種競技優勝者（男子１名，女子１名）には，ウィッシュマン賞を授与する。
（4）リレー優勝校には，優勝杯を授与する。優勝杯は持ち回りとし，翌年の大会で返還し，レプリカを授与する。

15　参加申込

（1）申込期限　平成３０年８月１日（水）　正午［必着厳守］

（2）申 込 先

〒700-8544
岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課内
「平成３０年度全国中学校体育大会岡山市実行委員会
第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会事務局」宛
TEL　086-803-1543　　Fax　086-803-1885
e-mail　2018zenchu-rikujyou@okayama-chutairen.com

（3）申込方法

① 大会公式ホームページ（http://2018zenchu-okayama.com/）より必要書類をダウンロードする。
② 所定の用紙に必要事項を記入して，都道府県中学校体育連盟陸上競技委員長（部長）がとりまとめ，申し込むこと。
③ 「第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会申込書在中」と朱書きすること。

（4）申込書類

① 大会申込一覧表（様式Ａ－１）２部（原本１部＋コピー１部）
② 参加校一覧表（様式Ａ－２）２部（原本１部＋コピー１部）
③ 競技者参加申込一覧表（様式Ａ－３）２部（原本１部＋コピー１部）
※様式Ａ１～３はＥメールでも申し込むこと。
④ 学校別参加申込書(様式Ｂ－１(m)Ｂ－２(w))１校ごとに２部
（原本１部＋コピー１部）
※競技者参加申込一覧表（様式Ａ－３）は学校順に並べて作成する。
⑤ 第７項（５）①②③④の各大会のプログラム（訂正済み），決勝記録一覧表，全リザルト（トラック・フィールドとも全ラウンドの記録一覧表（四種競技の各種目も含

む））をそれぞれ１部提出すること（参加有資格者を赤で囲むか，マーカーで印をつけるかし，付せんをつけること。）
※すべての資料において，参加有資格者の氏名文字が統一されていること。
⑥ 資格審査・プログラム編成会議時の連絡先
⑦ 参加料・ナンバーカード送金内訳表
⑧ 外字作成申請書(必要ない場合は「なし」と記入すること。)
⑨ 全国中学校体育大会引率者・監督者報告書（様式８） ※必要な場合のみ

16 諸会議
（１）第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会最終打合せ会
① 日 時 平成３０年８月１８日（土） １０：４５～
② 会 場 ジップアリーナ岡山（岡山県総合グラウンド体育館）会議室
〒700-0012 岡山市北区いずみ町2-1-3
TEL 086-253-3944 FAX 086-253-8900
（２）監督会議
① 日 時 平成３０年８月１８日（土） １２：３０～
② 会 場 ジップアリーナ岡山（岡山県総合グラウンド体育館）
〒700-0012 岡山市北区いずみ町2-1-3
TEL 086-253-3944 FAX 086-253-8900
（３）公益財団法人日本中学校体育連盟陸上競技部会（ブロック長会議）
① 日 時 平成３０年８月１９日（日） １０：００～（予定）
② 会 場 シティライトスタジアム（岡山県総合グラウンド陸上競技場）会議室
〒700-0012 岡山市北区いずみ町2-1-11
TEL 086-253-3950 FAX 086-256-7533

17 注意事項
（１）大会期間中の傷病については，応急処置等のみ行う。参加者は健康保険証を持参するのが望ましい(健康保険証がない場合には保険医療が受けられないことがある)。
（２）本大会は独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用する。
（３）走路は全天候舗装であるので，競技規則第１４３条④項を適用する。
（４）競技に使用する用器具は、棒高跳用ポール以外はすべて主催者が用意したものを使用しなければならない。砲丸投の砲丸については，競技規則第１８７条②項（国内）を適用する。また投てき練習場での練習用の砲丸は，各校で用意したものを使用する。
（５）練習場は次の会場を開放する（詳細については公開練習要項を参照する）。
① シティライトスタジアム（岡山県総合グラウンド陸上競技場）
１７日（金） １２：００～１７：００（投てき種目を除く）
１８日（土） ９：００～１７：００（投てき種目を除く）
１９日（日）・２０日（月） ７：００～ ８：００（トラックと棒高跳のみ）
２１日（火） ７：００～ ８：３０（トラックのみ）
② 岡山県総合グラウンド補助陸上競技場
１７日（金） １２：００～１７：００
１８日（土） ９：００～１７：００
１９日（日）・２０日(月) ７：００～１８：００
２１日（火） ７：００～１６：００
③ 投てき練習場
１７日（金） １２：００～１７：００
１８日（土） ９：００～１７：００
１９日（日）・２０日(月) ７：００～１８：００
２１日（火） ７：００～１４：００

18 宿泊･弁当
（１）宿泊・弁当については，別紙「宿泊・弁当要項」により斡旋する。適切な危機管理対応(感染症・自然災害等)を確保するため，必ず，大会実行委員会指定の業者を通して申し込むこと。(指定外の宿泊施設の利用は，原則として認めない)。

（２）申込期限　　平成３０年８月１日（水）１７：００必着

（３）申込先・問い合わせ先

〒810-0072　福岡県福岡市中央区長浜1-1-35　新ＫＢＣビル５階
（株）ＪＴＢ「第４５回全中陸上ツアーデスク」宛
℡(ﾅﾋﾞﾀﾞｲｱﾙ) 0570-000-238　Fax(ﾅﾋﾞﾀﾞｲｱﾙ) 0570-020-707
E-mail：45zenriku@jtb.com
担当：中村・柳井

19　そ の 他

（１）棒高跳のポールは，競技場宛に送付すること。返送については監督会議の際に連絡する。

〒700-0012　岡山市北区いずみ町2-1-11
シティライトスタジアム
『第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会』ポール係
TEL　086-253-3950　　FAX　086-256-7533

（２）参加料（一人３，０００円），ナンバーカード代（一人　５００円）を都道府県で取りまとめ，８月１日（水）正午までに，下記に納入すること。

金 融 名：　中国銀行　岡山市役所出張所（店番号１１６）
口座番号：　２５０３３０４
フリガナ：　ｰｲｾｲｻﾝｼﾞｭｳｷﾝﾄﾞｾﾝｺｸﾁｭｳｶﾞｯｺｳﾀｲｲｸﾀｲｶｲｵｶﾔﾏｼｼﾞｯｺｳｲｲﾝｶｲｼﾞﾑｷｮｸ
口 座 名：　平成30年度全国中学校体育大会岡山市実行委員会事務局
ｼﾞﾑｷｮｸﾁｮｳ　ﾔﾏﾀﾞ ﾋﾛｼ
事務局長　山田　裕史

（３）ナンバーカードは，支給されたままの大きさで確実に付けること。

（４）競技プログラムの無償配付は，各都道府県５部とする。

20　連 絡 先

（１）大会開催前

〒700-8544
岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課内
平成３０年度全国中学校体育大会岡山市実行委員会
第４５回全日本中学校陸上競技選手権大会事務局
担当者　長谷川　仁則
TEL　086-803-1543　　FAX　086-803-1885

（２）大会期間中　８月１８日（土）～２１日（火）

［昼間］　シティライトスタジアム（岡山県総合グラウンド陸上競技場）
〒700-0012　　岡山市北区いずみ町2-1-11
TEL　086-253-3950　　FAX　086-256-753
［夜間］　岡山ロイヤルホテル
〒700-0028　　岡山市北区絵図町2-4
TEL　086-255-1111　　FAX　086-254-0777

（3）大会期間中ツアーデスク

[昼間]　大会ツアーデスク
※シティライトスタジアム正面広場
[夜間]　ＪＴＢ岡山支店
〒700-0822　岡山市北区表町1-7-36　３階
担当：北向・松田
ＴＥＬ：090-5370-0586

21　標準記録　［追い風参考記録は対象としない］

男　子　（１３ 種目）		女　子　（１０ 種目）	
種　目	標準記録	種　目	標準記録
１００ｍ	１１秒２０	１００ｍ	１２秒５３
２００ｍ	２２秒７５	２００ｍ	２５秒８０
４００ｍ	５１秒６０	－	－
８００ｍ	２分００秒５０	８００ｍ	２分１６秒５０
１５００ｍ	４分０８秒５０	１５００ｍ	４分３８秒００
３０００ｍ	８分５７秒００	－	－
１１０ｍＨ	１５秒００	１００ｍＨ	１４秒８０
走　高　跳	１ｍ８５	走　高　跳	１ｍ６０
棒　高　跳	４ｍ００	－	－
走　幅　跳	６ｍ５５	走　幅　跳	５ｍ４５
砲　丸　投	１３ｍ００（５．０００kg）	砲　丸　投	１２ｍ５０（２．７２１kg）
四種競技	２５００点（電気計時）	四種競技	２６３０点（電気計時）
4×100ｍＲ	各都道府県１チーム （学校単独チーム）	4×100ｍＲ	各都道府県１チーム （学校単独チーム）

男子四種競技では，１１０ｍＨの風速が＋2.0m/secを超えた記録は対象としない。
※　女子四種競技では，１００ｍＨ・２００ｍの平均風速が＋2.0m/secを超えた記録は対象としない。
※　電気計時とする。（手動計時は認めない。）

学校体育大会及び日々の運動部活動の練習における指導者の暴力行為の根絶に向けて

平成３０年１２月２７日
（公財）日本中学校体育連盟

文部科学省の「体罰に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」のデータによると、全中学校での体罰件数は、平成25年度の１８６３件が平成29年度は２５８件と減少しています。その中の部活動中の件数も７１２件から６２件と減っています。各教育委員会や各中学校体育連盟の指導及び多くの先生方の取組・声掛けの成果と考えています。しかし、学校教育法で禁止され、教育者として許されない体罰・暴力が「０」にはなっていない現実があります。発生件数の３０％前後が部活動中のものです。

また、各学校での練習中や大会での試合中に指導者が発する言葉や伝え方に疑問を感じることがあります。生徒の人格を否定するような言葉、パワーハラスメントと判断される言葉や態度です。学校教育の一環として指導している運動部活動であることを、指導に当たる全ての者が強く認識し、スポーツ・体育の素晴らしい力を生徒たちに伝えていきたいと思います。

平成30年11月20日に日本ユニセフ協会より「子どもの権利とスポーツの原則」が発表されました。そこには次のような記述があります。

『すべての子どもは、「その年齢に適した遊び及びレクレーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利」を持っています。そして「遊び」や「スポーツ」は、「教育」と同様に、子どもたちの人生に、大きく前向きな影響力を持っています。　～　中略　～

一方で、現在においても、残念ながら、スポーツの指導・練習・競技等の過程において、子どもへの体罰、いじめ、身体への過度の負担をはじめ、子どもの権利に悪影響を与える問題が生じている事例も散見されます。　～　中略　～

スポーツの持つ影響力の大きさゆえに、スポーツが率先して前向きなメッセージを発すれば、子どもたちに様々な面で大きな影響を与えることが想像されます。そのような中、欧米を中心に世界60以上の国の100を超えるプロスポーツ選手会が参加する世界選手会連合が「子どもアスリートの権利擁護宣言」を採択するなどの動きが見られるようになっています。オリンピックやパラリンピック、サッカー、ラグビーその他各種競技のワールドカップや世界大会等のいわゆるメガスポーツイベントや、国境を越えたスポーツの広がりなど、世界各国でスポーツが持つ社会的影響力が大きく注目される中、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え、子どもの権利に負の影響を及ぼすことがないよう、多様な関係者が協力して取り組むことが非常に重要です。

本原則に賛同するスポーツ団体、教育機関、スポンサー企業・組織、スポーツ選手・競技団体、スポーツ指導者、保護者等の関係者は、それぞれの立場に応じ、以下の原則の実施を目標として取り組むことを表明し、相互の協働・対話を促進するため、その取組状況について、可能な範囲で積極的に対外的に公表・説明することに努めます。』

本文は、次の１０の柱にまとめられています。

01　子どもの権利の尊重と推進にコミットする
02　スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
03　子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
04　子どもの健康を守る
05　子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
06　子どもに関するおとなの理解とエンゲージメント(対話)を推進する
07　スポーツ団体等への支援の意思決定において、子どもの権利を組み込む
08　支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う
09　関係者への働きかけと対話を行う
10　スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする

～　詳細は、日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」（https://childinsport.jp/）をご覧ください　～

（公財）日本中学校体育連盟も賛同団体として参加しています。

本連盟では、殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、セクシャルハラスメントなどの暴力行為は許されるものではなく、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならないという考えの下、平成25年４月25日にスポーツ関係５団体と協力して「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択し、暴力行為の根絶に

取組んでまいりました。
さらに、平成28年秋に「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する本連盟の対応」を発表し、今年の４月より施行しました。その中で『暴力・体罰・セクハラ等(以下「暴力等」という。)』という表現があります。それに対し、「あいまいな表現は避けるべきではないか」という質問がありました。回答として示したのは、平成25年５月に文科省から公表された「運動部活動での指導のガイドライン」の「4.運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項」の「⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別しましょう。」の中で次のように記述されています。

「○運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。

○学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。
校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。
学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 3 月 13 日に「体罰根絶宣言」を発表しています。
日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 4 月 25 日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。
両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

○学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。(「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知))

○運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。
各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

★通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例
計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。
(生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。)
(例)
・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、

技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
・練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

★学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例
運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。
（例）
・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。　～　中略　～

★体罰等の許されない指導と考えられるものの例
運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。
また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。
指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。
①殴る、蹴る等。
②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
（例）
・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。
なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。」
～　スポーツ庁のホームページ（http://www.mext.go.jp/sports）をご覧ください～
※下線は（公財）日本中学校体育連盟

（公財）日本中学校体育連盟が開催している全国中学校体育大会においては、監督・コーチ等による選手の人権を否定するような声や教育の場には相応しくない罵声等に対し、主催者として注意・指導することにしています。
また、学校教育の一環として日々の指導に取り組んでいる運動部活動の場で、活動の主役である生徒に対し非教育的な言動が絶対にあってはならないと考えます。顧問教員、部活動指導員、外部指導者など指導に係わる全ての者において、**①～⑥をはじめとする体罰等の許されない指導を決して行わないことを強く求めます。**
スポーツ・体育の楽しさを伝え、心豊かな生徒を育成する部活動を今後も学校の教育活動として継続し、参加している全ての生徒の成長に寄与するためには、多くの方々に理解され応援していただくことが大切です。そのためにも、これまでの取組を振り返り、さらに発展させていくことが重要と考えております。
これからも本連盟は、関係諸団体、都道府県中学校体育連盟等との連携の下、運動部活動に関わる全ての方々と協力し、スポーツ・体育活動をとおして、生徒の健全な育成に努めていきます。

平成３０年６月

中学生の運動部活動に関わる全ての指導者の皆さまへ

（公財）日本中学校体育連盟

暴力・体罰・セクハラ等の禁止について（通知）

中学生の運動部活動に関わる全ての指導者の皆さまが、全国各地で熱心な指導に取り組まれていることに心より感謝します。日々の授業、生徒指導、学級経営や保護者対応及び様々な調査への対応など、ますます多忙となっている中での指導は、時間的、体力的に、また精神的にも大変なエネルギーを必要とされております。その中での指導に対し、心より敬意を表します。

顧問として指導されている運動部を自分自身も経験しており希望された方もいる反面、学校事情により希望ではなく担当されている方も多いのではないかと思います。また、外部指導者として主に技術力向上に力を発揮されている方々にも多く関わっていただいております。

多くの方々の熱意と努力により、中学生の約６５％が入部している運動部活動が運営されています。この運動部活動を通して生徒たちは、自主性や社会性を育みながら充実した学校生活を送っています。

平成２７年夏に約９千人の中学３年生を対象とした本連盟の部活動に関する調査によると、入部理由の１番は、男女とも約７０％の生徒が「楽しみたい（楽しみたかった)」でした。２番目は「上手くなりたい（上手くなりたかった)」という結果でした。

多くの生徒は、各競技の楽しさを知り、多くの仲間を得て、頑張る心を身に付け、指導していただいた方々に感謝をして卒業しています。

しかし、残念ながら指導の中で、暴力・体罰、言葉や態度による人格の否定、セクシャル・ハラスメントなど、生徒の人権を傷つける行為がなくならない現実もあります。一部の指導者の行為が、多くの指導者に迷惑をかけています。その行為が生徒たちのスポーツ・運動に向かう熱意を削ぐことにも繋がっています。絶対に許すことの出来ない行為です。

生徒たちの技術がなかなか伸びない。試合で勝てない。自分の考えや気持ちが、生徒に十分に伝わらない。このようなとき、あなたの態度や表情はどのようになっているでしょうか。生徒のためと考えている行動は、もしかすると、自分の精神的不安定感や指導力不足が原因ではないかと振り返っているでしょうか。

また、周りの指導者に暴力等、許されない指導をしている人はいないでしょうか。「止めようよ」の一声を勇気をもって発することのできる教育環境でありたいものです。

運動部の元気さ、明るさ、前向きな姿勢は、学校を元気にしてくれます。まとまるエネルギーとなります。スポーツの力は多くの人たちに夢と希望と感動を与えてくれます。これらの力を発揮するには、運動部活動の指導に関わる全ての人が、生徒を大切にし、教育者としての愛情を持って正しい指導を行うことが不可欠です。

本連盟が作成に関わってきたスポーツ界における暴力行為根絶宣言等（本連盟ＨＰ参照）を確認し、各競技の指導を通して人間性豊かな生徒を育てると同時に、指導に当たる私たちも感性豊かな教育者として向上に努めていきましょう。

最後に、平成２７年３月１３日にコーチング推進コンソーシアムから発表された『グッドコーチに向けた「７つの提言」』を参考に示しておきます。指導理念の根幹として、改めて認識いただければ幸いです。

１　暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
２　自らの「人間力」を高めましょう。
３　常に学び続けましょう。
４　プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
５　自立したプレーヤーを育てましょう。
６　社会に開かれたコーチングに努めましょう。
７　コーチの社会的信頼を高めましょう。

中学生の運動部活動に関わる全ての方が、笑顔で充実した毎日が送れることを期待しております。

全ての運動部で**「暴力０（ゼロ）　心でつなぐスポーツの絆」**を実感しましょう。

平成 25 年 3 月 13 日

（公財）全国高等学校体育連盟
会　長　　三田　清一
（公財）日本中学校体育連盟
会　長　　三町　　章

体罰根絶宣言

運動部活動中の指導者の体罰が背景にあり、そのことによって高校生が自殺すると言う大変痛ましい事件が大阪市の高等学校で発生したことを踏まえ、平成 25 年 1 月 18 日（公財）全国高等学校体育連盟は「運動部活動における体罰根絶に向けて（通知）」を、また（公財）日本中学校体育連盟は平成 25 年 1 月 31 日「運動部活動の指導のあり方」を全国に向けて発信した。

その後、全国高等学校体育連盟では各都道府県体育連盟を通して体罰事案の発生について調査を行った。その結果から運動部活動の指導中において残念ながら今もって体罰が存在することが判明した。

また、日本中学校体育連盟においても、以前から運動部活動指導者の体罰における処分の事案が確認されている。

日々、全国の各高等学校や中学校において学校教育活動の一環として行われている運動部活動は、生徒の健全育成を目指すものであり、その中で指導者は生徒の生命を守り、人権を尊重し、個性を育んでいくことが使命として求められている。

従って、各学校の運動部活動指導者は多くの国民から、運動部活動の信頼を取り戻すべく最善の努力を、今、しなければならない。

（公財）全国高等学校体育連盟、（公財）日本中学校体育連盟および両組織の事業に参画する運動部活動指導者は体罰根絶に向けて最大の努力を行うことをここに宣言する。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆（きずな）を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに 21 世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆（きずな）を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆（ぼうとく）し、スポ

ーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21 世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一. 指導者

〇指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

〇指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

〇指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

〇指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21 世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

〇スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。

〇スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三．スポーツ団体及び組織

○スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。

○スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通した国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行

う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟

公益財団法人全国高等学校体育連盟　競技者及び指導者規程

第１章　　総　　則

第１条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

第２条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

（１）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第１条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。

（２）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第２章　　競 技 者

第３条（競技者のあり方）

（１）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。

（２）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。

（３）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。

（４）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。

（５）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第４条（競技者の禁止事項）

（１）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。

（２）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。

（３）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。

（４）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第５条（大会等への参加）

（１）競技者が大会等に参加するときは、在学校校長の責任によって申し込むものとする。

（２）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学校校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

第３章　　指 導 者

第６条（指導者のあり方）

（１）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。

（２）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導

にあたる。
（３）競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
（４）禁止事項については第４条（競技者の禁止事項）を準用する。
（５）体罰を行った指導者は、平成２６年５月２０日付け（２６全国高体連第４２号）による体罰根絶全国共通ルールを適用する。

第４章　　罰　　則

第７条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

第５章　　改正その他

第８条（改正その他）

本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

附　則

平成１４年５月３０日より施行
平成２４年４月１日　一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」
平成２５年５月２１日　一部改正「加盟と登録の区別」
平成２６年５月２０日　一部改正「体罰根絶全国共通ルールの適用」

【参考】

「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、
「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること
「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められることと言われている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、今後、以下のように概念規定する。
「加盟」；都道府県高体連へ加入すること
例；○○県高体連に加盟する
「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること
（登録することによって大会出場が認められる）
例；●●専門部に登録する

※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。

２６全国高体連第４２号
平成２６年５月２０日

各都道府県高等学校体育連盟　会　長　殿
同　上　理事長　殿
（公財）全国高体連各専門部　部　長　殿
同　上　委員長　殿

（公財）全国高等学校体育連盟
会　長　小　野　九

体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、４月にスポーツ関係５団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、５月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一掃しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一丸となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国１２０万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組みを一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

＜別紙＞

１　体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第６条（指導者のあり方）及び第７条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

２　体罰根絶全国共通ルール

(1)　指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール

ア　体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後１年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）

イ　体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後１年間、原則として高体連の役職に充てない。

(2)　本ルールは、平成２６年７月１日より施行適用する。

３　体罰根絶全国共通ルールの運用について

（１）　本ルールにおける体罰は、平成２５年５月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。

参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

（２）　本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。

（３）　運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。
（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）

（４）　各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの１年間の中に含むこととする。

（５）　本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から２週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。

（別紙様式）

平成○○年○月○日
○○○高第○○○号

○○県高等学校体育連盟会長
○　○　○　○　様

○○○○高等学校長
○　○　○　○
（公印）

体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について

標記の件について、下記の通り報告します。

記

1　体罰の発生日時・場所

2　当該指導者の職・氏名

3　当該部活動名

4　当該体罰の概要

5　各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日

6　備考

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

１　総　　則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

２　目　　的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

３　主　　催

（1）大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。
　　夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催県とする。（総合ポスター等に記載する）
（2）競技種目別大会については、上記(1)の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。
　なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

４　後　　援

（1）大会の後援は、スポーツ庁・(公財) 日本スポーツ協会及び日本放送協会とする。
（2）競技種目別大会については、上記（1）の他に開催地都道府県体育協会及び会場地市町村体育協会等を加えることができる。

５　主　　管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

６　協　　賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会協賛要項」「全国高等学校総合体育大会競技種目別協賛要項」及び「スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

７　大会開催の順序と地域区分

（1）大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。
（2）夏季大会の開催地は、本連盟の定める３地域(東・中・西) ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。
　但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。
（3）冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。
（4）夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。
　　なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】

地　域	ブロック	都　道　府　県
東	北海道	北海道
	東　北	(北)青森・岩手・秋田/(南)宮城・山形・福島
	関　東	(北)茨城・栃木・群馬・埼玉/(南)千葉・東京・神奈川・山梨
中	北信越	新潟・富山・石川・福井・長野
	東　海	岐阜・静岡・愛知・三重
	近　畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
西	中　国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
	四　国	徳島・香川・愛媛・高知
	九　州	(北部)福岡・佐賀・長崎・大分/(南部)熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

8　大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

（1）本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催５年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。

（2）依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の４年前の４月１日から８月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式１）を提出する。

（3）大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。

（4）開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。

（5）開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

9　大会開催時期及び期間

（1）夏季大会の開催は８月１日から 12 日まで及び 16 日から 20 日までの間を原則とする。

（2）冬季大会の開催は 12 月下旬から２月までの間を原則とする。

（3）競技種目別大会の期間は４日以内を原則とする。ただし、４日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。

（4）国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

10　大会の内容

（1）競技は次のとおりとする。

ア．夏季大会（30 競技）

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法

※ヨットについては、平成27～36 年度の間、和歌山県にて固定開催とする。

イ．冬季大会（４競技）

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催とする。

（2）競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。

（3）競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。

（4）競技種目別大会の競技会場及び競技用備品･用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。

（5）大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。

但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

11　引率・監督

（1）引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の２に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。

（2）監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

12　大会参加資格

（1）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。

（2）選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。

（3）年齢は、＿＿年４月２日以降に生まれたものとする。（＿＿部分の数字は開催当該年度－19となる）

但し、出場は同一競技３回までとし、同一学年での同一競技出場は１回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）

大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

（4）チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

（5）複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の２年間に限り合同チームによる大会参加を認める。

（6）転校・転籍後６ケ月未満（水泳は１年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に６ケ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。

（7）出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

（8）参加資格の特例

ア．上記（1）（2）に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ．上記（3）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

1　学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2　以下の条件を具備すること。

（1）大会参加資格を認める条件

ア．本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ．参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ．各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。

エ．各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

（2）大会参加に際し守るべき条件

ア．大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ．大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ．大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

13　大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

14　高体連マーク、インターハイキャラクター等

（1）（公財）全国高等学校体育連盟「マーク」（以下「高体連マーク」という）は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。

（2）高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。

（3）高体連マークの使用に関しては、『（公財）全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。

（4）インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

15　競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

16　実行委員会

（1）開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。

（2）実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

ア．名称

イ．目的
ウ．組織
エ．役員
オ．管掌内容
カ．経理方法
キ．その他必要な事項

（３）実行委員会は、事務局を設ける。

（４）次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
ア．大会運営の予算及び決算
イ．競技施設の計画
ウ．総合開会式
エ．宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
オ．競技種目別大会実施要項
カ．その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費(受益者負担）等）

（５）次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。
ア．ブロック開催基本方針（固定競技種目開催県は別途作成）・各都道府県開催基本構想）
イ．実行委員会規程・役員
ウ．大会愛称・スローガン
エ．図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
オ．その他必要と認める事項

（６）高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。

（７）開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。

（８）開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

17　競技種目別大会の実施要項

（１）大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の８月末までに総体中央委員会に提出する。

（２）競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競技種目別大会実施要項作成基準」による。
ア．期日
イ．会場
ウ．競技種目
エ．競技日程

オ．競技規則
カ．競技方法
キ．引率・監督
ク．参加資格
ケ．参加制限
コ．参加申込
サ．参加料
シ．表彰
ス．宿泊
セ．諸会議
ソ．組合せ
タ．個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
チ．連絡事項（その他）

（３）競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については４月 20 日、冬季大会については 10 月１日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

18　参加申込み

（１）都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されてない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込むものとする。
（２）申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の４週間前とする。
（３）申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
（４）上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

19　大会参加料

（１）大会参加者は参加料を納入する。
（２）参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
（３）参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されてない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
（４）参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
（５）参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

20　大会参加章（ＩＤカード等）

（１）参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されてない場合は都道府県実行委員会）が必要と認めたものに支給する。
（２）参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
（３）参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。

（４）参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
（５）開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

21　大会の式典

（１）夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場地で行う。
（２）夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
（３）閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
（４）「総合開会式式典基準」は別に定める。

22　表　彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

23　プログラム

（１）プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
（２）競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
（３）プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。

ア．競技別団体（関係種目のみ）	５部
イ．競技役員（関係種目のみ）	１部
ウ．都道府県高等学校体育連盟（全競技種目）	２部
エ．競技種目別都道府県代表監督（関係種目のみ）	１部
オ．参加校各校につき（団体関係種目のみ）	２部
カ．報道関係者	申込人数の 1/4
ただし単独競技取材社（関係種目のみ）	１部
キ．本連盟（全競技種目）	４０部

24　都道府県選手団役員編成

（１）都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
ア．夏季大会は団長、副団長、総務併せて 10 名以内
イ．冬季大会は団長、副団長、総務併せて５名以内
（２）都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

25　大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

26　宿　泊・弁　当

≪夏季大会≫

（1）都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。

（2）開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。

（3）宿舎は，本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし，原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。

（4）１人の宿泊に要する広さは、少なくても消防法の定める限度を下回ってはならない。

（5）宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したものについて、大会開催の前年の８月末までに総体中央委員会に提出する。

なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、開催地都道府県実行委員会と本連盟が協議する。

≪冬季大会≫

（1）都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。

（2）夏季大会の（2）に準ずる。

（3）宿舎は，開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。

（4）夏季大会の（4）に準ずる。

（5）夏季大会の（5）に準ずる。

27　交　　通

（1）競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。

（2）公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の便宜を計るものとする。

但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。

（3）シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

28　報道・記録処理

(1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録センター及びプレスセンターを設置し、

その経費を負担する。

(2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。

(3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・ＩＤカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。

(4) 放送に関しては、本連盟と日本放送協会が締結した契約内容を優先する。

(5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。

(6) 開催ブロック幹事都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

29　肖像権

(1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。

(2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

30　入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を得なければならない。

31　緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

32　高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

33　補　則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

附　　則

本要項は昭和 39 年度大会より発行する。

昭和 41 年 11 月　第一次改正

昭和 45 年 11 月　第二次改正

昭和 49 年　4 月　第三次改正

昭和 52 年 11 月　第四次改正
昭和 55 年 11 月　第五次改正
昭和 57 年　5 月　第六次改正
昭和 63 年　5 月　第七次改正
平成　5 年　5 月　第八次改正
平成　5 年 11 月　第九次改正
平成　8 年 11 月　第十次改正　［出場は同一競技３回まで］［外国人留学生もこれに準ずる］
平成　9 年　4 月　第十一次改正　［統廃合対象校の参加］
平成　9 年 11 月　第十二次改正　［４月２日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの］
平成 11 年　5 月　第十三次改正　［中国等帰国生徒］
平成 12 年 11 月　第十四次改正　［４月２日以降に生まれたものとする］
平成 16 年　3 月　第十五次改正　［引率・監督［中国等帰国生徒］［中央委員会承認事項］
［会長承認事項］［交通］［中等教育学校］他全体
平成 17 年　3 月　第十六次改正　［大会申請書の提出について］［大会の内容（４）］
［実行委員会（４）中央委員会の承認］
［宿泊（５）宿泊料金の決定］
平成 18 年 12 月　第十七次改正　［大会開催地の決定］
平成 20 年　3 月　第十八次改正　「大会参加資格の改正」
平成 20 年 12 月　第十九次改正　「入場料について」
平成 21 年　5 月　第二十次改正　「大会参加資格 72 条、115 条の改正」
平成 22 年　3 月　第二十一次改正「主催の改正」
平成 23 年　3 月　第二十二次改正「決定主体明確化」「開催地の決定」他
平成 24 年　9 月　第二十三次改正「共催、休学・留学の扱いの追記、宿泊の改正」
平成 25 年　4 月　第二十四次改正「プログラムの改正、高校生活動の追記、配宿センター・記録センター等の追記」（なお、この変更は、平成 26 年度からの適用とする。但し、3 主催、15 競技種目別大会の運営、24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より適用する。）
平成 25 年　9 月　第二十五次改正「大会参加資格」の項、字句修正・追記
平成 28 年　5 月　第二十六次改正「ブロック開催に伴う字句修正」「後援の改正」「宿泊・弁当の改正」「インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマーク、肖像権の追記」
平成28年6月1日から施行

平成 30 年　5 月　第二十七次改正「後援」の項の団体名改正、「大会開催時期及び期間」の項の追記、「引率・監督」の項の追記、高体連マーク・インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークの項の一部修正、実行委員会の項の一部修正、プログラムの項の一部修正

２７全国高体連第２４３号
平成２７年１０月１５日

各都道府県高等学校体育連盟　会　長　殿
同　　上　　理事長　殿
（公財）全国高体連各専門部　部　長　殿
同　　上　　委員長　殿

（公財）全国高等学校体育連盟
会　長　　小　野　　

体罰根絶のための日本体育協会等との情報共有について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、体罰根絶に向けて、本連盟では平成 25 年３月に日本中体連と合同の「体罰根絶宣言」の発信、４月にはスポーツ関係５団体と「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択、平成 26 年５月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）」を発出して同年７月１日より施行適用しました。また、一昨年度からインターハイ全競技会場に、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、昨年７月１日の全国共通ルール施行以降、諸会議で逐次ご報告させていただきましたが、昨年度７月から３月までの９ヶ月間の件数を今年度８月までの５ヶ月で上回り、増加傾向にあるというきわめて残念な状況です。

このような中、日本体育協会では平成 26 年 7 月 23 日より「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準」が施行され、公認スポーツ指導者の有資格者に対する処分を行うこととなりました。各中央競技団体でもそれぞれの規程による措置・処分があります。本連盟の部活動指導者が日本体育協会や各中央競技団体の指導者資格を有することも多く、全国共通ルール制定後、体罰等についての情報共有が懸案事項となっておりました。このたび、本連盟と各中央競技団体を取りまとめる日本体育協会との間で検討・調整を重ね、体罰等の情報共有について別紙のとおり申し合わせを行い、別添の協定書により、相互に情報を提供し共有することとなりました。これは、体罰等が後を絶たない実態がある中で、スポーツ関係団体が一致協力して暴力行為を根絶するという「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の趣旨を具現化するものです。

つきましては、本通知の趣旨をご理解いただき、管下の加盟校及びすべての指導者に別紙の内容を周知徹底し、体罰根絶の取り組みを一層充実させるようお願いいたします。

（別紙）

1　体罰根絶全国共通ルール（以下「共通ルール」とする）適用後からの変更点

（1）共通ルール適用事案について本連盟から日本体育協会へ情報提供する。

①当該指導者が日本体育協会公認スポーツ指導者資格を持つ場合には、日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準により資格停止等の処分を受けることがある。

②当該指導者が各中央競技団体等の指導者資格を持つ場合には、各中央競技団体等の規程により措置・処分を受けることがある。

（2）日本体育協会における暴力行為等による措置・処分事案（各中央競技団体から日本体育協会への報告も含む）のうち、高等学校部活動関係者による事案について、日本体育協会から本連盟へ情報提供する。

①提供を受けた情報について、共通ルールの適用となる可能性がある場合は、当該指導者の所属都道府県高体連を通して所属高等学校長へ事実確認を依頼することがある。

②所属高等学校長が当該指導者に事実確認した結果、共通ルールの適用となると判断した場合は、共通ルールによる所定の手続きを行う。

2　情報共有の窓口

（1）共有する情報は個人情報であるので取り扱いには十分に配慮し、情報提供及び情報に関する問合せの窓口は全国高体連事務局と日本体育協会事務局とに一本化する。

（2）それぞれの下部組織からの問合せはそれぞれの事務局を通して行うこととする。

3　情報共有の方法

全国高体連から日体協へは全国共通ルール適用事案について、日体協から高体連へは日体協・各中央競技団体の措置・処分事案のうち高等学校部活動関連の事案について情報提供する。

4　情報提供の内容

（1）高体連から日体協へ

指導者氏名・所属都道府県名、体罰の発生日時、競技名、体罰の概要

全国共通ルール適用期間

（2）日体協から高体連へ

指導者氏名・所属（指導）校、暴力行為等の発生日時、競技名、体罰の概要

措置・処分内容

5　情報共有の開始時期

（1）高体連から日体協への情報提供

平成２６年７月１日　体罰根絶全国共通ルールの施行日

（2）日体協から高体連への情報提供

平成２６年７月２３日　日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準の施行日

写

協定書

公益財団法人日本体育協会（以下「甲」という）と公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「乙」という）は、スポーツ指導における体罰・暴力行為等根絶のための取り組みとして、相互の情報共有を行うこととし、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　本協定は、甲と乙が、スポーツ指導者が起こした体罰・暴力行為等について相互に情報共有することにより、速やかな事案の把握と適切な対応を行い、スポーツ指導における体罰・暴力行為等の根絶に資することを目的とする。

（共有内容）

第２条　甲と乙は、スポーツ指導者が起こした体罰・暴力行為等に関する情報共有について、別紙に基づき情報提供を行うこととする。

（秘密保持）

第３条　相互に提供した情報については、双方の加盟団体・支部組織・顧問弁護士等による事案の把握・解決にのみ使用することとし、相手方の許可なく第三者に提供することを禁止する。

２．相互に提供した情報については、電子媒体については暗号化を行い、紙媒体については施錠可能な什器に収納するなど、双方の個人情報保護規程等に従って適切に管理することとする。

（その他）

第４条　この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び、協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を２通作成して、各自その１通を保有する。

写

平成２７年１０月１５日

（甲）

東京都渋谷区神南１－１－１　岸記念体育会館内

公益財団法人日本体育協会

会　長　　張　富士夫

（乙）

東京都千代田区一ツ橋１－１－１

パレスサイドビル２階

公益財団法人全国高等学校体育連盟

会　長　　小野　力

写

（別紙）

１．情報共有の対象となる事案

（１）甲が認定する公認スポーツ指導者資格保有者で甲が定める倫理規程に違反し処分を受けた者のうち、高等学校部活動指導者に関する事案

（２）乙が定める体罰根絶全国共通ルール適用事案

（３）上記に限らず、甲の処分審査及び乙の体罰根絶全国共通ルール適用上、相互の連携が必要と双方が合意した事案

２．情報共有の窓口

（１）前項に関わる情報共有及び情報に関する問合せの窓口は甲と乙の事務局とする。

（２）甲と乙の加盟団体・下部組織からの問合せは甲と乙の事務局を通して行うこととする。

３．情報提供の内容

（１）当該指導者に関する情報

（２）当該暴力行為・体罰等の概要

（３）情報提供の様式は別に定める。

４．情報共有の開始時期

（１）日体協から高体連への情報提供

平成２６年７月２３日　日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準の施行日

（２）高体連から日体協への情報提供

平成２６年７月１日　体罰根絶全国共通ルールの施行日

２４全国高体連第２９２号
平成２５年１月１８日

各都道府県高等学校体育連盟　会長　殿
同上　理事長　殿
(公財)全国高体連各競技専門部　部長　殿
同上　委員長　殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長　三田　清一

運動部活動における体罰根絶に向けて（通知）

誠に残念ではありますが、今般大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部指導者が行った体罰によって、その学校に在籍する高校生が悩んだ末、自らの尊い生命を絶ちました。このことは痛恨のきわみであり、亡くなられた高校生の御冥福を願うとともに、ご遺族に対し心から弔意を表する次第であります。

体罰の根絶に向けては、今日まで様々な取り組みが行われ、その中で生命の尊さや人権の大切さ等が繰り返し叫ばれてまいりました。しかし、ご承知の通り、未だに体罰を絶つことができていない状況にあります。

学校の日々の教育活動の一貫として行われております運動部活動は高校生の健全育成を目指すものであり、いわんや指導者自らが運動部活動の中で体罰を行い、それも常態化していたということに及んでは、まさに言語道断であると言わざるを得ません。

我々学校教育に携わる指導者には高校生の尊い生命を守り、人権を大切にし、個性を重視し、育てていくことが使命として求められています。改めて法律を持ち出すこともなく、それらのことを大事にしてこれからの世代を担う高校生を育成していくことが我々指導者に求められているもっとも大切なことであります。

今一度あるべき教育の原点に立ち戻り、体罰根絶に向けた取り組みを行っていただき、多くの国民の皆様から運動部活動への信頼を取り戻すべく、指導現場で体罰等不適切な指導のないよう体罰根絶の徹底を図られますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月 13 日

（公財）全国高等学校体育連盟
会　長　　三田　清一
（公財）日本中学校体育連盟
会　長　　三町　　章

体罰根絶宣言

運動部活動中の指導者の体罰が背景にあり、そのことによって高校生が自殺すると言う大変痛ましい事件が大阪市の高等学校で発生したことを踏まえ、平成 25 年 1 月 18 日（公財）全国高等学校体育連盟は「運動部活動における体罰根絶に向けて（通知）」を、また（公財）日本中学校体育連盟は平成 25 年 1 月 31 日「運動部活の指導のあり方」を全国に向けて発信した。

その後、全国高等学校体育連盟では各都道府県体育連盟を通して体罰事案の発生について調査を行った。その結果から運動部活動の指導中において残念ながら今もって体罰が存在することが判明した。

また、日本中学校体育連盟においても、以前から運動部活動指導者の体罰における処分の事案が確認されている。

日々、全国の各高等学校や中学校において学校教育活動の一環として行われている運動部活動は、生徒の健全育成を目指すものであり、その中で指導者は生徒の生命を守り、人権を尊重し、個性を育んでいくことが使命として求められている。

従って、各学校の運動部活動指導者は多くの国民から、運動部活動の信頼を取り戻すべく最善の努力を、今、しなければならない。

（公財）全国高等学校体育連盟、（公財）日本中学校体育連盟および両組織の事業に参画する運動部活動指導者は体罰根絶に向けて最大の努力を行うことをここに宣言する。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆（きずな）を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに 21 世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆（きずな）を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆（ぼうとく）し、スポ

ーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21 世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一. 指導者

〇指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

〇指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

〇指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

〇指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21 世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

〇スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。

〇スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三．スポーツ団体及び組織

○スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。

○スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通した国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行

う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟